

建設業の一人親方等のための 安全衛生教育テキスト



公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会 (略称: 全基連)

◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

第1章 建設業における一人親方等	1
第1節 一人親方等と社員（労働者）の違い	1
1 「一人親方等」とは	1
第2節 建設業における一人親方等が加入すべき社会保険等	4
1 労災保険の特別加入	4
2 社会保険の適用	5
3 働きがいのある環境	5
4 建設キャリアアップシステム（CCUS）	6
第3節 一人親方等が現場で行うべき事項	7
1 働く意識	7
2 再下請負通知書の提出	7
3 独り作業、スポット作業	9
4 元請、協力会社への報告	10
5 K Y活動と始業前点検	10
6 資格	10
7 一人親方等の安全衛生教育の必要性	12
第2章 建設業の現状と労働災害の発生状況	14
第1節 建設業の現状	14
1 建設投資額の推移と就業者数の推移	14
2 機械化の進展	16
第2節 建設業における労働災害の発生状況	16
1 就業者数と労働災害の発生状況	16
2 事故の型別死亡災害の発生状況	17
3 新規入場時の死亡災害被災率	18
第3節 一人親方等の死亡災害発生状況	18
1 一人親方等の死亡災害	18
第3章 災害発生の仕組み	21
第1節 災害とは	21
第2節 災害発生の要因	21
1 厚生労働省の考え方	21
2 災害発生原因の4つの要素	23
第3節 災害発生の確率	24
第4章 建設現場の安全衛生管理	25
第1節 統括安全衛生管理とは	25
第2節 現場における安全施工サイクル	26
第3節 現場における安全運動	27
1 安全運動	27
2 危険体感教育	29
第4節 一人親方等が行うべき日常の安全衛生活動	30
第5章 現場で繰り返し発生する災害とその防止対策	31

第1章	墜落・転落災害の防止	31
1	安全帯の基礎知識	31
2	傾斜面作業用ベルト	35
3	安全帯使用時の注意事項	36
4	安全帯と接続する機器	37
5	親綱及び安全帯取り付け金具の設置方法	38
第2章	現場で繰り返し発生する災害にかかる防止対策	44
1	足場	44
2	屋根	45
3	開口部	48
4	可搬式作業台（立ちうま）	49
5	脚立	50
6	移動はしご・固定はしご	51
7	玉掛け作業	52
8	高所作業車による作業	54
9	携帯用丸のこ盤	55
10	グラインダー	55
11	有機溶剤中毒予防	56
12	一酸化炭素中毒予防	57
13	硫化水素中毒予防	58
14	酸素欠乏症	59
15	アーク溶接作業	60
16	ガス溶断作業	60
第3章	高年齢者の災害防止	62
第6章	石綿障害の予防対策	64
第1節	石綿対策の重要性	64
第2節	石綿除去作業時の注意事項と適切な保護具の着用	65
1	作業時の注意事項	65
2	呼吸用保護具などの種類と使い方	65
3	作業後の注意事項	67
第7章	リスクアセスメントを活用した作業の進め方	69
第1節	リスクアセスメントの考え方	69
第2節	リスクアセスメントを応用した一人KY活動	69
第3節	リスクアセスメントを活用した作業手順書	71
1	作業手順書の基本	71
2	リスクアセスメントを応用した作業手順書の作成	72
3	建設業における化学物質管理	74
第8章	現場におけるコミュニケーションの取り方	76
第1節	コミュニケーションのポイント	76
第2節	伝達力を向上させる話し方	78

第1章 建設業における一人親方等

第1節 一人親方等と社員（労働者）の違い

1 「一人親方等」とは

「一人親方」とは、一般的には家族以外の他人を労働者として雇用することなく事業を営む者をいいます。なお、このテキストでは、「一人親方等」として一人親方のほか、中小事業主、役員、家族従事者の方も対象に作成しています。

日本では、個人事業主であるいわゆる自営業者は労働力人口の7.4%に過ぎませんが、建設業の場合は建設業に従事している者の約11.5%を一人親方等が占めています（「2024年労働力調査」）。

建設業の一人親方等は、個人事業主として、自ら事業を行う点で他の事業主と同様、自分の判断で仕事を請け負い、かつ自分の判断で仕事を進めていく立場にあり、労働基準法や労働安全衛生法上も労働者とは区別されています。

	一人親方	社員
仕事の進め方	自分の判断で行う	会社の具体的な指示に従う
報酬の受け取り方	工事を完成させたら受け取る	給与として毎月受け取る
働く時間・休日	自分の判断で決める	会社の就業規則などで決まっている
資機材	自分で用意したものを使用	会社から支給されたものを使用
工事の完成責任	一人親方の責任	会社の責任
労災保険	自己負担	会社が負担
社会保険	国民健康保険・国民年金に加入（保険料は全額自己負担）	協会けんぽ・厚生年金に加入（保険料は半額負担）

一人親方と社員の違いをご存じですか？



会社から

- 一人親方として働いてくれ
- 賃金の支払いは領収書
- 怪我は自己責任

などと言われていませんか？



（国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課リーフレットを基に作成）

雇用契約を締結せず、現場作業に従事されている方は、働き方を確認し、チェックリストのBが多く当てはまる場合は、雇用契約の締結を検討しましょう。

働き方の自己診断チェックリスト

現在のあなたの働き方について、該当する方の□に✓印を入れてください。

Point 1 依頼に対する諾否

仕事先から仕事を頼めたら、
断る自由はありますか？

A 自分に断る自由がある

B 自分に断る自由はない

Point 2 指揮監督

日々の仕事の内容や方法はどのように
決めていますか？

A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に
自分の裁量で決定する

B 每日、会社から仕事量や配分、進め方の
具体的な指示を受けて働く

Point 3 拘束性

仕事先から仕事の就業時間
(始業・終業)を決められていますか？

A 基本的には自分で決められる

B 会社などから具体的に決められている

Point 4 代替性

あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を
代わりの人に行わせることはできますか？

A 代役を立てることも認められている

B 代役を立てることは認められていない

Point 5 報酬の労務対償性

あなたの報酬（工事代金又は賃金）は
どのように決められていますか？

A 工事の出来高見合い

B 日や時間あたりいくらで決まっている

Point 6 資機材等の負担

仕事で使う材料又は機械・器具等は
誰が用意していますか？

A 自分で用意している

B 会社が用意している

Point 7 報酬の額

同種の業務に従事する正規従業員と比較した場合、
報酬の額はどうですか？

A 正規従業員よりも高額である

B 正規従業員と同程度か、
経費負担を引くと同程度よりも低くなる

Point 8 専属性

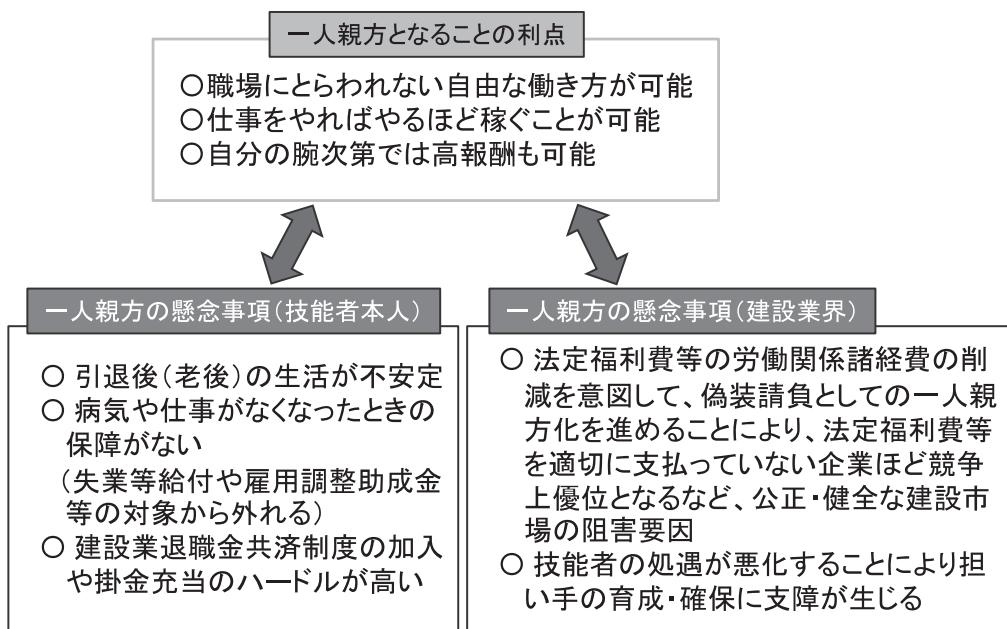
他社の業務に従事することは可能ですか？

A 自由に他社の業務に従事できる

B 実質的に他社の業務を制限され、特定の会社
の仕事だけに長期にわたって従事している

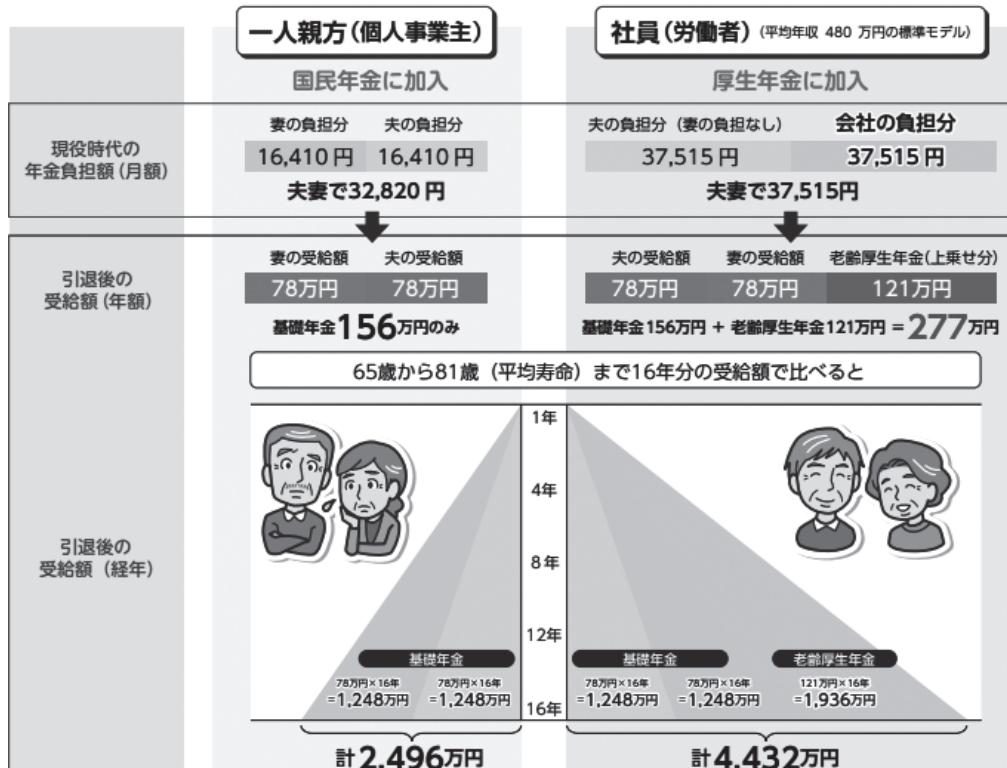
(国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課リーフレットより抜粋)

一人親方の利点と懸念事項



(国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会中間とりまとめ（参考資料）」を基に作成)

もしあなたが社員として厚生年金に加入したら



社員(労働者)として厚生年金に加入した場合、「一人親方」として働いた場合に比べて
2,000万円近く将来の年金受給額が多くなる可能性があります!!
一度、仕事の会社に相談してみましょう!!

※ 日本年金機構ホームページ等を活用して国土交通省において試算。年金加入期間が40年間で、妻が夫の扶養家族である場合の試算です。
年金制度や掛金等の改正が行われた場合、負担額・給付額が変更されます。

(国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課リーフレットより抜粋)

第2節 建設業における一人親方等が加入すべき 社会保険等

1 労災保険の特別加入

労災保険に特別加入していないければ、就労中に被災したとしても労災保険からは一切補償されません。ひとたび被災すると治療費の負担や治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。

万が一の事故に備え、労災保険への特別加入をご検討ください。

労災保険料の求め方

年間保険料=給付基礎日額×365×保険料率※
※一人親方等(建設事業)であれば17/1,000

- ・給付基礎日額は、保険料の算定に使用されるとともに、休業(補償)給付などの日額単価となります。
- ・給付基礎日額が低い場合は、労災保険給付額も少なくなりますので、所得水準に見合った適正な額を申請してください。

(例)給付基礎日額1万円の場合の保険料と保険給付内容

【年間保険料】

10,000円×365日×17/1,000=62,050円

【保険給付内容】※治療と休業のみ必要な場合

- ・①療養(補償)給付については、給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料で受けられます。
- ・②休業(補償)給付については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。
10,000円×(0.6+0.2)×(20-3)日=136,000円

労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して申請手続きを行う必要があります。

まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。
▶詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合、下の6つの保険給付とともに対応する特別支給金が支給されます。

①療養(補償)給付

無料で治療が受けられます。または、治療に要した費用を支給します。



②休業(補償)給付

治療のため労働できない日が4日以上となった場合に、休業特別支給金と合算で、給料の8割を支給します。



③障害(補償)給付

障害が残った場合に、障害等級に応じた額の年金か一時金を支給します。



④遺族(補償)給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金か一時金を支給します。



⑤介護(補償)給付

介護を受けている場合、その費用を支給します。



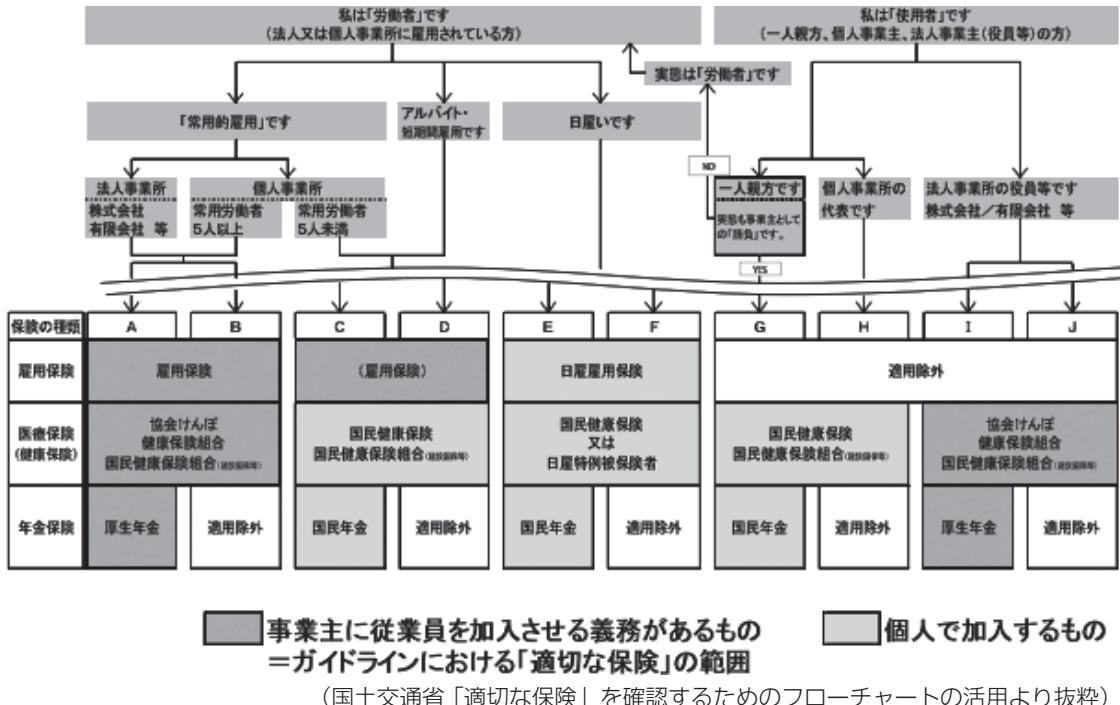
⑥葬祭料・葬祭給付

亡くなられた方の葬祭を行う場合に一時金を支給します。



(厚労省パンフレットを基に作成)

2 社会保険の適用



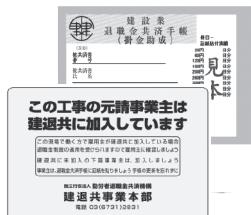
3 働きがいのある環境

建設業退職金共済（建退共）への加入を！

建設業退職金共済（建退共）制度は、現場を転々とすることが多い技能者であっても、一定の条件の下で加入でき、働いた日数分の掛け金が通算される退職金制度です。将来への期待と老後の安心感が増し、仕事のモチベーションにもつながります。

掛け金は1日320円です。

掛け金納付年数	掛け金総額	退職金額
5年	403,200円	414,087円
10年	806,400円	893,559円
15年	1,209,600円	1,409,319円
20年	1,612,800円	1,933,479円
25年	2,016,000円	2,474,439円
30年	2,419,200円	3,038,919円
35年	2,822,400円	3,641,031円
40年	3,225,600円	4,268,007円



(国土交通省
不動産・建設
経済局 建設
市場整備課リ
ーフレットを
基に作成)

1人親方の加入

任意組合で加入できます。
一人親方(一人親方とともに
技能習得中の方も含みます)
が集まって任意組合を作り、
建退共が規約について認定し
たとき、その任意組合を事業
主とみなし、個々の親方など
はその事業主である任意組合
に雇われた労働者とみなすこ
とにより、制度を適用するこ
とにてあります。

※ 退職金は、共済手帳に貼り終わった共済証紙と電子申請により充当された掛け金の合計が24月(21日分を1か月
と換算)以上になって、建設業関係の仕事をしなくなったときなどに、労働者又はその遺族からの請求により、請求
者本人に支給

4 建設キャリアアップシステム (CCUS)



建設キャリアアップシステムの登録を！

建設キャリアアップシステムは、技能者の技能と経験を業界横断的に蓄積し、見える化する仕組みです。このシステムを活用し、技能者一人ひとりの技能・経験を客観的に評価し、4段階のレベル分けを行う能力評価制度についても、処遇改善につながる取組として建設業界全体で進められています。

一人ひとりの技能と経験を正しく評価



技能者のメリット

- ✓ 能力の見える化で
モチベーション UP !
- ✓ 経験や技能に応じた処遇で
やりがい UP !



入退場時にカードを“ピッ！”とタッチ！

事業者のメリット

- ✓ 企業の評価アップ・受注拡大
レベルの高い良い職人を育て、雇用する企業が選ばれる環境が整備されます。
- ✓ 書類作成の簡素化
施工体制台帳や作業員名簿の作成が容易になります。



- ✓ 生産性の向上
能力・モチベーションの高い技能者が現場で活躍します。



建設キャリアアップカードを通して就業履歴をシステムに蓄積！

(国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課リーフレットより抜粋)

CCUSレベル別年収の概要

- ◎建設キャリアアップシステム (CCUS) の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

全国（全分野）(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1（下位～中位）	レベル2（中位）	レベル3（中位）	レベル4（中位～上位）
3,740,000～5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000～8,770,000円

分野別でのレベル別年収の試算例

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上位ではない。

能力評価分野	レベル4（中位～上位）	能力評価分野	レベル4（中位～上位）
電気工事	6,250,000円～7,690,000円	型枠	7,080,000円～8,630,000円
建設塗装	7,030,000円～8,580,000円	配管	6,120,000円～7,540,000円
左官	6,760,000円～8,250,000円	とび	6,970,000円～8,610,000円
機械土工	7,120,000円～8,900,000円	建築大工	6,940,000円～8,470,000円
鉄筋	6,960,000円～8,490,000円	土工	6,790,000円～8,490,000円

※試算条件

- ・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成。
- ・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
- ・労務費調査の各レベルにおいて「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない。）
- ・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載。

(国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課令和5年6月16日公表)

第3節 一人親方等が現場で行うべき事項

1 働く意識

一人親方等は、雇用主の指揮命令の下に作業する労働者とは異なり、以下の通り、自らの責任において判断し、行動する必要があります。

- ① 仕事の依頼に^{だくひ}諾否の意思を示す。
- ② 指示、指揮、監督を受けることなく、自分の判断で仕事を進める。
- ③ 勤務時間、休日、休憩などは自ら決定する。
- ④ 仕事は自分で使う機械器具を使用する。
- ⑤ 契約は注文書、注文請書など書面で締結する。
- ⑥ 仕事の契約は自分の商号を用いて締結する。
- ⑦ 自分の仕事を代わってもらった場合でも報酬（工事代金）は自分で受け取る。
- ⑧ 自分のミスで作業が遅延したなどで損害が生じた場合、その損害は自分で負担する。

とはいっても、木造家屋建築工事等の小規模な現場を除けば、実際のところ、元請による統括管理の下で数多くの一人親方等の職人が働いており、この場合には、自ら判断し行動する一人親方等についても、その建設現場のルールに基づいて朝礼への参加を求められたり、現場の安全施工サイクルに沿って作業を進めるなど、現場の作業時間や作業方法について拘束を受けて仕事をすることとなっています。

自ら判断して行動するのが一人親方等であるといつても、他の作業員と連携して作業を進めなければなりませんし、他の作業員にも影響を及ぼす事柄は、自分だけの判断で決定することは差し控えなければなりません。統括安全衛生管理の下で混在して作業する場合には、安全に作業を進めるために、常に関連する他の作業員とコミュニケーションをとり、円滑に仕事を進める意識を持つことが求められています。

2 再下請負通知書の提出

一人親方等が元請の統括安全衛生管理の下で仕事をする場合には、先次の協力会社や元請に「再下請負通知書」を提出することにより、元請は一人親方等の存在を認識することになります。しかし、これが提出されないと、元請や協力会社などの工事関係者が一人親方等の存在を知らないままとなっていることが少なくありません。こうした場合には、毎日の安全工程打合会による翌日の作業内容が

翌日の朝礼時に一人親方等に十分に周知されず、一人親方等に災害が発生する原因となっています。

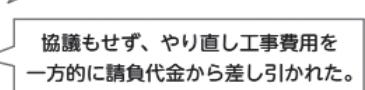
一人親方とその発注事業者の方々へ

契約の手続、内容について見直しましょう

建設工事の完成を目的とした工事を請け負う場合、

- 工事着工前に見積書を取り交わしましょう。
- 報酬をしっかり請求できるように書面で契約しましょう。

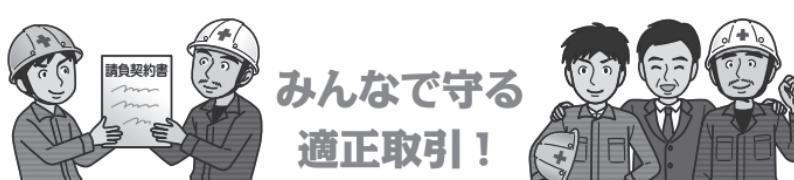
注意 建設業法令違反のおそれのある事例

書面で契約していない	報酬の減額
 ○○の現場に入ってくれ。 契約書は後でね。	 合理的理由のない経費を 支払金から一方的に差し引かれた。
	 協議もせず、やり直し工事費用を 一方的に請負代金から差し引かれた。

(国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課リーフレットより抜粋)

注意 以下のような請負契約は見直しましょう

- 報酬が労働時間・日数によって変動する
- 契約金額に労災保険特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、雇用されている同種の技能者と同額程度の報酬となっている


みんなで守る
適正取引！

適正と考えられる一人親方とは

適正と考えられる一人親方とは、請け負った仕事に対し自らの責任で完成させることができる技術力と責任感をもち、現場作業に従事する個人事業主である。

技術力	責任感
技術力の例	責任感の例
<ul style="list-style-type: none">○建設業許可の取得○職長クラス、建設キャリアアップシステムレベル3の保有○実務経験年数が10年程度以上や多種の立場を経験○専門工事技術のほか、安全衛生等の様々な知識の習得○各種資格の取得	<ul style="list-style-type: none">○建設業法や社会保険関係法令、事業所得の納税等の各種法令を遵守○適正な工期及び請負金額での契約締結○請け負った契約に対し業務を完遂○他社からの信頼や経営力

(国土交通省リーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を基に作成)

職種ごとの一人親方としての働き方確認(案)

業種名	一人で請け負うこと が可能な職種か	一人で請け負うことが <u>成立する</u> 現場の例	一人で請け負うことは <u>不可能</u> と考えられる現場の例
鉄筋	×	・例外として、町場の小規模工事における、多能工的な仕事で、一部鉄筋工事が含まれている場合。	・土木工事及び建築工事において、元請からの発注による請負工事で、施工体制を明確にした契約に基づき成立するため、一人で請け負うことはあり得ない。
型枠	○ 一人で請け負うこと が物理的・契約的に 成立するもの有り	・小規模のRC構造物の型枠組立て作業(小規模のマンション、個人住宅、住宅基礎、小規模の設備機械基礎工事、小規模の擁壁・立上り壁・基礎等外構工事の型枠工事、小規模の土木工事に伴う型枠工事) ・中小規模以上のRC構造物の型枠工事の中の一部の請負作業(チーム作業とは別に一部の型枠(一部のスパン(区画)、階段等)を請負う作業、型枠バネルの製作作業) ・小規模のRC構造物の型枠の解体作業	・左記以外の通常規模以上の工事においては、一人親方のみで請け負うことは作業の性質上、困難である。
電気	○ 一人で請け負うこと が物理的・契約的に 成立するもの有り	・住宅工事全般 ・改修工事 ・リニューアル工事 ・テナント工事	・左記以外の工事、公共工事及び大規模工事
管	○ 一人で請け負うこと が物理的・契約的に 成立するもの有り	・小規模な住宅建設(ハウスメーカー発注等)や木造等の戸建て住宅の設備工事 ・小規模な建築物等の改修工事に伴う設備工事 ・小規模建築物の空調(エアコン等)等の設置工事 ・修理や保守点検作業	・RCやSRC等の高層建築物の大規模な機械設備工事 ・建築面積の大きい工場やビルの機械設備工事 ・上水道関係の水道本管や配水管の布設工事

(国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会中間とりまとめ」より抜粋)

業種名	一人で請け負うこと が可能な職種か	一人で請け負うことが <u>成立する</u> 現場の例	一人で請け負うことは <u>不可能</u> と考えられる現場の例
鳶	○ 一人で請け負うこと が物理的・契約的に 成立するもの有り	・住宅工事における外構工事(境界ブロック積み工事、門柱・玄関アプローチ・カーポート設置工事) ・住宅工事の基礎(根切り、鉄筋、型枠等) ・溶接工、鉄骨などのボルト作業	・住宅以外のRC造・S造その他工事 ・足場工事・曳家工事・鉄骨組扱い工事・重量物設置工事等 ・足場組扱い、鉄骨建方、重量物運搬 ・高所(2m以上)の作業現場は、一人ではしていけない。
内装仕上	○ 一人で請け負うこと が物理的・契約的に 成立するもの有り	・鋼製下地工事やボード仕上工事については補修等の小さな現場 ・クロス壁工事や床工事では一般住宅等の現場	・左記に記載した規模以上の工事
塗装	○ 一人で請け負うこと が物理的・契約的に 成立するもの有り	・小規模現場(戸建塗替工事等) ・施工量の少ない工事(雜塗装工事) ・大型工事(新築、改修を含め)の中の限定された範囲(例:天井のボードのみ50㎡、1フロアの建具10か所)の塗装工事	・公共工事(建築および橋梁塗装工事)
建設機械	○ 一人で請け負うこと が物理的・契約的に 成立するもの有り	・小規模な建設現場などの土砂が発生する現場において、ダンプトラックによる運搬作業等については、一人で請負うことも可能な場合がある。	・機械土工工事業の現場は、掘削、積込み、運搬、敷均し、転圧作業を繰り返す業種のため、原則的には一人で請け負うことが不可能
左官	○ 一人で請け負うこと が物理的・契約的に 成立するもの有り	・住宅等の小規模な左官工事。 ・小規模リフォーム工事の左官工事	・通称、野丁場と言われるゼネコンの中規模～大規模の左官工事。 ・それに付随する床コンクリート仕上げ工事(土間工事)も含む。

※本ページについては検討会の構成員と検討の上、作成。

(国土交通省「建設業の一人親方問題に関する検討会中間とりまとめ」より抜粋)

3 独り作業、スポット作業

一人親方等は独り作業が多く、不安全行動を注意される機会がほとんどありません。作業の安全について自ら判断しなければならないので、他の作業員よりも自分の職種の作業については安全の知識を十分に持っていないければ、現場で使用する仮設備の安全上の不具合を指摘し、改善してもらうことも出来ません。

また、一人親方等はスポット作業に就くことも多く、その日の途中から現場に入場したり、退場することが多々あります。途中から入場するときは、朝礼時の安全の指示や注意事項を知らないまま作業する事がないように、当日の安全指示や注意事項を必ず職長に確認してから作業するようにしましょう。一人親方から確認の問合せがあったとき、職長は、朝礼時の安全の指示や注意事項のほか、当該一人親方が当日行う作業の内容を踏まえて必要な指示を行うことになります。一人親方として入った現場で、職長として指名された場合も同様に必要な情報共有をすることが必要です。途中退場時には、災害発生の有無を必ず職長に報告するようにしましょう。なお、現場に入場したら新規入場者教育は必ず受講して現場のルールをよく理解しておきましょう。

4 元請、協力会社への報告

一人親方等が先次の協力会社や元請に無断で作業を変更したことで災害が発生することがあります。作業を変更する場合は協力会社の職長を通じて元請に必ず報告し、元請の承認を得てから作業に取りかかるようにしてください。

5 KY活動と始業前点検

一人親方等は独り作業となるため、現地KYは、「一人KY」として実施することになります。「一人KY」は以下の7つの視点で行うとよいでしょう。

- ①高い所からは落ちる ②立っている物は倒れる ③吊っている物は落下する
- ④丸い物は転がる ⑤動いている物には挟まれる ⑥回転している物には巻き込まれる ⑦通路にある物にはつまずく

このような視点で一人KYとして「指差呼称」により始業前点検を行うと、現場の安全上の不具合がより発見しやすくなるでしょう。

6 資格

重機の運転免許や玉掛けの資格などは、免許試験の合格や技能講習、特別教育の修了により取得できますし、これらの資格を取得しなければ何人も当該作業に就くことは出来ません。一人親方等も例外ではなく、資格が必要な作業かどうかを確かめておくほか、必要な作業である場合には、資格を取得しておかなければなりません。

労働安全衛生法第61条に基づく就業制限の対象業務、第59条に基づく特別教育の必要な対象業務等（抄）

対象業務		法令条項	業務につくことができる者（安衛則別表第3）			特別教育
			免許	技能講習	その他	
移動式クレーンの運転	つり上げ荷重1t以上	施行令第20条第7号	○	△ (小型のみ)	×	
	つり上げ荷重1t未満	安衛則第36条第16号				○
玉掛けの業務	制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリック	施行令第20条第16号	×	○	・職業訓練修了者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の職業訓練を修了した者	
	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン、デリック	安衛則36条第19号				○
可燃性ガス・酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱		施行令第20条第10号	○	○	厚労大臣が定める者 ・職業訓練指導員免許を受けた者 ・保安技術職員のうち溶接係員試験合格者 ・歯科医師免許を受けた者 ・歯科技工士免許を与えられた者	
アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等		安衛則36条第3号				○
車両系建設機械（整地・運搬・積込用及び掘削用）の運転 (ブルドーザー、モーターグレーダー、トラクターショベル、パワーショベル等)	機体重量3t以上	施行令第20条第12号	×	○	・建設機械施工技術検定合格者（特定のもの） ・建設機械運転科の職業訓練修了者 ・厚労大臣が定める者 ・制度改正前の建設機械運転科等の職業訓練修了者	
	機体重量3t未満	安衛則第36条第9号				○
高所作業車の運転	10m以上	施行令第20条第15号	×	○	・厚労大臣が定める者（該当なし）	
	10m未満	安衛則第36条第10号の5				○
建設用リフトの運転		安衛則第36条第18号				○
研削砥石の取替え又は取替え時の試運転の業務		安衛則第36条第1号				○
建設工事の作業を行う場合におけるジャッキ式つり上げ機械の調整の業務、運転の業務		安衛則第36条第10号の4				○
動力により駆動される巻上げ機（電気ホイスト、エアーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るもの）の運転の業務		安衛則第36条第11号				○
酸素欠乏危険場所における作業に係る業務		安衛則第36条第26号				○
石綿含有建築物・工作物・船舶の解体等、石綿の封じ込め・囲い込み		安衛則第36条第37号				○
足場の組立て、解体、又は変更の作業に係る業務（地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。）		安衛則第36条第39号				○
高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具（令第13条第3項第28号の墜落制止用器具をいう。）のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務		安衛則第36条第41号				○

【凡例】 施行令：労働安全衛生法施行令 安衛則：労働安全衛生規則

7 一人親方等の安全衛生教育の必要性

「一人親方等」は、雇用された作業員と同様の安全衛生教育の機会が少なく、結果的に災害防止の知識が十分ではないまま建設現場で働いているのが実情ではないでしょうか。こうした一人親方等の安全や健康の確保のため、政府は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」を策定し（平成29年6月9日）、「一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。」と定めました（令和5年6月閣議決定により変更）。

建設現場ではさまざまな職種の方が混在して作業が行われており、元請による統括管理の下に統一的な安全衛生管理が行われていますが、この計画により雇用されている作業員と同様に、一人親方等にも安全衛生管理の基本的な知識の習得が求められることになったのです。

また、

（1）一定の危険有害な作業を行う事業者に、作業等を請け負わせる一人親方等や同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても一定の保護措置が義務付けられています（2023.04.01～）。*1

*1 一定の保護措置とは、

- ・請負人だけで作業するときも、事業者は自ら設置した局所排気装置等の設備を稼働させる等の配慮をすること
 - ・特定の作業方法によることが義務付けられている作業を、請負人に行わせるときには当該作業方法を周知すること
 - ・労働者に保護具を使用させる義務がある作業を、請負人に行わせるときには保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 等

（2）危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の適用範囲が作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大されています（2025.04.01～）。*2

*2 拡大された保護措置とは

- ・労働者に危険箇所等への立入禁止・搭乗禁止、立入等が可能な場所の限定、悪天候時の作業禁止とする際には、その場所で作業する労働者以外の人も対象とすること
- ・喫煙等の火気使用が禁止されている場所では、その場所にいる労働者以外の人にも火気使用を禁止すること
- ・事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること
- ・立入禁止とする必要があるような危険箇所等で、例外的に作業させるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）にも保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

(3) 令和7年5月14日に改正労働安全衛生法（改正法）が国会の審議を経て公布されています。改正項目は5つあり、建設業の一人親方等の皆様にも関係する内容が含まれています。このうち、個人事業者等に対する安全衛生対策、職場のメンタルヘルス対策、高齢者の労働災害防止対策に関する改正内容を紹介します。

個人事業者等に対する安全衛生対策

個人事業者等（注）の業務上災害の防止、ひいては同じ場で働く労働者の災害防止のため、個人事業者等を労働安全衛生法による保護対象・義務の主体として位置づけ、次の見直しを行う。

（注）個人事業者のほか中小事業者の代表者又は役員も対象

- ① 注文者（建設業におけるゼネコン等）が講じるべき措置の義務付け（令和8年4月1日施行）
 - ・建設業等の元方事業者には、混在作業による労働災害防止のため、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この統括管理の対象に個人事業者等を含む作業従事者を追加する等。
- ② 個人事業者等自身が講じるべき措置の義務付け（令和9年4月1日施行）
 - ・構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止
 - ・特定の機械等に対する定期自主検査の実施
 - ・危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講等
- ③ 個人事業者等を含む作業従事者の業務上災害を労働基準監督署に報告する仕組みを整備（令和9年1月1日施行）

職場のメンタルヘルス対策（公布後3年以内に政令で定める日に施行）

- ・50人以上の規模の事業場に対し義務化されていたストレスチェックの実施を50人未満の事業場を含む全ての事業場に拡大

高齢者の労働災害防止対策（令和8年4月1日施行）

- ・高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理その他の必要な措置を講ずることを事業者の努力義務とする。
- ・厚生労働大臣は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定め、当該指針に従い、事業者又はその団体に対して必要な指導、援助等を行うことができるものとする。

第2章 建設業の現状と労働災害の発生状況

第1節 建設業の現状

1 建設投資額の推移と就業者数の推移

建設業においては、高度経済成長期における社会資本整備の担い手として多くの労働者が参入しました。国内の建設投資の額が1992年度には84兆円に達するなど活況を呈したため、就業者数も右肩上がりに増加し、1997年にピークを迎え、685万人に達しました（図表1, 2）。

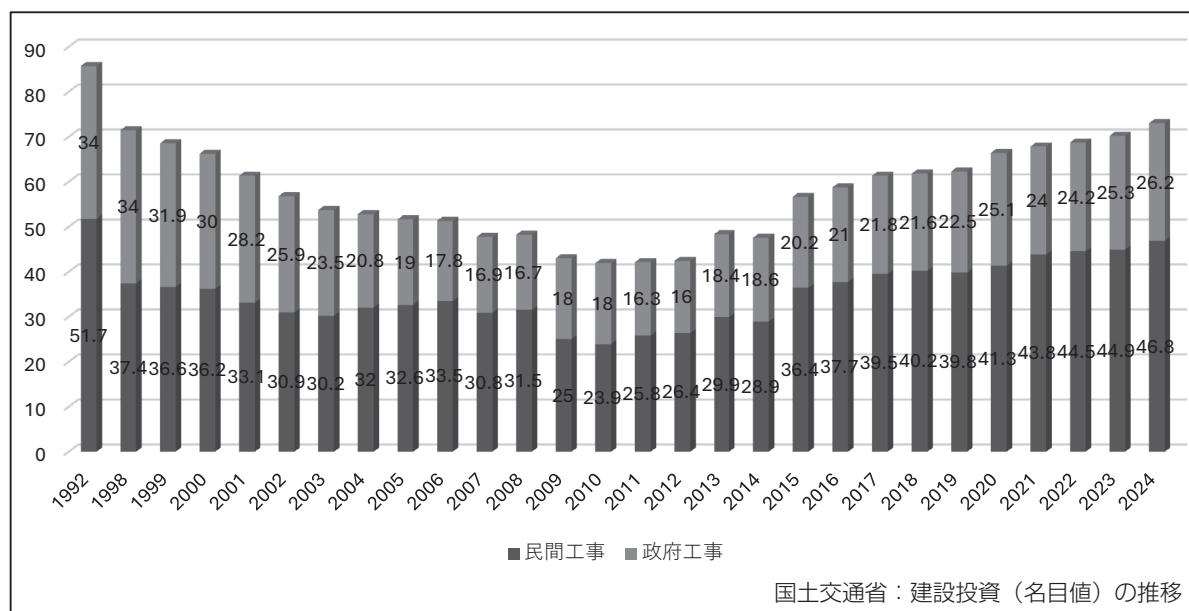
その後、国内の建設投資の額は減少に転じ、2010年度には、ピーク時の50%に当たる42兆円まで減少してしまいました。したがって建設業は、工事量の減少による過当競争にさらされ、過剰な就業者が徐々に建設業から離れ、就業者数はピーク時の1997年に比べて2024年では70%まで減少しています。

2011年度からは、東日本大震災の復興需要による工事が増加したことに加え、首都圏における旺盛な再開発工事や東京オリンピック・パラリンピック・大阪万国博覧会などの大型プロジェクトにより、2024年度の建設投資は前年度比2.7%増の73兆200億円と増加していますが、作業員不足は一層顕在化しています。

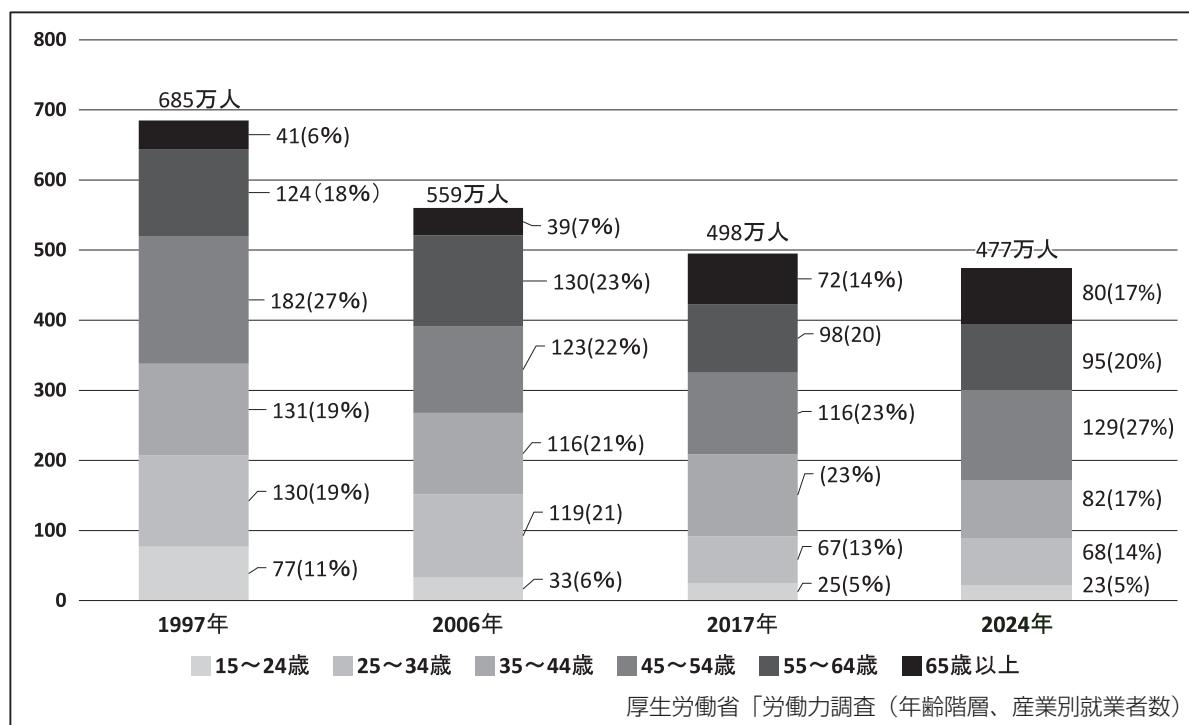
さらに、作業員の高齢化が進み、1997年には55歳以上の作業員の割合が24%でしたが、2006年には30%、2024年には全体の37%を占めるまでになっていることにも着目しておかなければなりません。

図表2には、1997年から2024年にかけての建設業における就業者数の推移を年齢階層ごとに示します。

図表1 建設投資額の推移



図表2 建設業の年齢階層別就業者数の推移



2 機械化の進展

建設現場には、さまざまな種類の建設機械が導入され、省力化に大いに役立つとともに、大型化、高性能化が進んでいます。したがって、現場では、建設機械の周辺で作業する機会も多くなっているため、特に車両系建設機械の周辺における作業に対して、労働災害防止対策の十分な検討が必要とされます。

現場で使用される車両系建設機械やクレーン等は、それぞれに特有の危険があり、これまで数多くの災害の発生が報告されています。そうした多くの過去の災害は、機械の特性についての知識の不足や、運転方法に不慣れなまま操作することによって発生していることが多いため、作業員に対する教育や訓練の実施が災害防止の重要なポイントとなります。

第2節 建設業における労働災害の発生状況

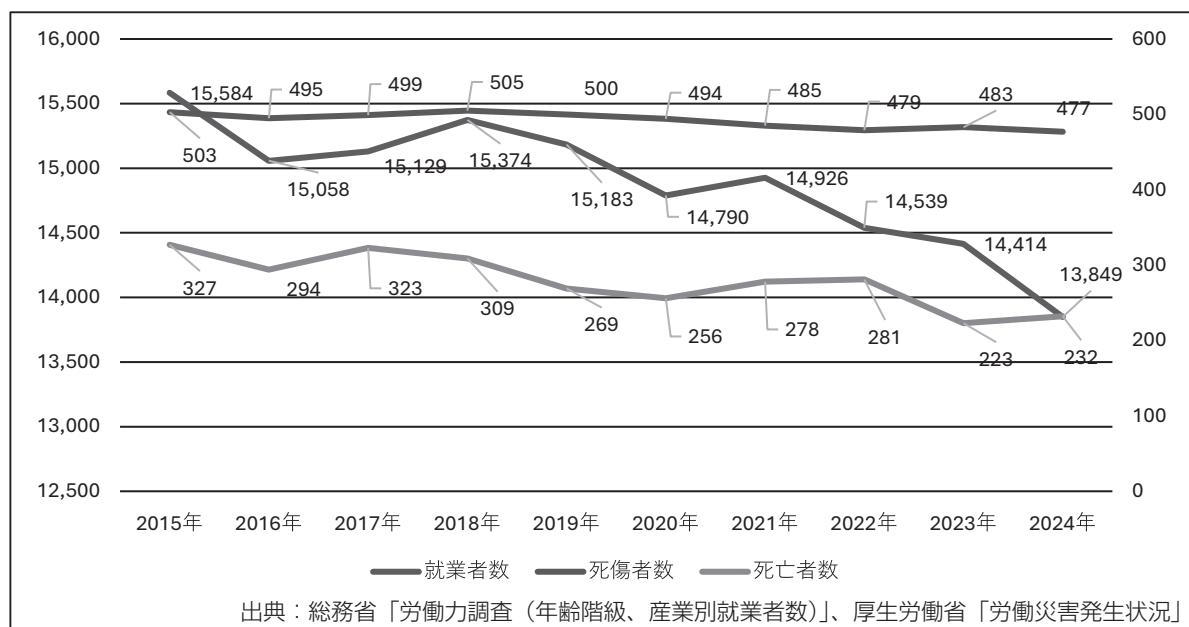
1 就業者数と労働災害の発生状況

建設業全体の労働災害は長期的には着実に減少傾向を見せていましたが、最近の労働災害の発生状況をみると、死亡災害の減少はやや鈍化傾向を示しています。

2015年から2024年までの10年間の建設業の災害発生の傾向をグラフで表すと、図表3のとおり、就業者数が低下傾向を示す中、死亡災害発生件数が底打ち傾向を見せ、その後、就業者数は500万人前後で推移している状況の中で、2020年までは、2年連続で過去最少となっていました。その後、2021年・2022年は増加に転じましたが、2023年は58人減少し、過去最少の223人となりました。しかし2024年は微増し、232人となっています。

また、従来から指摘されているように、建設業の死者数は、全産業の約3割を占めています。今後も、安全衛生管理の改善の取組をなお一層継続する必要があります。

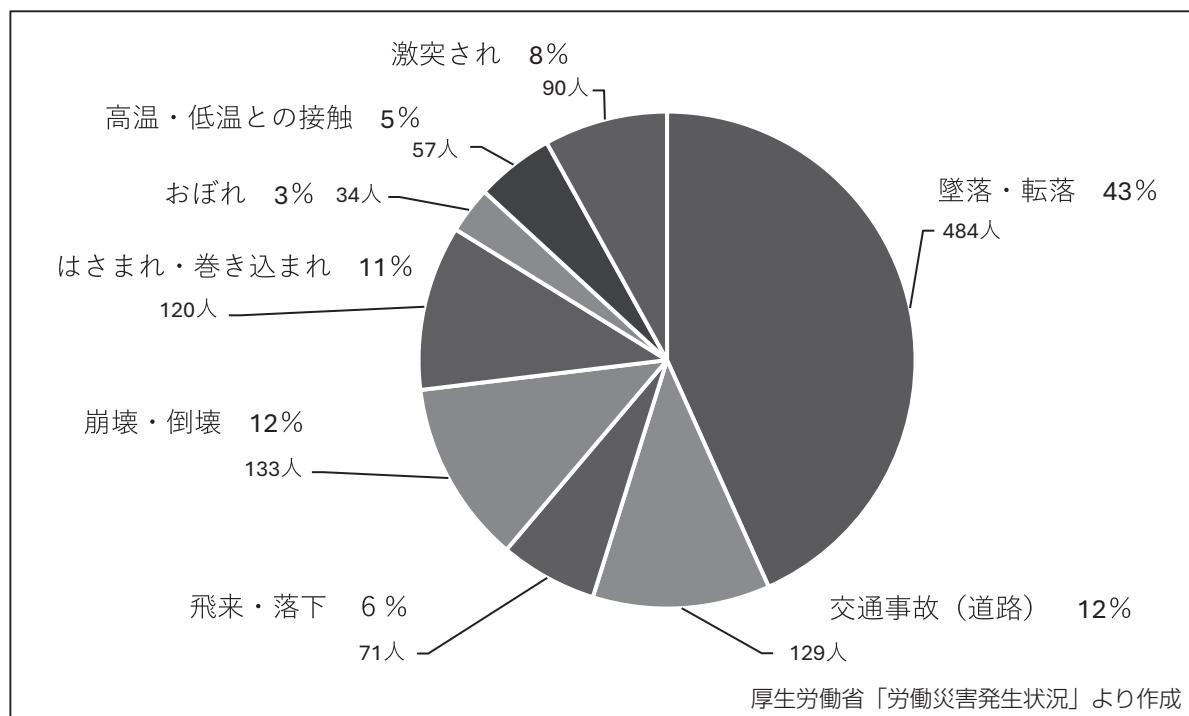
図表3 建設業の就業者数と労働災害の発生状況



2 事故の型別死亡災害の発生状況

2020年から2024年の5年間に発生した建設業全体の死亡災害の発生状況を事故の型別でみると図表4のとおりです。

図表4 建設業の事故の型別死亡災害（2020年～2024年）

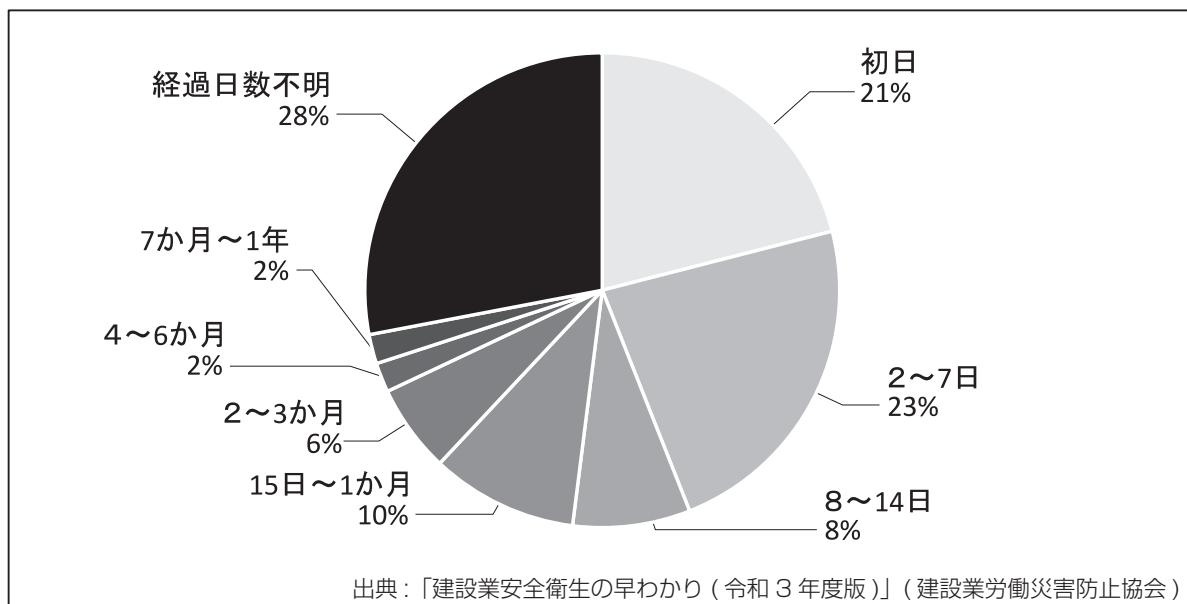


3 新規入場時の死亡災害被災率

建設現場では、新たに入場した作業員が災害を起こす確率が高く、特に入場してから一週間までの被災率が高いことが課題となっています。

一人親方等の場合も全く同様で、数日間は現場の状況が十分把握できないことに加え作業所のルール等に不慣れなため、戸惑いを覚えながら作業を進めていることにより被災率が高くなっている可能性が考えられます。

図表5 新規に入場してからの死亡災害被災率（2021年）



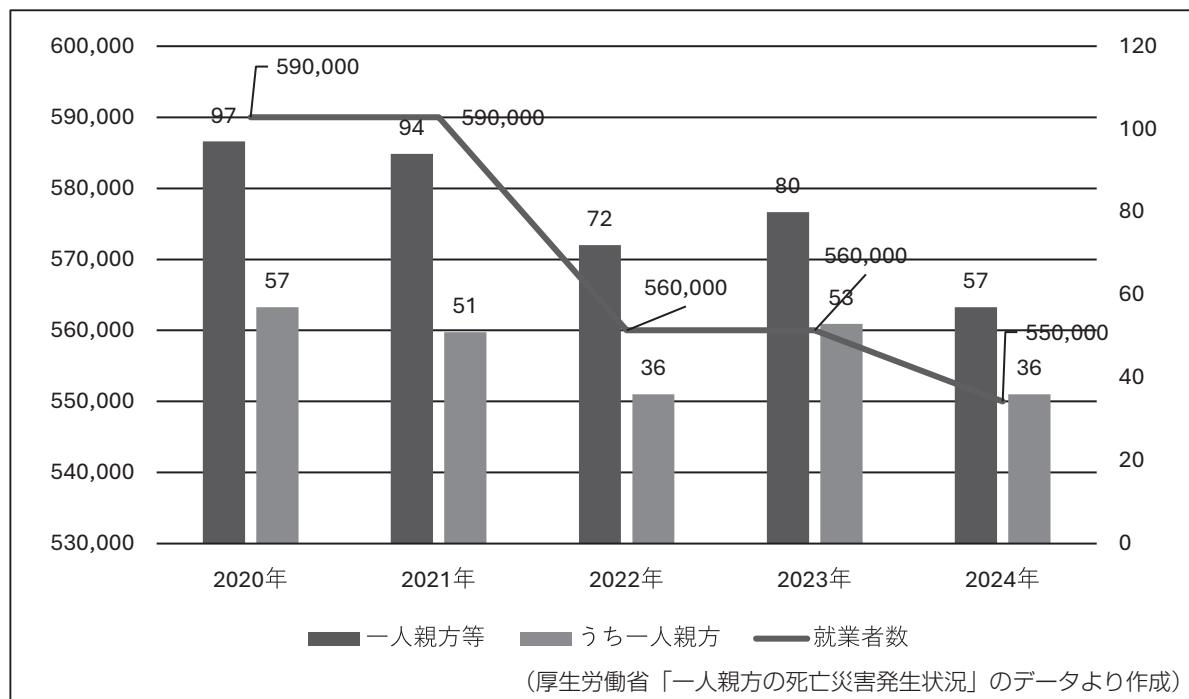
第3節 一人親方等の死亡災害発生状況

1 一人親方等の死亡災害

一人親方等は労基法や労働安全衛生法上の労働者ではありませんので、建設業の労働災害発生状況には含まれません。しかし、別途、厚生労働省が調べたところ、一人親方等の死亡者数は、労働災害による死亡者数（年間数百人）の約四分の一に相当する数となっています（2024年）。

建設業の一人親方等は、業務災害のリスクが高く、安全衛生管理の必要な仕事に就いていることをしっかりと自覚しておくことが必要といえます。

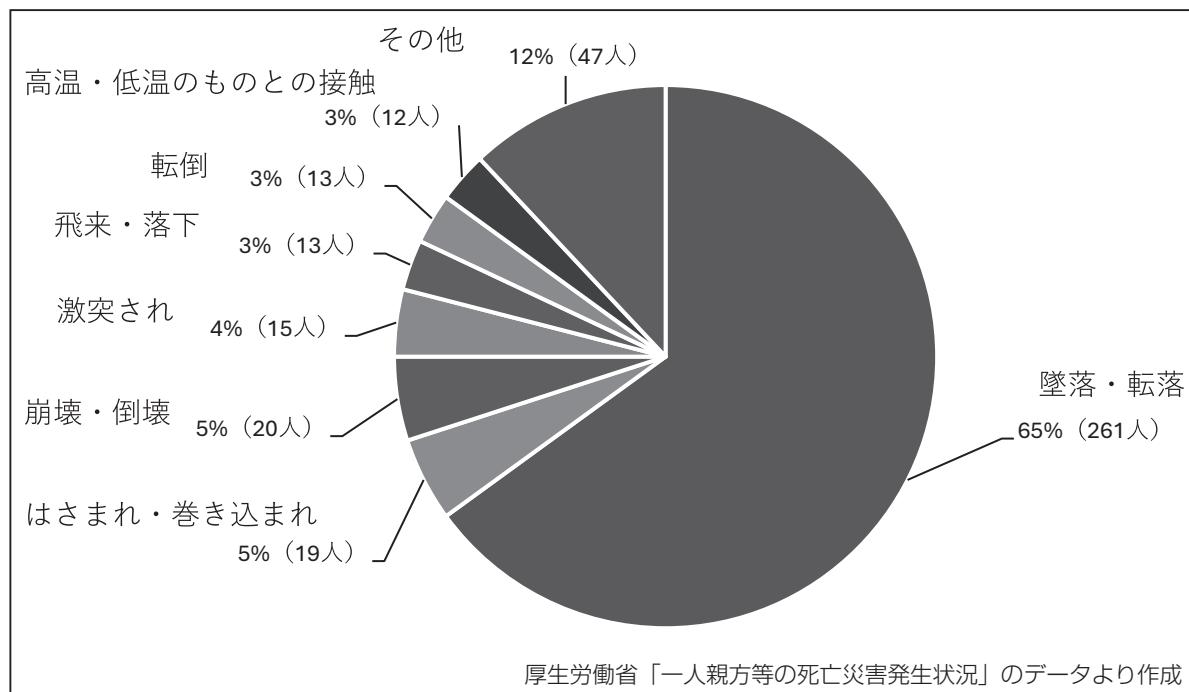
図表6 一人親方等の就業者数と死亡災害発生状況



1) 一人親方等の事故の型別死亡災害

一人親方等の死亡災害は、墜落・転落災害の占める割合が約60%を占めています。高所からの災害防止が最大の課題となっています。(図表7)

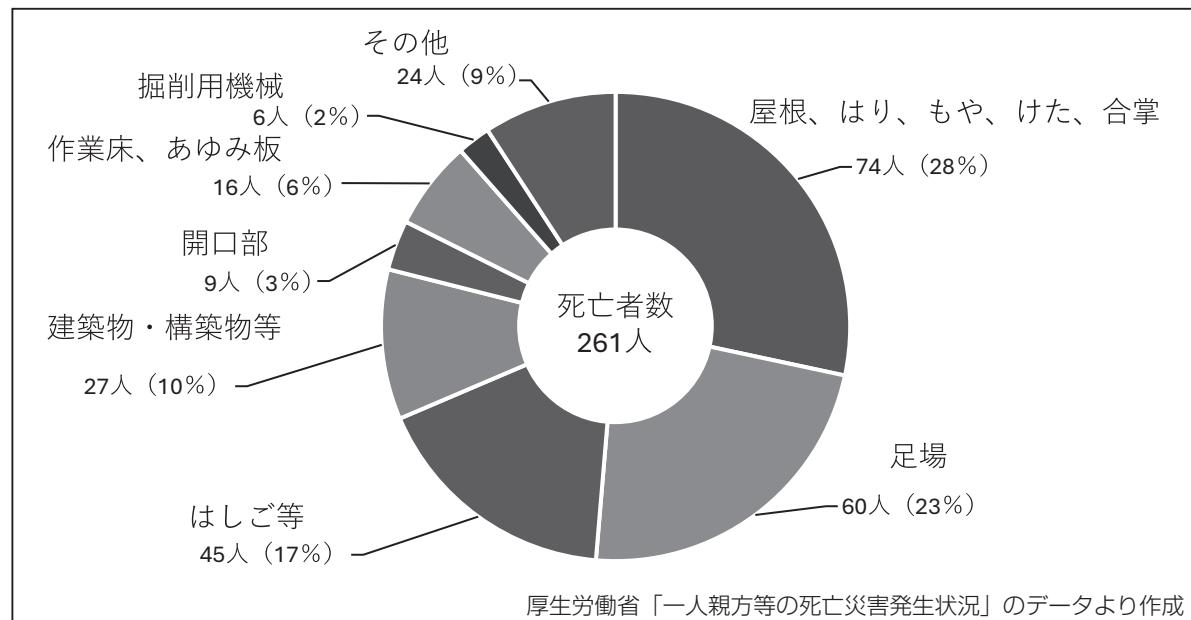
図表7 一人親方等の事故の型別死亡災害 (2020年~2024年)



2) 一人親方等の墜落・転落による死亡災害

一人親方等の墜落災害が発生した場所の割合は屋根、はり、もや、けた、合掌が28%、足場が23%、はしご等が17%となっています（図表8）。

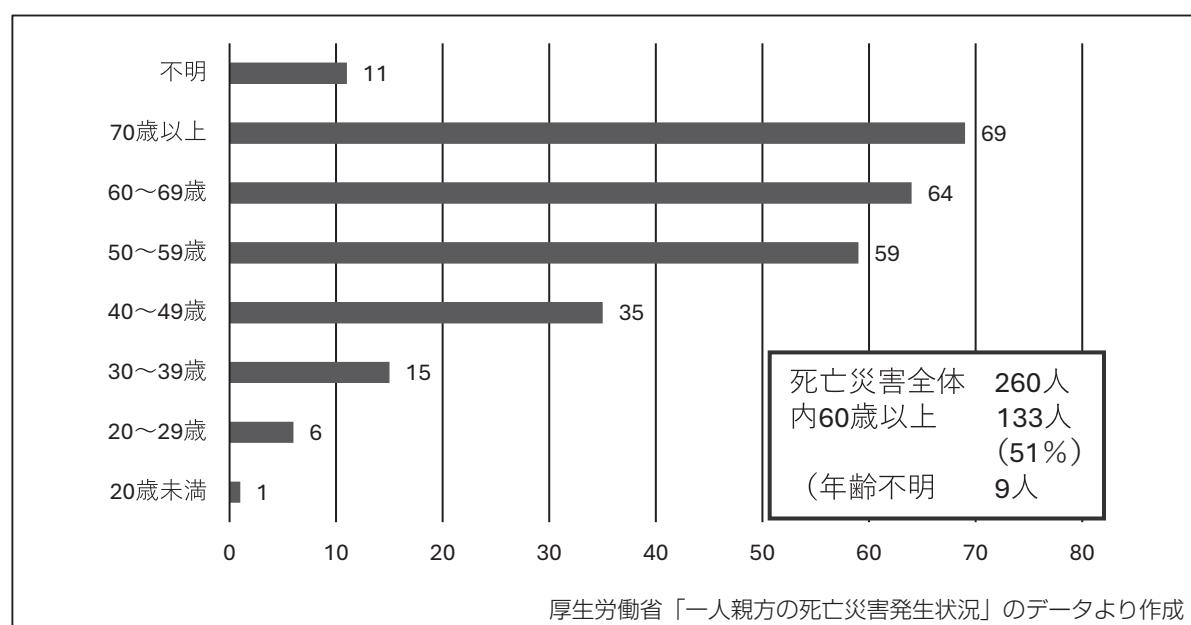
図表8 一人親方等の墜落・転落による死亡災害（起因物別：2020年～2024年）



3) 一人親方の年齢別死亡災害

一人親方の年齢別死亡災害をみると60歳以上が5割強を占めています（図表9）。

図表9 一人親方の年齢別死亡災害発生状況（2020年～2024年）



第3章 災害発生の仕組み

第1節 災害とは

災害は現象でとらえると物や人が原因となって起きていますが、物だけが損壊する事象を「事故」、異常な状態にある物に人が接触して起きる事象を「災害」と言っています。災害の大半は「物」の不安全な状態と「人」の不安全な行動が重なり合って発生しているのです。

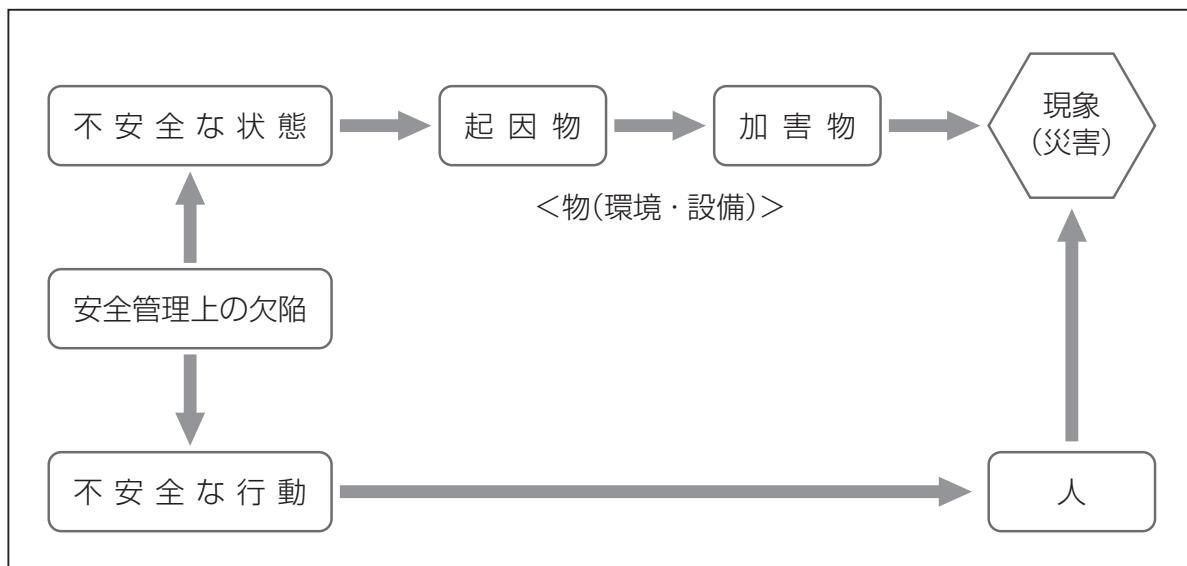
第2節 災害発生の要因

1 厚生労働省の考え方

災害発生の要因には何らかの安全管理上の欠陥が存在し、不安全状態や不安全行動を放置してしまい、それぞれが接触する事象を起こすことによって発生します。

不安全な状態及び不安全な行動は、厚生労働省により図表11のように分類されています。

図表10 災害発生のモデル図



図表11 不安全状態と不安全行動

機械や物の不安全状態

物自体の欠陥	設計不良、構成材料の欠陥、組立・工作の欠陥、老朽・疲労・使用限界、故障未修理、整備不良、その他
防護措置・安全装置の欠陥	無防護、防護不十分、接地又は絶縁なし・不十分、遮蔽なし・不十分、区画・表示の欠陥、その他
物の置き方、作業場所の欠陥	通路が確保されていない、作業箇所の間隔・空間の不足、機械・装置・用具・什器等の配置の欠陥、物の置き場所の不適切、物の積み方・置き方の欠陥、物のたてかけ方の欠陥、その他
保護具・服装等の欠陥	はき物を指定していない、手袋の使用禁止をしていない、保護帽を備えつけていない、安全帯を備えつけていない、保護具を指定していない、服装を指定していない
作業環境の欠陥	換気の欠陥、照明の不適当、有害なガス・蒸気・粉じんその他作業環境の欠陥
部外的、自然的不安全な状態	物自体の欠陥（部外の）、防護措置の欠陥（部外の）、物の置き方・作業場所の欠陥（部外の）、作業環境の欠陥（部外の）、交通の危険、自然の危険
作業方法の欠陥	不適当な機械・装置の使用、不適当な工具・用具の使用、作業手順の誤り、技術的・肉体的な無理、安全の不確認、その他
その他	その他の不安全・不衛生な状態、分類不能

労働者の不安全行動

防護・安全装置を無効にする	安全装置をはずす・無効にする、安全装置の調整を誤る、その他防護物をなくする
安全措置の不履行	不意の危険に対する措置の不履行、機械・装置を不意に動かす、合図・確認なしに車を動かす、合図なしに物を動かし又は放す、その他
不安全な状態を放置	機械・装置等を運転したまま離れる、機械・装置を不安全な状態にして放置する、工具・用具・材料・くず等を不安全な場所に置く、その他
危険な状態を作る	荷などの積み過ぎ、組み合わせては危険なものを混ぜる、所定のものを不安全なものに取りかえる、その他
機械・装置等の指定外の使用	欠陥のある機械・装置・工具・用具等を用いる、機械・装置・工具・用具等の選択を誤る、機械・装置等を指定外の方法で使う、機械・装置等を不安全な速さで動かす
運転中の機械・装置等の掃除、注油、修理、点検等	運転中の機械・装置、通電中の電気装置、加圧されている容器、加熱されているものの、危険物が入っているもの等の掃除、注油、修理、点検等
保護具、服装の欠陥	保護具を使わない、保護具の選択・使用方法の誤り、不安全な服装をする
危険場所への接近	動いている機械、装置等に接近し又は触れる、つり荷に触れ、下に入り又は近くづく、危険有害な場所に入る、確認なしに崩れやすい物に寄りかかる又は触れる、不安全な場所へ乗る、その他
その他の不安全な行為	道具の代わりに手などを用いる、荷の中ぬき・下ぬきをする、確認しないで次の動作をする、手渡しの代わりに投げる、飛び降り・飛び乗り、不必要に走る、いたずら、悪ふざけ、その他
運転の失敗（乗物）	スピードの出し過ぎ、その他の不安全な行動
誤った動作	荷などの持ち過ぎ、物の支え方の誤り、物のつかみ方が確実でない、物の押し方・引き方の誤り、上り方・下り方の誤り
その他	その他の不安全・不衛生な行動、分類不能

出典:厚生労働省ホームページ他

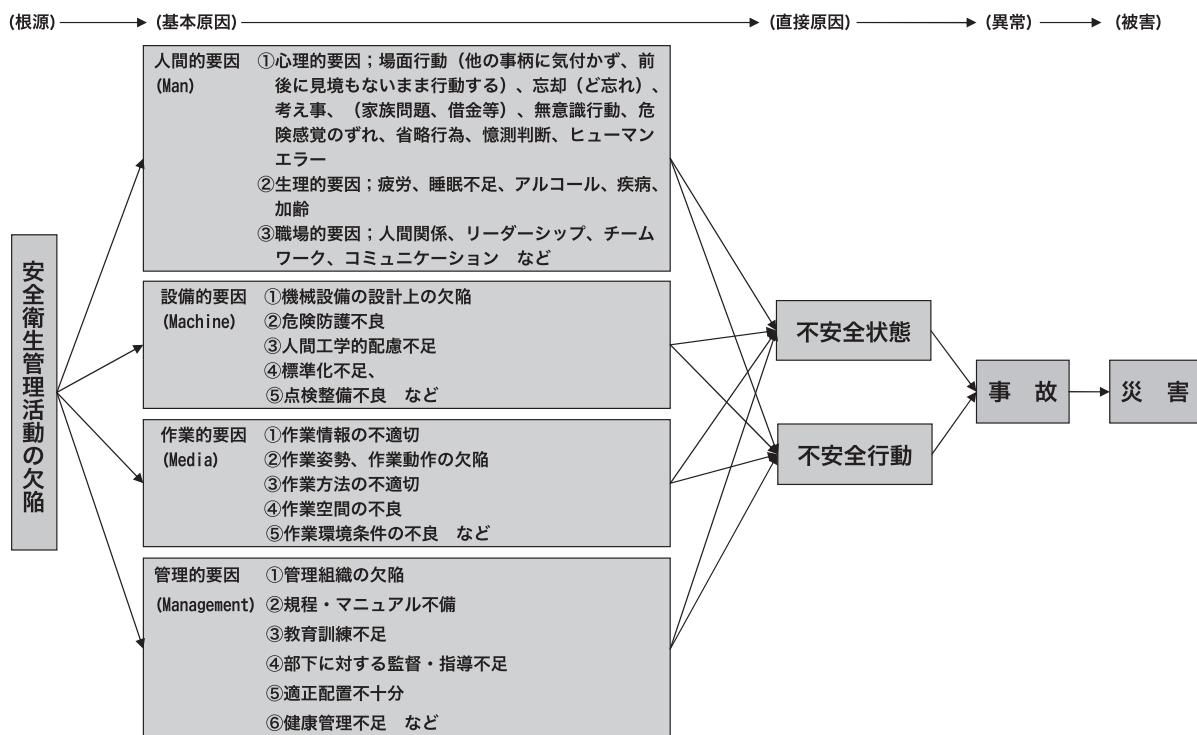
2 災害発生原因の4つの要素

作業中に発生する災害の背景にはさまざまな要素が存在していますが、それらの要素を4つに分けて考える手法が4 M (Man、Machine、Media、Management) と呼ばれる手法です。

4 Mは、NTSB (米国国家運輸安全委員会) の指針で示された事故分析手法であり、災害に関わりのあったあらゆる事項を時系列に洗い出し、それらの事項が4 Mのどれに該当するか検討し、問題点を明らかにして対策を考察する手法です。

災害発生の要因は、ともすれば被災者本人に原因があると結論付けがちですが、設備的要因、作業的要因、管理的要因に対しても十分検討を加え、災害の根本原因を探り出すことが重要です。

図表12 労働災害発生シーケンス



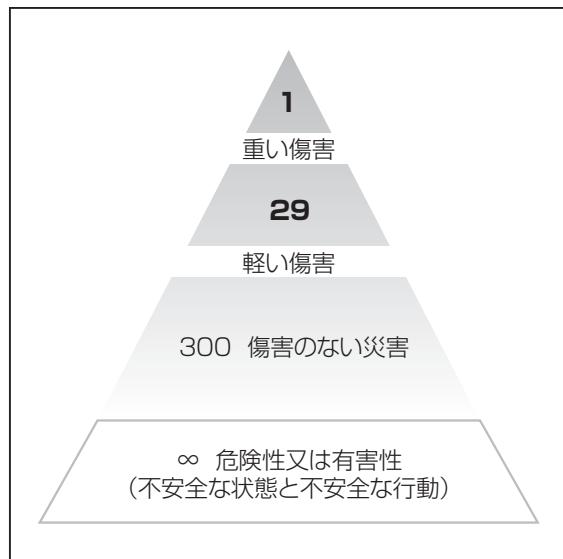
第3節 災害発生の確率

災害発生の頻度を説明する際に「ハインリッヒの法則」がよく使われます。ハインリッヒの法則とは、人が起こした休業を伴うような重い災害1件の背景に29件の応急手当で済む軽傷災害が発生し、さらにその背景には300件に及ぶ傷害に至らなかつた事象（いわゆる「ヒヤリハット」）が潜んでいるという1:29:300の法則のことです。さらに、300回の事象の背景には、無数のヒヤリハットのもととなっている不安全な状態や、不安全な行動が潜んでいます。

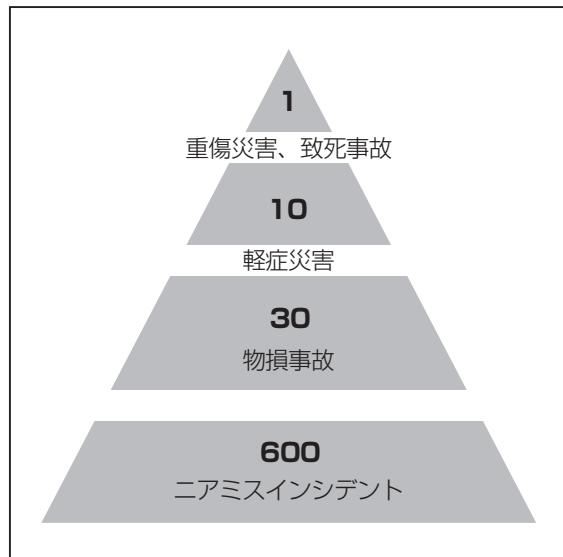
また、「バードの法則」は1:10:30:600の法則とも言われています。事故報告の発生割合を分析すると、重症または廃疾を伴う災害の起こる割合が1に対して、軽い傷害を伴う災害の起こる割合が10、物損のみの事故が30、傷害も損害もない事故（ヒヤリハット事故）の割合が600になるという分析結果です。

言い換えれば、作業行動の陰には無数の危険性又は有害性が潜んでいることとなり、作業を開始する前に危険性をいかに事前に特定し、回避策を取るかが災害防止の基本です。

図表13-1 ハインリッヒの法則



図表13-2 バードの法則



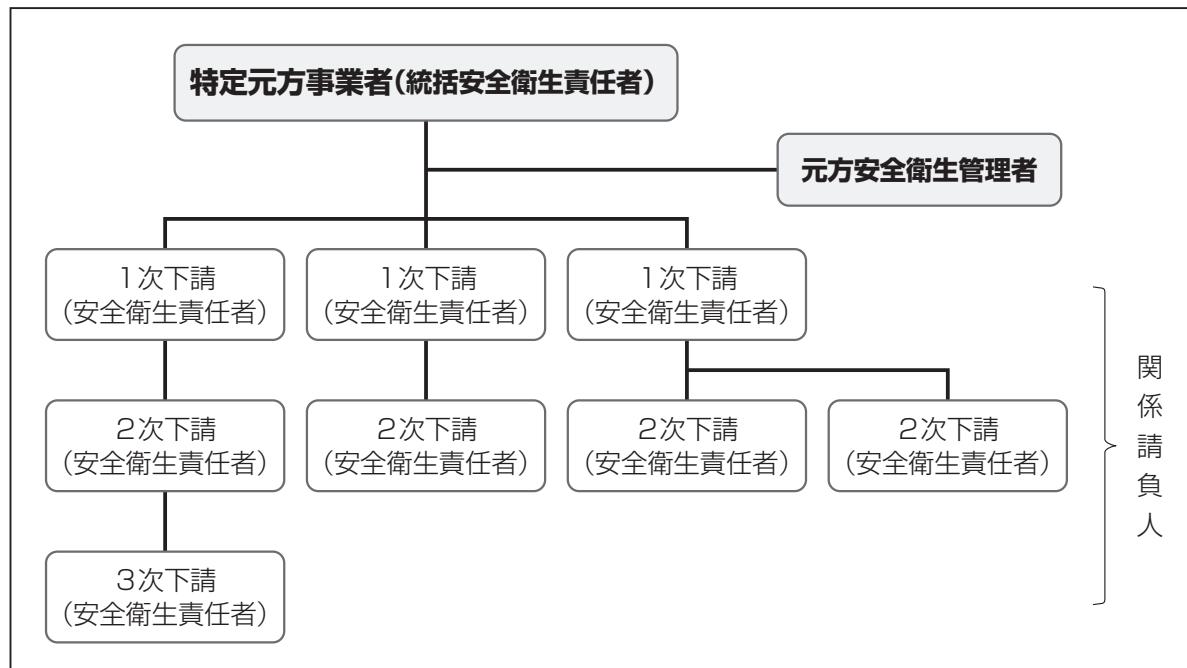
第4章 建設現場の安全衛生管理

第1節 統括安全衛生管理とは

建設工事では、同一の場所において元請業者、下請業者、再下請負業者等の請負契約関係にある複数の事業者がお互いに関連しながら作業を行っています。下請業者に雇用されている作業員や一人親方等の方々が、同一の現場で、それぞれが勝手に作業を進めるようでは労働災害が発生する可能性が高まってしまいます。そのような作業員が混在する現場においては、事業者それぞれが行う管理とは別に、現場全体として安全衛生管理の統制をとり、すべての事業者が足並みをそろえた災害防止活動に取り組む必要があります。

このように、複数の事業者の作業員が同一の場所で混在して作業することによって生ずる労働災害を防止するために実施される一連の合理的、組織的な安全衛生管理活動を統括安全衛生管理と呼んでいます。

図表14 建設現場の安全衛生管理体制（元請職員と作業員が50人以上の場合）



第2節 現場における安全施工サイクル

建設現場における労働災害を防止するため、施工と安全を一体化するための安全衛生管理活動が安全施工サイクル活動です。1982年に建設業労働災害防止協会が提唱することによって始まりました。

安全施工サイクル活動が目指しているのは、次のとおりです。

1) 元請・下請業者協力型の安全確保

- ① 自主的安全衛生活動の推進（「ヤレの管理」から「ヤロウ、ヤルゾの管理」へ）
- ② 元方事業者・関係請負人それぞれの役割の明確化

2) 施工と安全の一体化

- ① ムリ・ムラ・ムダのない施工
- ② 施工に安全衛生管理活動が自然に組み込まれ、施工と安全の一体化が図られる

3) 安全衛生活動の習慣化

- ① 効果的な災害防止活動の展開
- ② 日常管理に即した繰り返し型の安全衛生活動の定着

4) 先取りの安全確保

- ① リスクアセスメントを取り入れた作業手順書による危険検出型の管理
- ② 工程の進捗・変化に合わせた事前対応

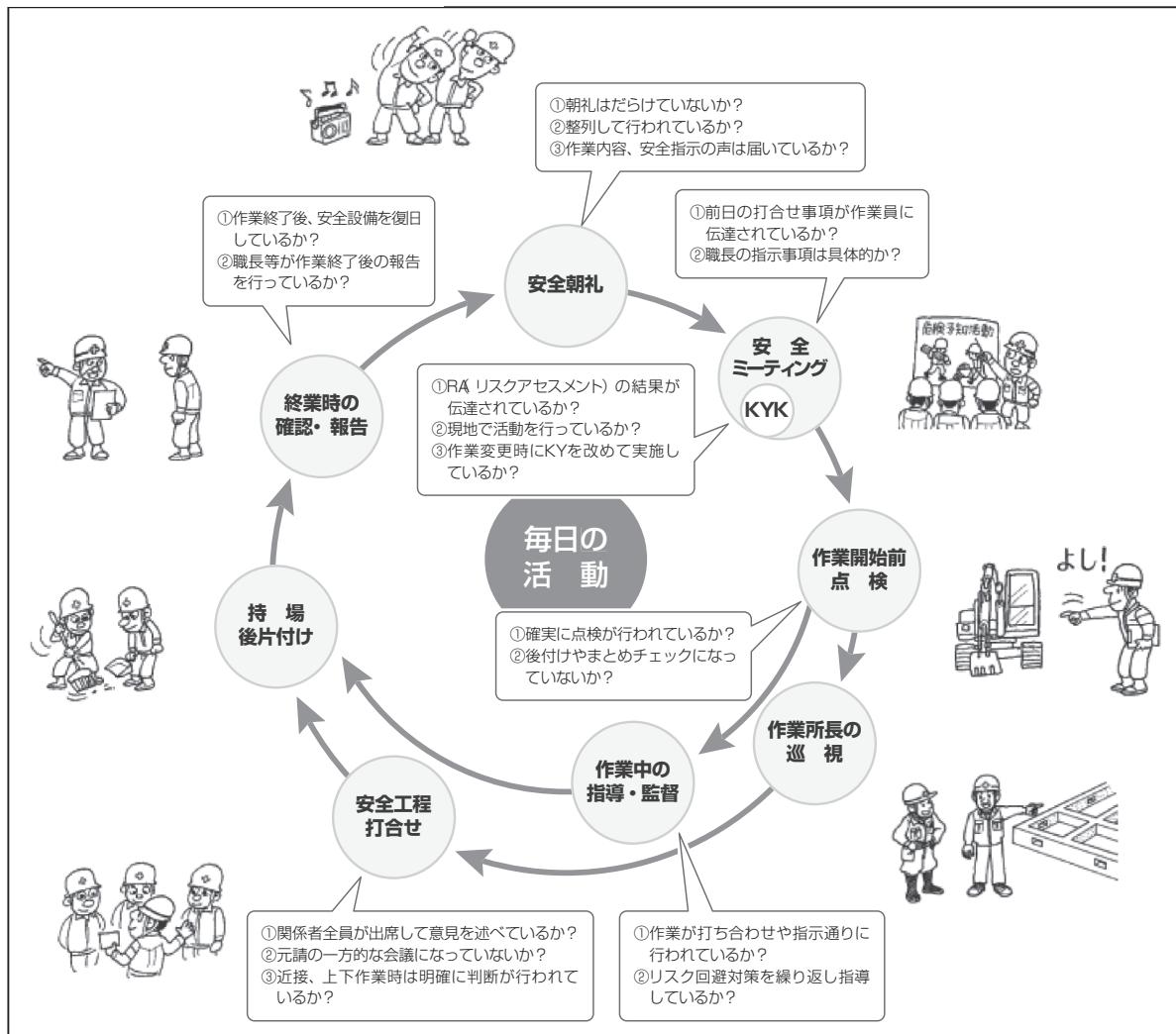
5) 全員参加の安全衛生活動の展開

- ① 自主的活動の展開
- ② 作業員の意見を生かした活動の展開

6) 法規を上回る安全衛生の確保

- ① 快適な職場環境の形成
- ② 日常管理を通じた順法精神の育成

図表15 安全施工サイクルの課題



第3節 現場における安全運動

1 安全運動

災害防止のためには、安全運動の推進により現場の実際の作業で実施するよう、作業員への習慣化を行うことが肝要です。以下、安全運動の実施上のポイントを列挙します。

1) 声掛け運動

現場でのあいさつは「声掛け運動」の基本です。ヘルメットの見やすい場所に氏名を記載し、あいさつ時に名前を呼び合うようにすると、お互いのコミュニケーションが高まります。しかし、運動の本来の目的は、作業員の不安全行動を見逃さず、不安全行動を注意する声掛けにあります。体調不良の作業員に対し「大丈

夫か？」など、優しい声掛けも併せて行うとよいでしょう。

2) KY活動

以前は現場の朝礼実施後、TBM（ツールボックスミーティング*）などの時に安全広場でKY活動を行っていましたが、最近では、現場の作業場所で「現地KY」を実施することが普及して来ています。この場合、一人親方等は現地で「一人KY」を行うことになりますが、作業の危険度や頻度を点数化して評価し、危険予知を重点的に行うなど、リスクアセスメント手法を取り入れた「一人KY」を実施するとより効果があるでしょう。

*TBM（ツールボックスミーティング）

作業開始前や作業再開時に行われる5～10分のミーティングで、職長などを中心に作業内容や範囲、潜在的な危険と安全衛生のポイントなどを話し合い、互いの行動を把握し、チームで共有する活動のこと。危険のポイントを絞ったら、チームの行動目標を設定し、指差し唱和で確認する。元々はアメリカの職人たちが道具箱を囲んで行っていたことからこの名がついたといわれている。

3) 指差呼称運動

作業開始前に作業場所を指差呼称により点検するとよいでしょう。人間は見たいたと思うものしか見ないものです。視線に指を添えて見ることで、見たくない現場の不具合を発見することもあります。大きな声でなくともよいので、「指差確認」運動として持ち場を点検してみてください。元請の方も現場巡回時に指差確認をしながら巡回するのも、現場に「指差呼称運動」が定着するひとつ的方法でしょう。

4) グーパー運動

バックホウ、ローラーなど重機には死角があり、運転者の後方確認が不十分であったため、バック時に作業員と接触する危険性があります。重機の旋回範囲内は立入禁止ですが、やむを得ず立ち入る場合は、運転者に手でパーを合図し、運転者がグーを返すことで、お互いに確認し合ってから重機の旋回範囲内に立ち入るようにしてください。

5) 3・3・3運動

吊り荷による飛来落下災害を防止するため、玉掛けが終了した時点で玉掛け者が行う運動が「3・3・3運動」です。その内容は玉掛け後3秒待って、地切り30cmで荷振れがないよう荷を安定させ、介錯ロープを用いて荷から3m離れて荷を吊り上げるようにしてください。

6) ヒヤリ・ハット運動

現場作業終了後に協力会社の職長が作業員全員からヒヤリ・ハットの有無を聞

き取り、ヒヤリ・ハットがあれば元請に報告させ、ヒヤリ・ハット防止対策を実施する運動を「ヒヤリ・ハット運動」といいます。ヒヤリ・ハットをなくすことにより、災害の芽を事前に摘むことができます。

2 危険体感教育

近年、現場の足場等の仮設備は、ますます安全に配慮された設備となっています。一方、現場設備が安全になったことで、ややもすると作業員の危険性や有害性を察知する感覚がにぶり、不安全行動に起因する災害が散見されるようになりました。災害を防止するためには、作業者自身が被災した状態に近い体験をすることが効果的です。このような現場の危険に対する作業員の感受性を高める手法として「危険体感教育」が実施されています。危険体感教育の実施例は以下のとおりです。

また、最近ではVRソフトを活用し、被災者の視線で墜落を疑似体験する手法が提唱されています。

なお、これらの危険体感教育の実施に当たっては、設備の安全性を十分に確認してから教育を行うようにしてください。

1) 墜落・転落

安全帯ぶら下がり確認、安全帯の種類による衝撃の違い確認、小幅な安全ネットの伸び確認、親綱のたわみ確認、スレート屋根の踏み抜き確認、脚立・はしご・ローリングタワーの安定性確認、海中転落時の膨張式救命胴衣の作動確認

2) はまれ・巻き込まれ

建設機械の死角区域の確認、玉掛ワイヤ・H形鋼等・係留ロープのはまれによる衝撃確認

3) 激突され

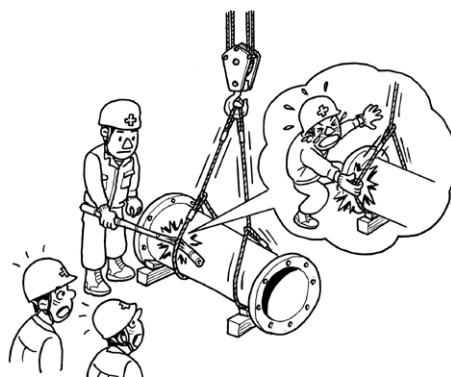
バックホウの旋回による人との接触の確認、バックホウのクレーンモードと通常モードの旋回速度の違いの確認、ワイヤーロープの内角に入った場合の跳ね飛ばされの確認、ユニックの旋回方向による安定度の違いの確認、重心移動による荷振れの確認

4) 飛来落下

吊り荷落下（荷の抜け落ち、一本吊り、当て物不備によるワイヤ切断）の確認

5) 火災

危険物への引火の危険と消火器による消火



の確認

6) 保護具の性能確認

安全靴の有効性能の確認、安全靴の踏み抜き、かかと部・先芯への衝撃の確認

第4節 一人親方等が行うべき日常の安全衛生活動

1) 安全朝礼

現場で行われる安全朝礼では、当日の作業に関する注意事項や、現場に生じる危険箇所等の情報が伝達されるため、必ず参加しましょう。

2) 安全ミーティング

一人親方等の作業に関連するグループのミーティングには必ず参加し、皆さん
が関連する作業について不都合がないよう作業の内容を十分に把握し、疑問点が
あれば解消しておきましょう。

3) 作業開始前の点検

当日使用する機械、電動工具、玉掛け用具、安全帯等の保護具は、使用前の点
検を励行しましょう。

4) 翌日の工程等の確認

皆さんの仕事が関連する業者の職長さんと打ち合わせを行い、元方事業者から
の指示事項等を確認し、翌日の作業の内容を把握しましょう。

5) 持ち場の後片付け

他職の資機材と混同しないよう片付ける、使用した工具等を整備し明日の作業
に備えましょう。

第5章 現場で繰り返し発生する災害とその防止対策

第1節 墜落・転落災害の防止

〔この項及び次項では、「墜落制止用器具」を「安全帯」と表記してある。〕

建設工事における一人親方等の死亡災害のうち墜落・転落災害が、全災害発生件数に占める割合の約65%を占める状況であることは第2章で述べましたが、墜落・転落災害の発生は、重篤な災害につながるケースが多いため、皆さんの安全対策の最優先課題としなければなりません。

墜落・転落災害を防止するためには、手すりや防網、安全帯取付け設備の事前設置などと合わせて、常に安全帯を正しく使用する習慣を身につけることが何よりも大切です。

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の高所作業について墜落等の危険を防止する措置などが義務づけられていますが、皆さんも作業所におけるルールを守るなど、災害防止措置の規定やルールを遵守しなければなりません。

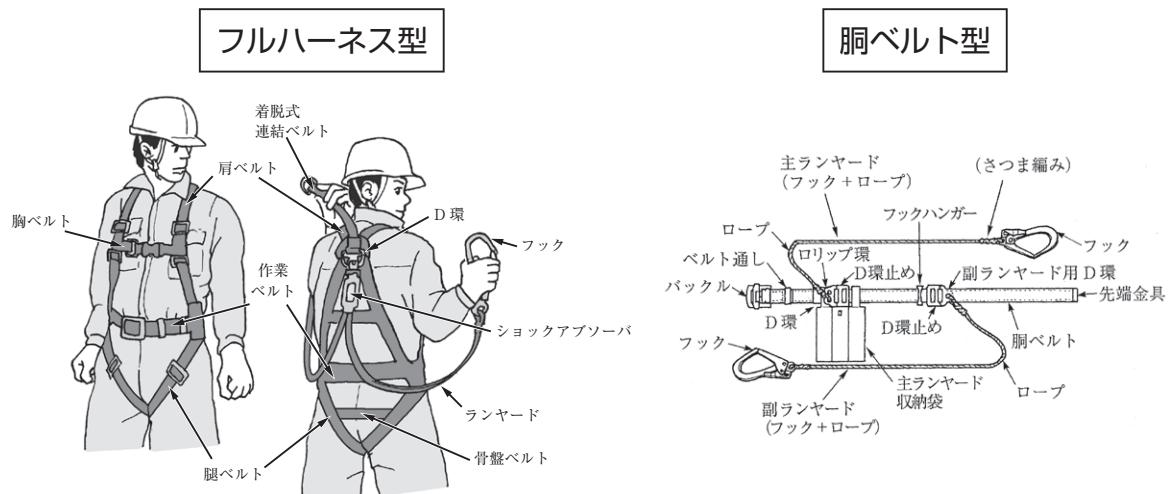
また、安全帯を使おうとしても、安全帯取付け設備が不完全であったり、安全帯や安全帯取付け設備の使用方法について十分な知識がないまま作業を進めたりすることがないよう、墜落・転落災害防止のための正しい知識を身に着ける必要があります。

1 安全帯の基礎知識

- ① 安全帯の法令上の名称は「墜落制止用器具」となっています。
- ② 安全帯を「フルハーネス型」と「胴ベルト型」に分類し、作業箇所の高さなどに応じて選択することが必要になりました。
- ③ 新しい構造規格の「フルハーネス型安全帯」が2022年1月2日から全面適用となっています。
- ④ 「安全衛生特別教育」が必要です。

高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいてフルハーネス型安全帯を使用する作業を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

安全帯		→	墜落制止用器具	
①	胴ベルト型（一本つり）	○	胴ベルト型（一本つり）	
②	胴ベルト型（U字つり）	✗		✗
③	ハーネス型（一本つり）	○	ハーネス型（一本つり）	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められています。



特別教育の対象者とフルハーネス型安全帯を使用する者とは異なる場合があるので注意が必要です。

⑤ 安全帯の選定

- 要件1 高さ6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定する。
高さ2m以上の箇所で作業床を設けることが困難なとき又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業では、高さに応じてフルハーネス型又は胴ベルト型を使用する。

ただし、高さが5m以下でフルハーネス型を使用した場合に地面に到達するおそれのある場合には、胴ベルト型を使用することができます。

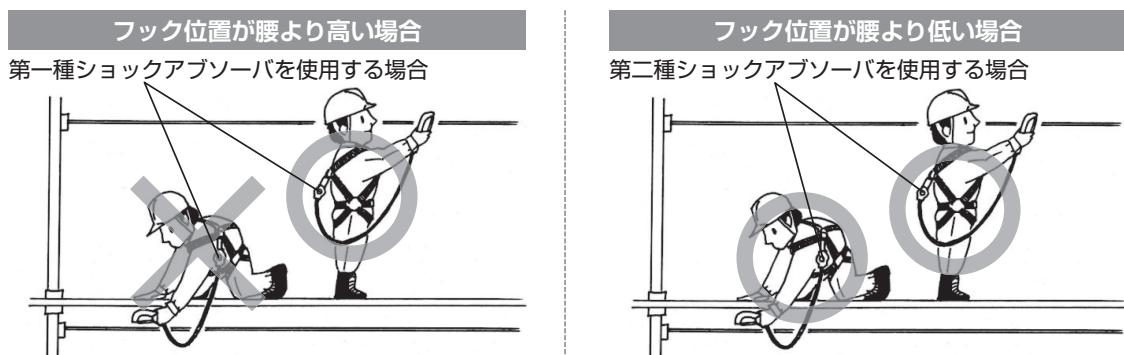
- 要件2 フルハーネス型安全帯は使用可能な最大重量に耐えるものを選定する。

フルハーネス型安全帯は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計が85kg用又は100kg用のいずれかを選ばなければなりません。(100kgを超える場合の特注品を除く。)

- 要件3 フルハーネス型安全帯のショックアブソーバは、フックを掛ける位置によって適切な種別を選択する

腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選びます。

※本来、第二種は足元にフックを掛けるときに使うのですが、フックを掛ける箇所が足元より高い位置も混在するときは、第二種を選びます。



⑥ 使用方法

・安全帯の装着

取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。

・安全帯の取付設備

安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落時の衝撃力に耐えうるものであること。

⑦ 点検・保守・保管、廃棄基準

安全帯の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。

・点検

日常点検のほかに一定期間ごとに定期点検を行うこと。

【使用前の点検】

- ① ベルトやロープの損傷の有無
- ② バックル・フック・D環等金属部材のサビや変形
- ③ ベルトの緩み（特に胸ベルト、股ベルトに緩みがないことを確認）
- ④ ベルトのねじれ
- ⑤ D環とランヤードの接続状態

・保守

定期的及び必要に応じて行うこと。

・保管

- ① 直射日光が当たらない、風通しが良く湿気の少ない、火気や放熱体などが近くにない、ランヤードの機能や強度に悪影響を及ぼさない場所に保管すること。

安全帯点検チェックリスト (チェックリストは一例を示す)			✓ : 異常なし △ : 異常あり ◎ : 要修理
安全帯を正しく使用して頂くため、始業点検や定期点検は必ず行ってください。 廃棄基準に該当する場合は新品と取り替えてください。 ()はハーネス型安全帯の廃棄基準を示す。			
各部外観		点検項目と廃棄基準	判定
ベルト	両耳	摩耗・擦り切れ 切り傷 焼損・溶融	3mm(2mm)以上の摩耗・擦り切れのあるもの 3mm(2mm)以上の切り傷のあるもの 3mm(2mm)以上焼損・溶融しているもの
	幅の中	摩耗・擦り切れ 切り傷 焼損・溶融	3mm(2mm)以上の摩耗・擦り切れのあるもの 3mm(2mm)以上の切り傷のあるもの 3mm(2mm)以上焼損・溶融しているもの
	全体	薬品・塗料 切り傷 焼損・溶融	3mm(2mm)以上付着しているもの 3mm(2mm)以上の切り傷のあるもの 3mm(2mm)以上焼損・溶融しているもの
	縫製部	先端金具の変形 縫糸	バックルに通らなくなったもの 1カ所以上切断しているもの
	ロープ	切り傷 摩耗 キンク 薬品・塗料 焼損・溶融 シンブル さつま編 変形	1リード内に7ヤーン以上の切り傷があるもの 摩耗して、棒状になったもの キンクしているもの 汚れ・変色・硬化しているもの 1リード内に7ヤーン以上焼損・溶融しているもの 脱落しているもの 抜けているもの ストランドの乱れや端末部の余長が引き込まれているもの 形崩れ・著しい縮みのあるもの 使用開始から2年が経過してるもの
	ストラップ [巻取り式]	摩耗・擦り切れ 切り傷 焼損・溶融 薬品・塗料 縫糸	芯の露出、また1mm以上の摩耗・擦り切れのあるもの 使用開始から2年が経過してるもの 芯の露出、また1mm以上の切り傷のあるもの 芯の露出、また1mm以上焼損・溶融しているもの 汚れ・変色・硬化しているもの 摩耗・擦り切れ・切断しているもの
	バックル	変形 磨滅・傷 錆 ばね	締まり具合が悪いもの リベットのカシメ部にガタ・変形があるもの 深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの リベットのカシメ部が2分の1以上磨滅しているもの ベルトのかみ合う部分が磨滅しているもの (正しく装着し、腹部に力を入れてベルトがゆるむもの) 全体に錆が発生しているもの 折損・脱落しているもの
	環類 (D環・角環・8字環)	変形 磨滅・傷 錆	目視で確認できる変形のあるもの 深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの 全体に錆が発生しているもの
	フック	変形 磨滅・傷 錆 ばね	外れ止め装置の開閉操作の悪いもの リベットのカシメ部にガタつきがあるもの 深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの リベットのカシメ部が2分の1以上磨滅しているもの 全体に錆が発生しているもの 折損・脱落しているもの
伸縮調節器	変形 磨滅・傷 錆 ばね	ロープの伸縮調節器の作動が困難なもの リベットのカシメ部にガタつきのあるもの 深さ1mm以上の磨滅・傷・亀裂があるもの リベットのカシメ部が2分の1以上磨滅しているもの 全体に錆が発生しているもの 折損・脱落しているもの	
	巻取り器	変形 取付ねじ 破損・傷	ストラップの巻き込み、引出しができないもの 巻取り器の取付ねじが脱落しているもの ベルト通し環が破損しているもの
	ショックアブソーバ	薬品・塗料 カバーの破損 擦り切れ 縫糸 作動	汚れ・変形・硬化しているもの ショックアブソーバが露出しているもの(テープなどは巻き付けないこと) 両端の環部のベルトが著しくすり切れているもの 1カ所以上切断しているもの 大きな衝撃荷重を受け作動したもの

(出典: 日本安全帯研究会)

- ② 高温（50°C以上）となる場所に長時間保管しないこと。
- ③ フルハーネス本体やランヤードの上に物を載せないこと。

・廃棄

廃棄基準

- ① 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。
 - ② 点検の結果、異常があったもの、摩耗や傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。
- ⑧ その他（フルハーネス型安全帯の旧規格・新規格の見分け方）

フルハーネス型安全帯の製品ラベルに「墜落制止用器具」または「墜落制止用器具の規格」の表示があるもの、ランヤードの製品ラベルに「種類」、「種別」、「使用可能質量」、「最大自由落下距離」、「落下距離」及び「製造年月」の表示があるものが新規格品となります。

一方、フルハーネス型安全帯の製品ラベルに「安全帯の規格」と表示のあるもの、ランヤードの製品ラベルに「種類」、「種別」、「使用可能質量」、「最大自由落下距離」、「落下距離」及び「製造年月」の表示がないものは旧規格品です。

2 傾斜面作業用ベルト

傾斜面や足場の不安定な場所での作業に用いる法面作業用ベルトで、腰への負担を軽減させるため、幅広ベルトが採用されています。

なお、このベルトを使用する場合には、必ず安全帯を併用すること。

図表16 傾斜用作業ベルト

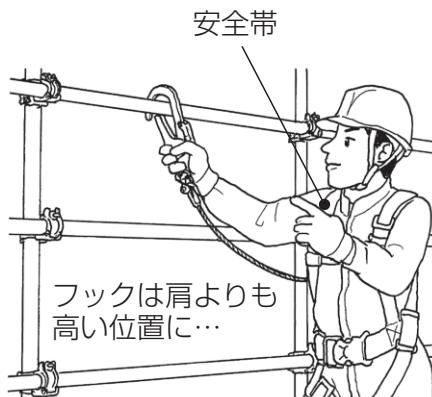


3 安全帯使用時の注意事項

① フックの位置

墜落制止時に加わる衝撃荷重を低く抑えるため、フックは、D環より高い位置に掛ける必要があります。

フックは肩よりも上の位置に掛けましょう（第1種ショックアブソーバを選ぶ）。



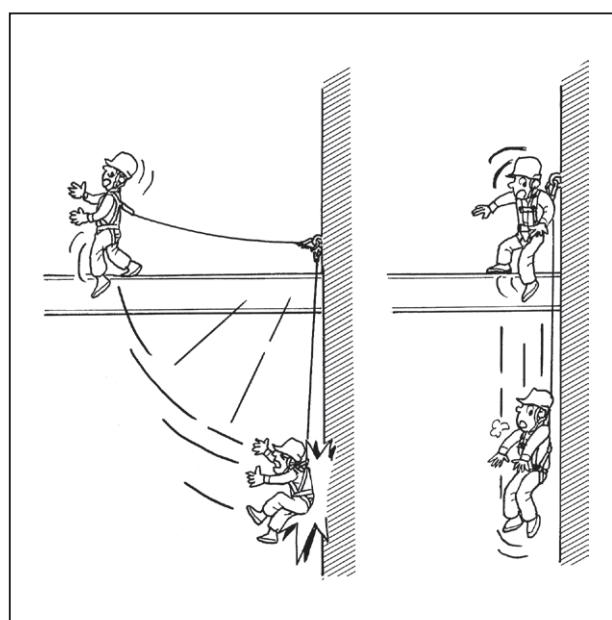
② フックをかける位置との離れ

フックのかける位置が作業位置と大きく離れると、墜落した場合、振り子状態になり構造物に激突する危険性があります。

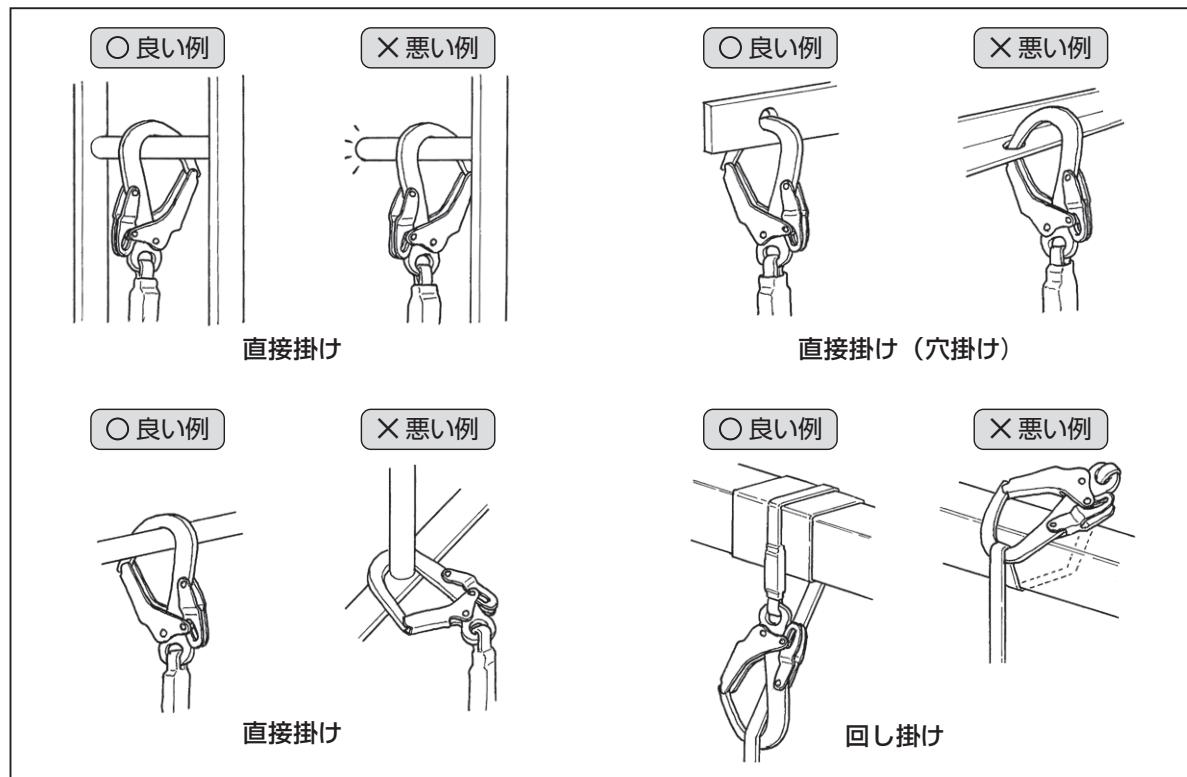
③ フックの掛け方

- ・墜落制止時にフックが構造物から抜ける危険性があるため仮設構造物等の開放部がある箇所には掛けないようにしましょう。
- ・フックは、許容応力が規格により定められていますので、常に、フック本体に曲げ荷重が加わらないように掛けることが大切です。掛け方を誤ると、墜落時にフックに過大な荷重がかかり、フックが破損する危険性があります。

図表17 フックとの離れ



図表18 フックをかけるときの注意点

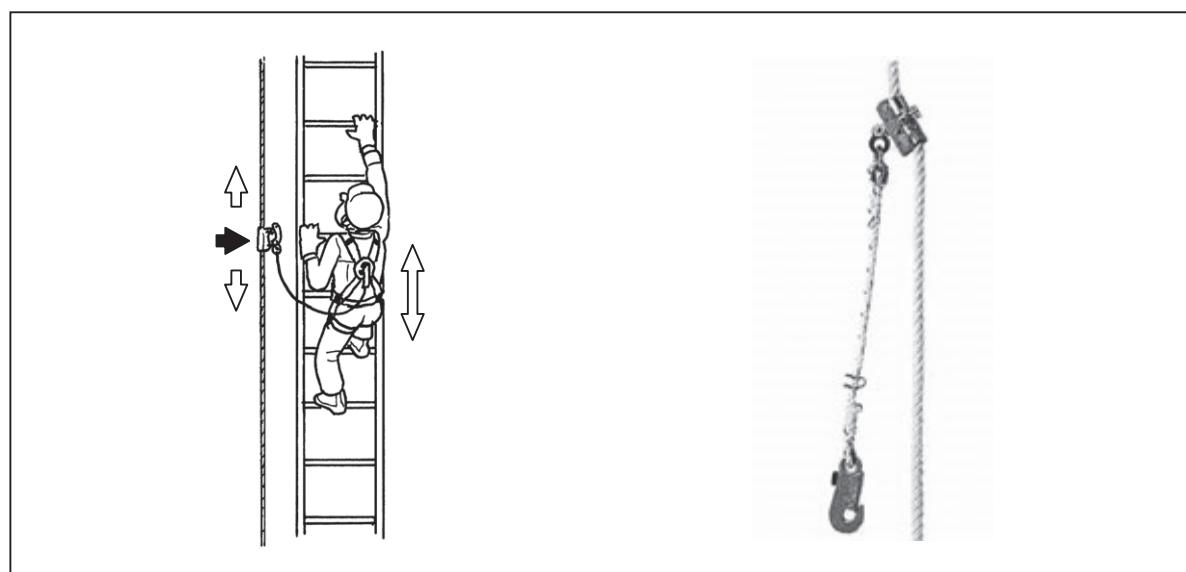


4 安全帯と接続する機器

① 伸縮調整器（ロリップ）

親綱又は子綱と安全帯を接続し、水平移動や昇降時に両者の距離を調整するために使用します。

図表19 伸縮調整器（ロリップ）



② 安全ブロック

ワイヤーロープ等を巻き取る機構を持ち、墜落時には自動ロックが働き、作業者の墜落を制止する器具で、主に昇降時の墜落の制止に使用されます。

上記①②では独りでD環に接続させるのが困難なため着脱式連結ベルトを使用した方がよいでしょう。

図表20 安全ブロック



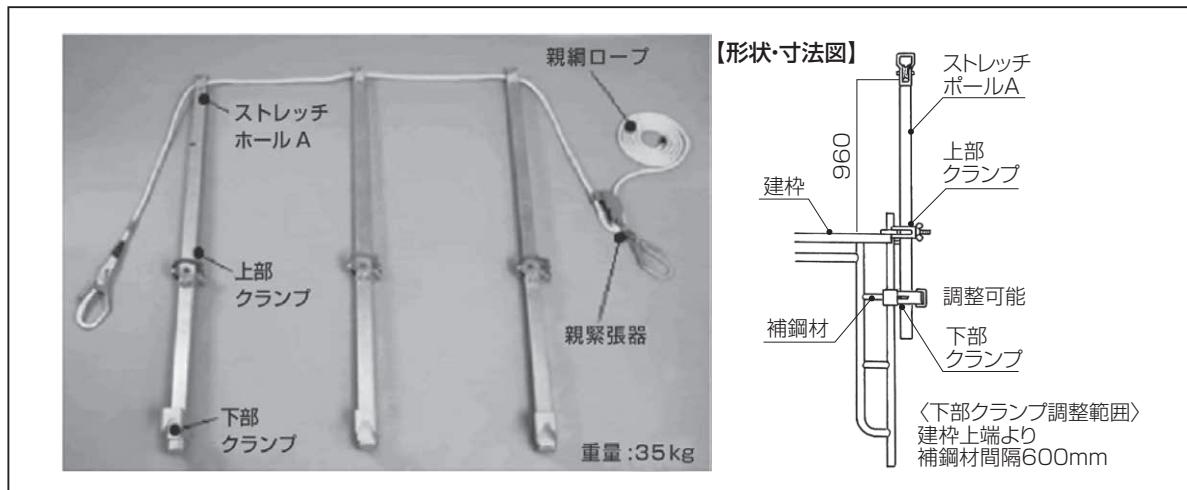
5 親綱及び安全帯取り付け金具の設置方法

① 足場組立て作業、鉄骨組立て作業

足場の組立て作業においては、作業に先行して手すりを設置することができる「手すり先行工法」が望ましいのですが、一般的な枠組足場を組み立てる際は、下図のような親綱支柱を先行して設置します。

鉄骨組立て作業の場合は、各鉄骨部材にあらかじめ図のような親綱支柱と親綱を取り付けて所定の箇所へつり上げ、鉄骨の組立てを行います。

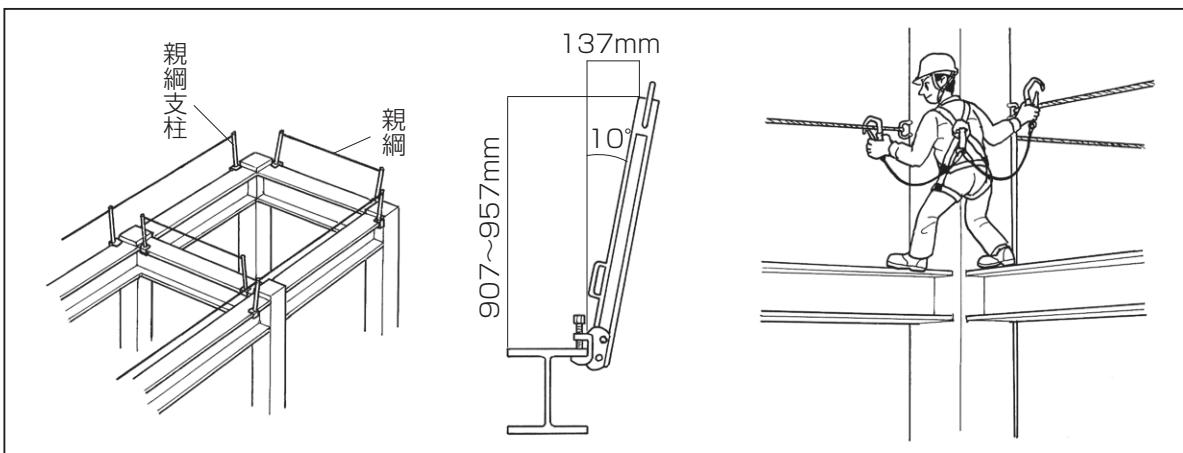
図表21 足場用親綱支柱



図表22 鉄骨用親綱支柱



図表23 鉄骨用親綱支柱の設置と二丁掛け安全帯の使用

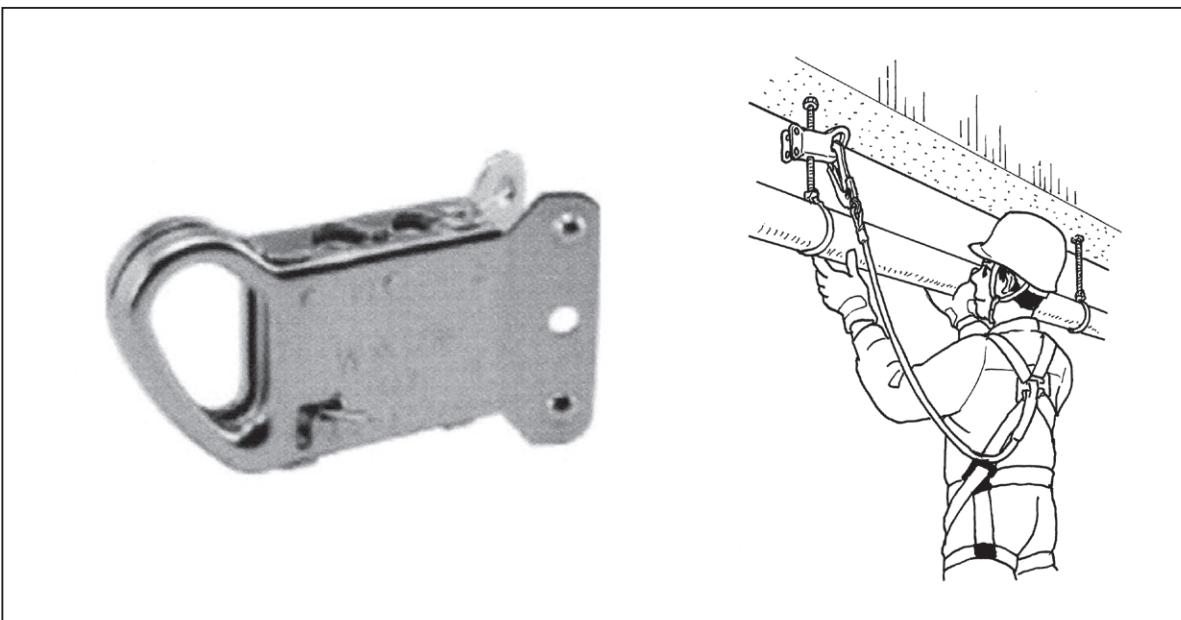


② 配線・配管作業

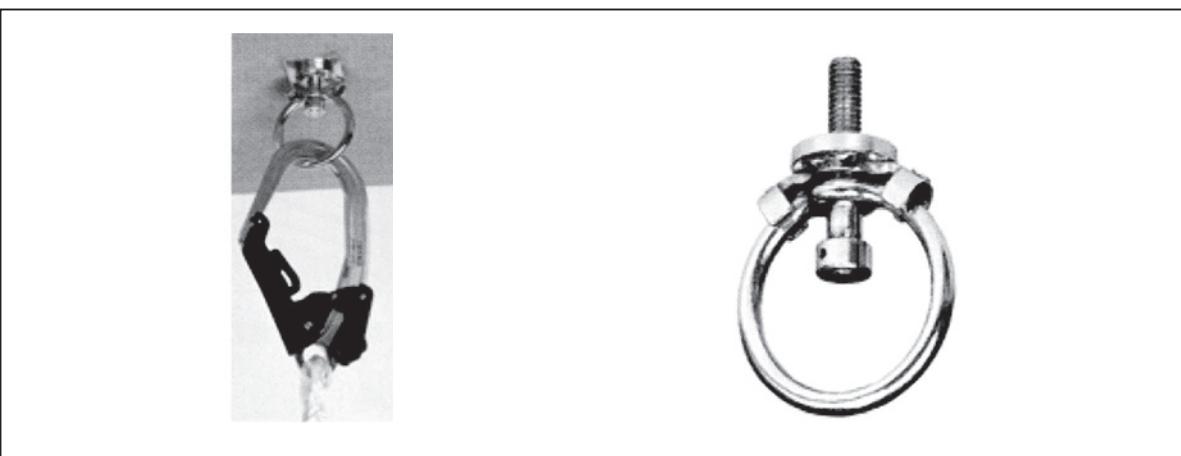
躯体工事の仕上工事や、設備工事の段階になると、作業場所周辺に安全帯を掛ける設備がなく、安全帯が使用できないケースがあります。

作業開始前に仕上工事や設備工事の作業姿勢を十分考慮し、図表24、図表25のような安全帯取付用の補助金具を使用する必要があります。

図表24 吊りボルト用キャッチャー



図表25 天井取り付け用リング



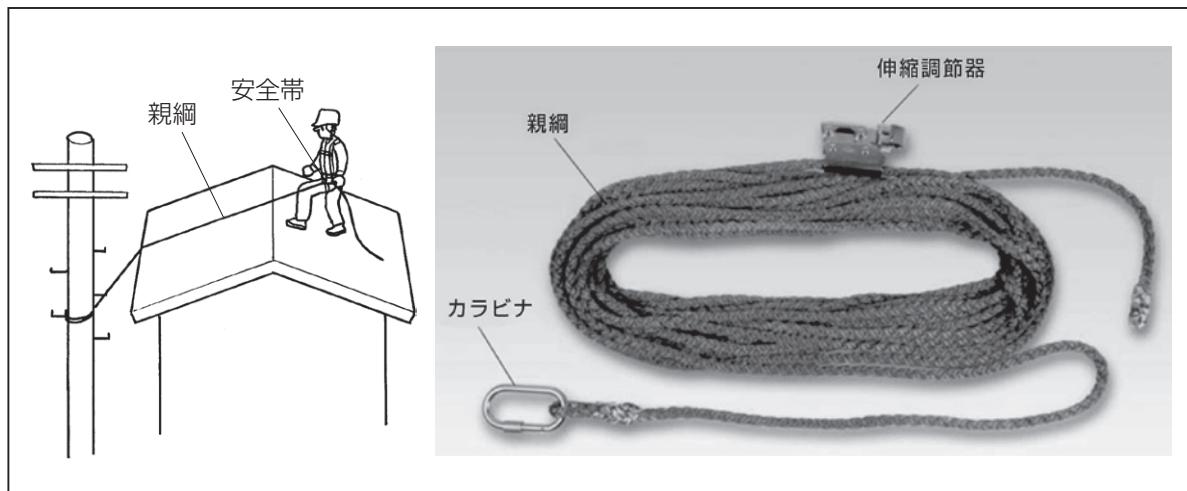
設備用の吊りボルトを挟み込んで固定する金具や、天井にあらかじめ設置したインサートにねじ込んで使用するリングなどが使用できるようあらかじめ準備しておくと、安全帯のフックを確実に掛けた状態で作業が行えます。

③ 屋根・既存建物

- ・親綱 + 伸縮調整器

親綱と伸縮調整器を組み合わせて安全帯を取り付ける方法であり、比較的容易に設置できるので、作業範囲が限られた屋根上の作業に適しています。

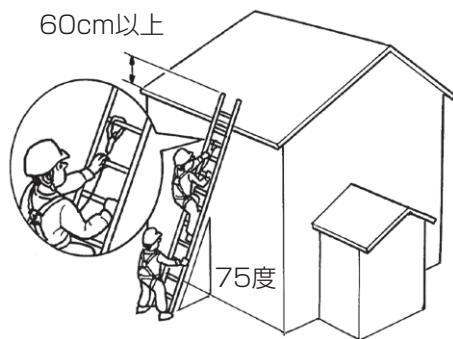
図表26 親綱+伸縮調整器



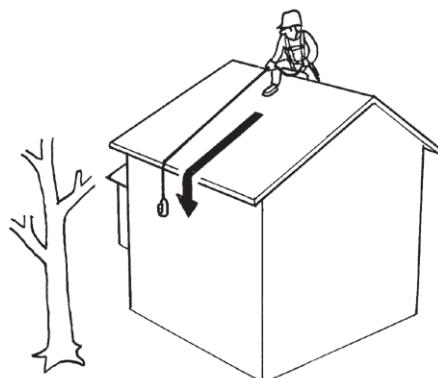
図表27 屋根上の作業における墜落防止対策

《設置方法》

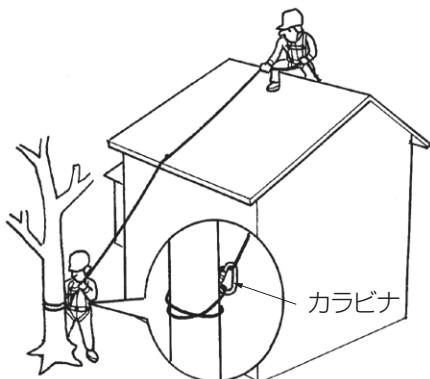
i はしごを用いて屋根に登る。



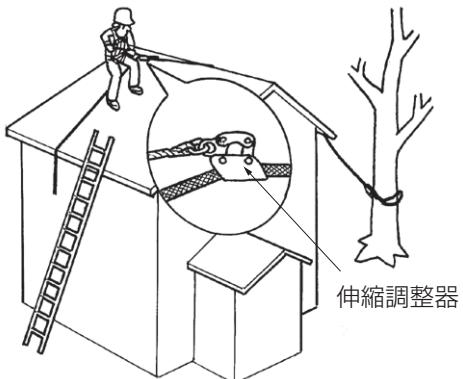
ii 屋根の棟まで移動し、親綱先端のカラビナを落とし込む。



iii 親綱先端のカラビナを利用し、構造物、立ち木などしっかり固定できるものに繋結する。



iv 親綱に取り付けてある伸縮調整器に安全帯のフックを連結する。



△ カラビナ側の屋根では絶対作業しない。
(作業する場合は、対称となる反対側にももう一本親綱を設置すること。)

④ はしごの昇降

図表28 屋根への昇降と安全ブロック等の取付手順等

設置手順	図解等
<p>① 屋根への昇降</p> <p>主綱にスライド（グリップ）を取付けたのち、墜落制止用器具のD環とスライド（グリップ）のフックとを連結させ、屋根へ昇る</p> <p>※昇降時はスライド（グリップ）の本体が常に肩より上の位置にくるよう引き上げながらはしごを昇る。</p>	
<p>② 安全ブロックの設置</p> <p>屋根棟付近で主綱にリングを介してカラビナを取り付け、安全ブロックを取り付ける。</p>	
<p>③ 墜落制止用器具のフックの掛け替え</p> <p>安全ブロックのストラップを素早く引っ張り、ストラップの繰り出しがロックすることを確認したのち、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する。連結後、スライド（グリップ）のフックを外す。</p>	

第2節 現場で繰り返し発生する災害にかかる防止対策

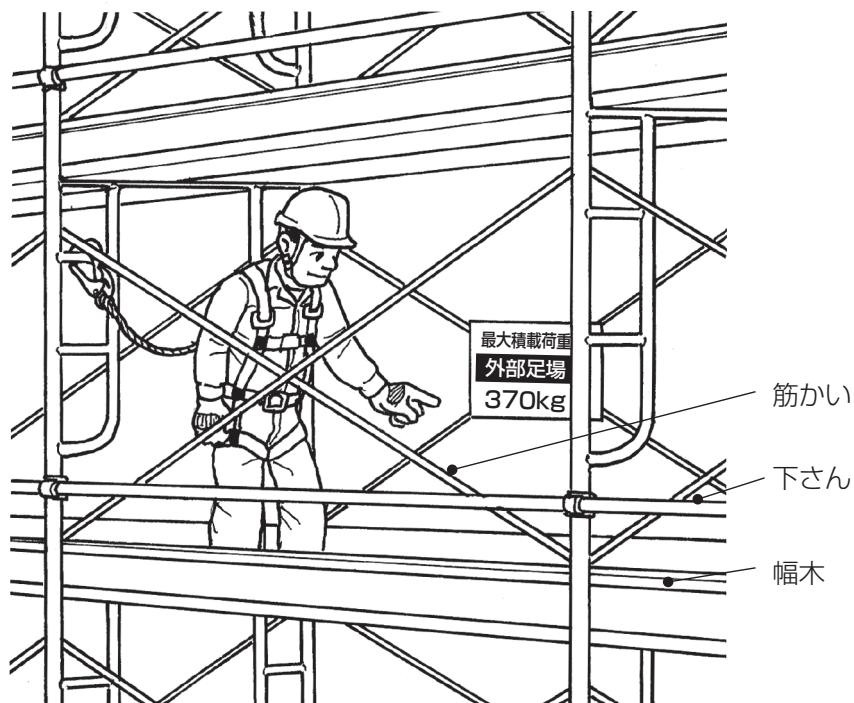
建設業の災害は、繰り返し型が多いと言われていますが、そもそも作業員が作業の基本を知らなかったり、工具や道具の使い方・操作方法に慣れていないかったりすることなどがその背景にあります。

要するに、現場で接することの多い身近な設備や機械・工具の陰に潜んでいる危険に気づかない、あるいは作業中に集中力が途切れで不注意や錯覚を起こすことが頻繁に起こっていることがその理由と考えられます。

特に建設現場で起きがちな災害を防止するためのポイントを10項目に絞り、使用時・作業時の留意点を考えてみたいと思います。

1 足場

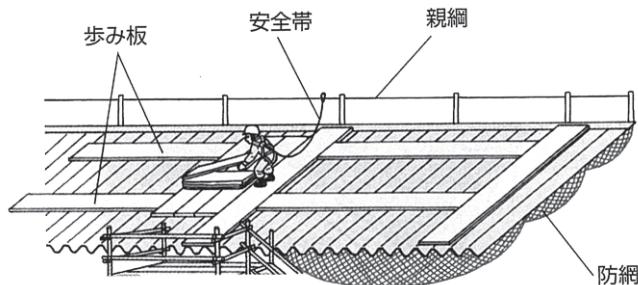
- ① 足場の部材などを一時的に取り外す必要があるときは、必ず先に、職長等責任者の了承を得る。
- ② 取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）は、必要な作業が終ったら、必ず元どおりに取り付ける。
- ③ 作業開始前に足場の状態（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）を点検する。
- ④ 狹い場所ではブラケット足場を設置し（いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められない）、手すり等に墜落制止用器具を取り付けて作業する。



2 屋根

① スレート屋根からの墜落防止

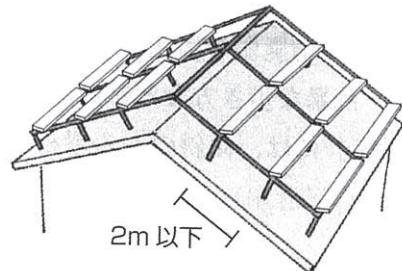
歩み板（幅30cm以上）の設置、防網（安全ネット）を設ける。



（出典：建設業労働災害防止規程の解説62ページ）

② 屋根足場の設置

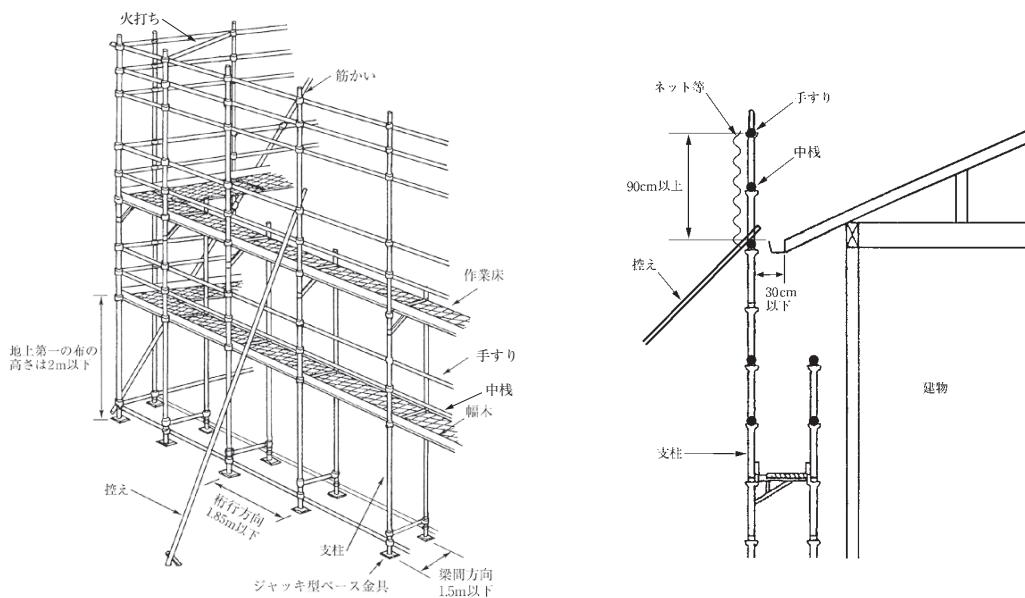
勾配31度（6/10）以上の場合、滑落のおそれがあり、幅20cmの作業床を2m以下間隔で屋根足場を設ける。



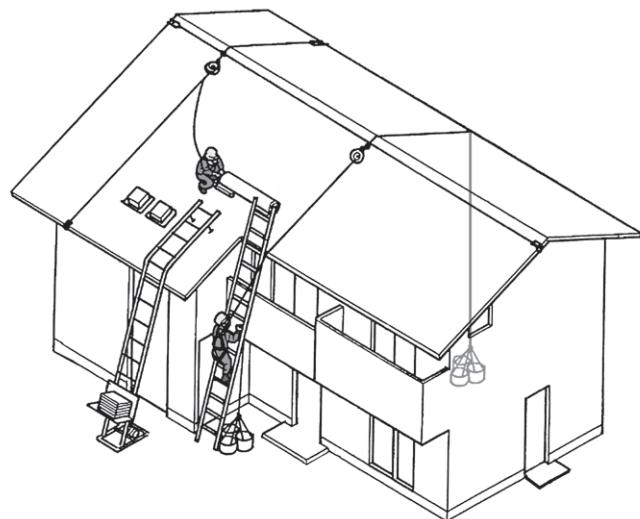
（出典：建設業労働災害防止規程の解説
64ページ）

③ 木造家屋等低層住宅建築工事の墜落防止

軒高10m未満の工事では、「足場先行工法に関するガイドライン」による施工を行う。手すり（高さ90cm以上）を設置かつ中さん（高さ35cm以上50cm以下）を設置する。

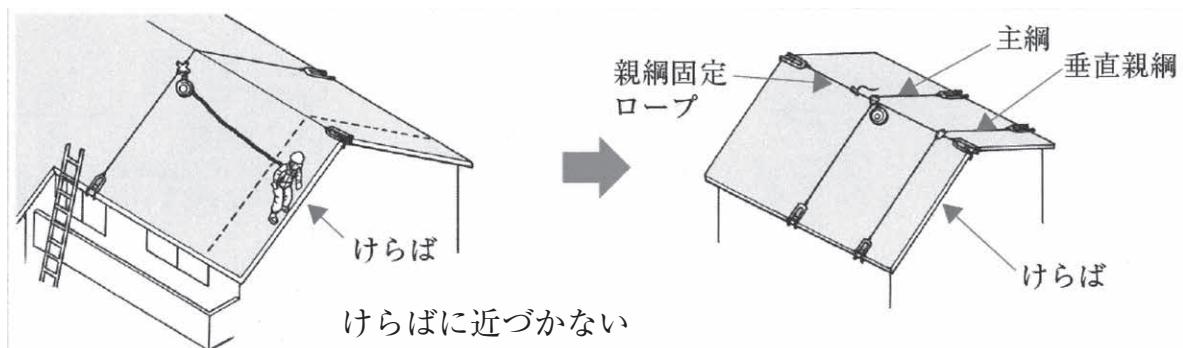


足場設置が困難な屋根上の作業では、「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル（令和6年3月）」に基づき行うよう努める。

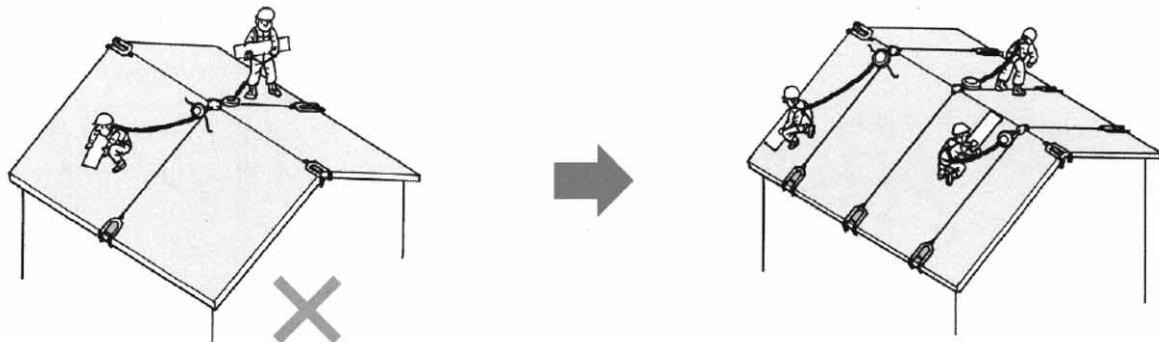


（出典：建設業労働災害防止規程の解説67,68ページ）

けらば付近に近づく場合は、親綱固定ロープで主綱または追加した垂直親綱が水平に移動しないような補強が必要です。

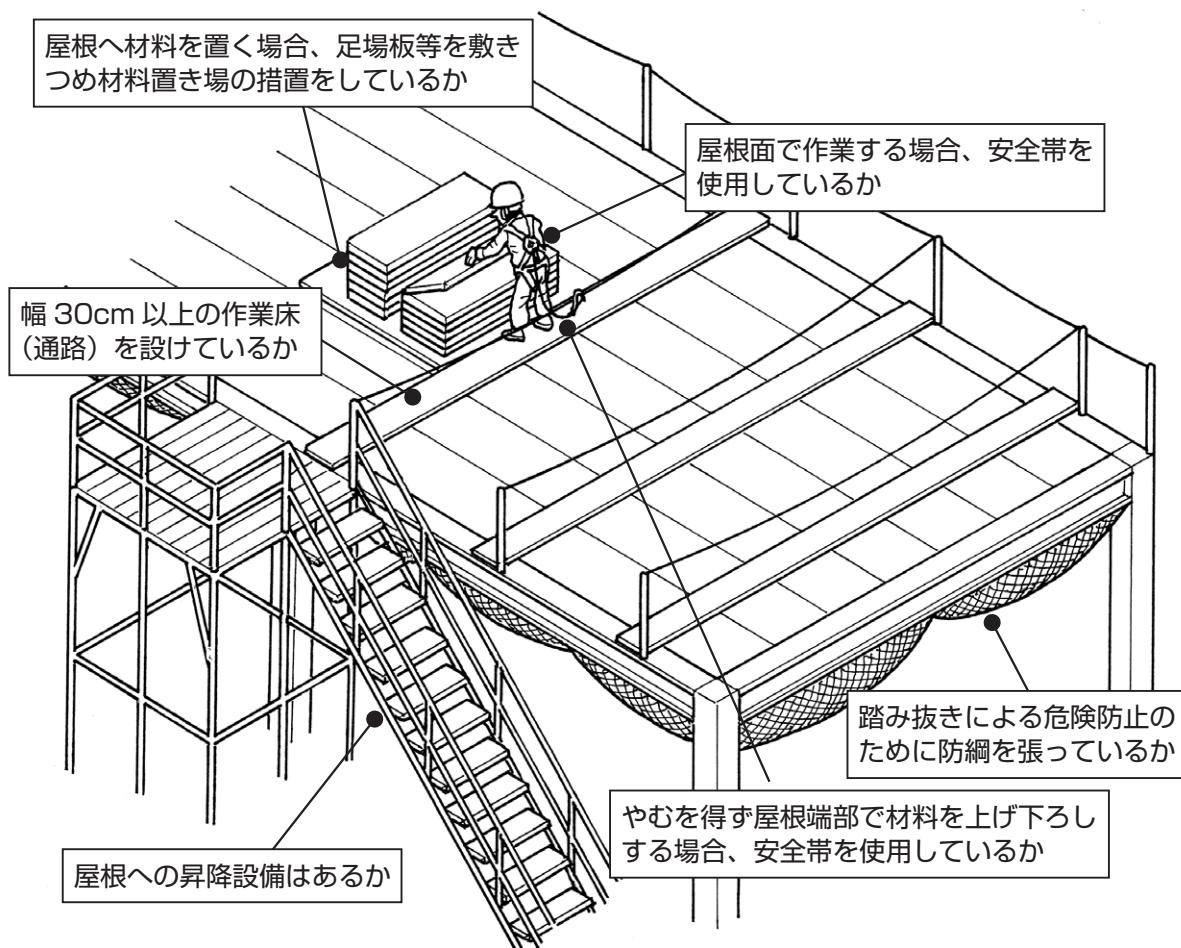


複数の作業者が屋根上で作業する場合は、その人数分だけ垂直親綱を屋根上に増設する必要があります。



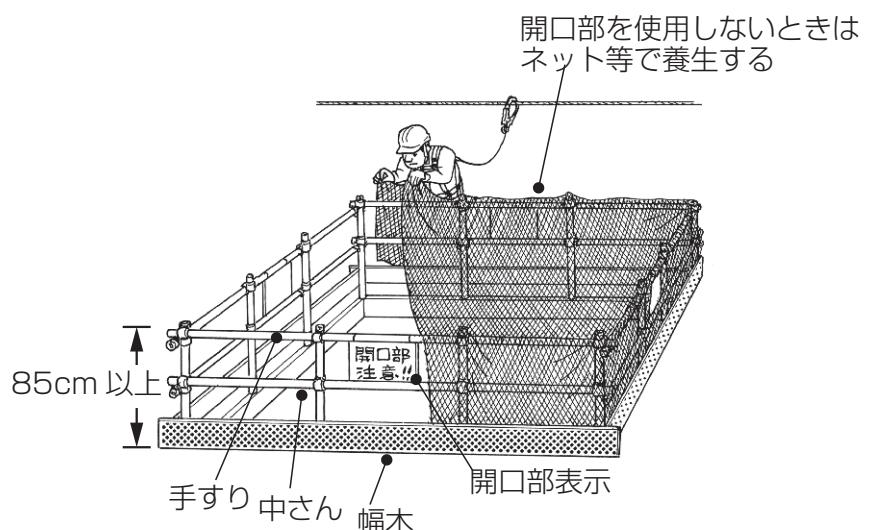
1本の主綱（垂直親綱）に複数の安全
ブロックを取り付けて使用しない

- ① 作業床の設置および囲いなどの墜落防止措置を講じましょう。
- ② 墜落制止用器具（安全帯）を使用しましょう。
- ③ 雨・雪で濡れた屋根に登るときは、職長の指示に従って行動しましょう。
- ④ 安全通路を確保しましょう。



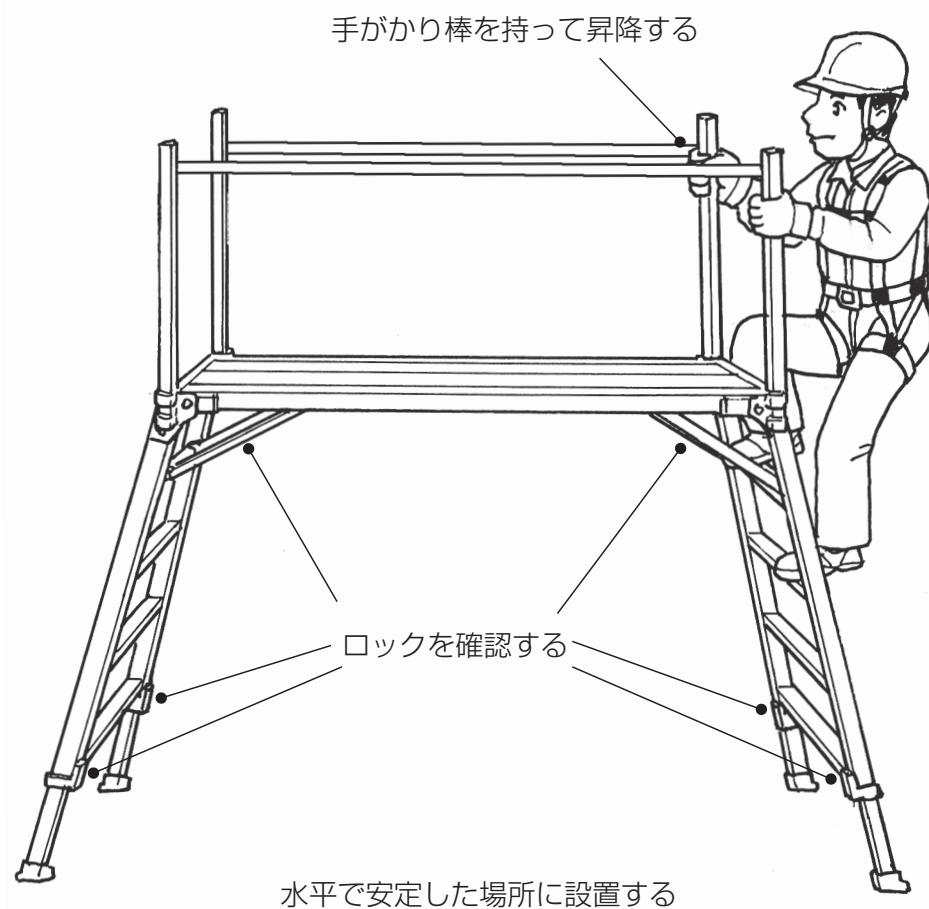
3 開口部

- ① 開口部を使用しない時は落下防止のネットを設置する。
- ② 「開口部」表示で注意喚起を行う。
- ③ 高さ85センチ以上の手すりで囲み、中さん、幅木を設置する。



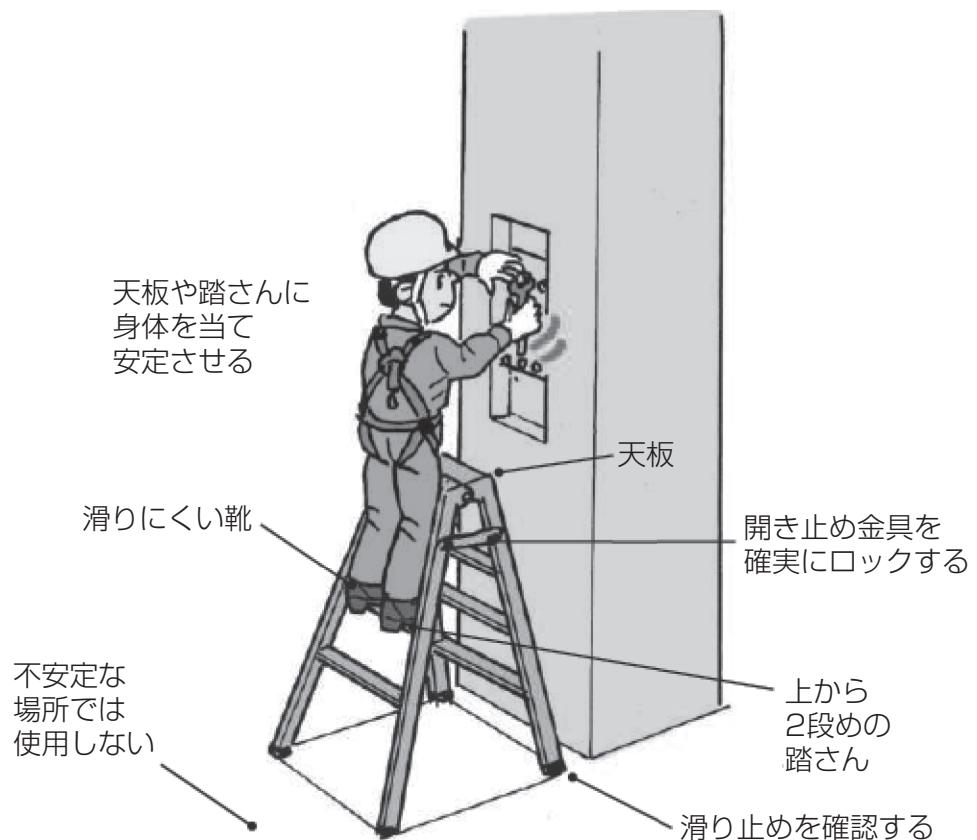
4 可搬式作業台（立ちうま）

- ① 手がかり棒を立て起こして使用する。
- ② 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）。
- ③ 水平で安定した場所に設置する。
- ④ 脚部が確実にロックされているか確認する。
- ⑤ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける。
- ⑥ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする。
- ⑦ できるだけ手すり付きのものを使う。



5 脚立

- ① 踏みさんが作業箇所の正面に向くよう設置する。
- ② 水平で安定した場所に設置する。
- ③ 開き止め金具をロックする。
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する。
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる。
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない。
- ⑦ 押したり引いたり、反動を伴う作業を避ける。
- ⑧ 身体の重心が自分の両足や脚立の脚部の外に出ないようにする。
- ⑨ できるだけ手すり付きのものを使う。



6 移動はしご・固定はしご

「一人親方等死亡災害統計」(厚生労働省)によると、墜落転落災害の中でも、「はしご等からの墜落転落」による死亡が、2020年から2024年の5年間で45人と多く発生しています。

【移動はしご】

- ① はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる。
- ② はしごの立て掛け角度は、75度程度とする。
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する。
- ④ 転位しないよう措置する（すべり止め措置の取付け、下の者が支える等）。
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを取り付ける。
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する。
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける。

【固定はしご】

- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する。
- ② はしごの上端は上端を架けた床から60cm以上突出させる。
- ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する。
- ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する。
- ⑤ 上端床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする。

※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない。

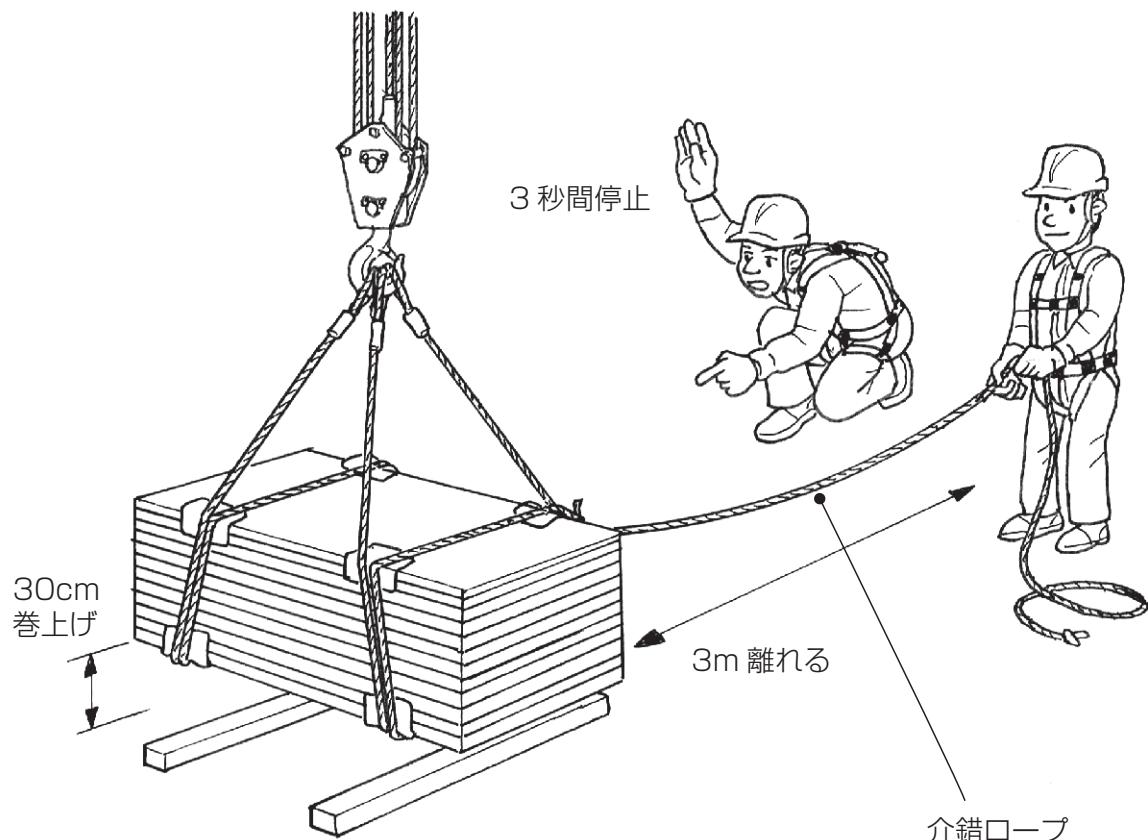


7 玉掛け作業

- ① 作業は、有資格者が行う。
 - ② 吊り荷の重量を確認し、クレーンの定格荷重の80%以内で吊る。
 - ③ 荷ぶれ防止のため、介錯ロープを使用する。
 - ④ 地切りの際は、30cm巻き上げ、3秒間静止し、吊り荷から3m離れる。

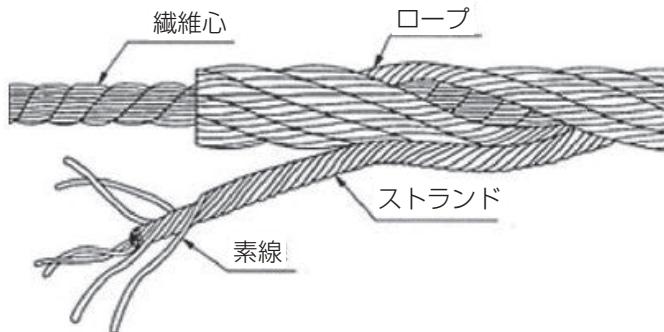
(注) 玉掛け作業には、使用するクレーン等のつり上げ荷重が1トン以上の場合は玉掛け技能講習を修了した者の資格が必要です。つり上げる荷の重量ではありません。

また、つり上げ荷重が1トン未満のクレーン等の玉掛け作業については、特別教育修了者等が行うことが必要です。



主な玉掛用具の点検時の判定基準

玉掛用ワイヤロープ



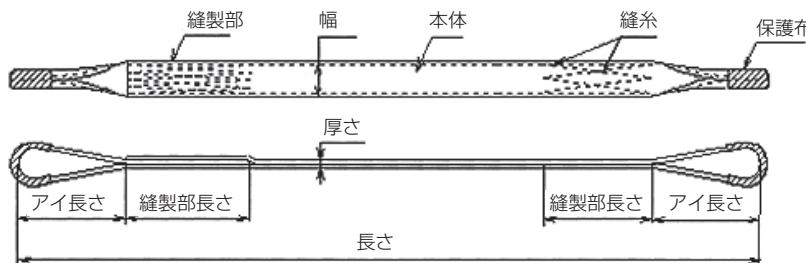
(ワイヤロープ部)

- 1 素線の数の 10%以上の断線がないこと。
- 2 直径の減少が公称径の 7%未満であること。
- 3 キンクがないこと。
- 4 著しい変形がないこと。
- 5 著しいさび、腐食がないこと。
- 6 アイ部の著しい変形がないこと。
- 7 アイの編み込み部分の緩みがないこと。

(圧縮止め部)

- 1 合金の厚みが元の厚みの 3 分の 2 以上あり、著しい傷がないこと。
- 2 著しい変形、広がりがないこと。

ベルトスリング



(ベルト部)

- 1 摩耗は全幅にわたって縫目が分かり、たて糸の損傷及び縁の部分のたて糸の損傷、著しい毛羽立ちが認められないこと。
- 2 傷は幅方向の幅の 10 分の 1 又は厚さ方向に厚さの 5 分の 1 に相当する傷が認められないこと。
- 3 使用限界表示のあるものは、その限界表示が著しく露出又は消失が認められないこと。

(アイ部)

- 1 縫目が分かり、たて糸の損傷が認められないこと。
- 2 目立った切り傷、すり傷、ひっかけ傷等が認められないこと。
- 3 縫糸の切断が認められてもアイの形状が保たれていること。
- 4 縫製部の剥離が少しでも認められないこと。

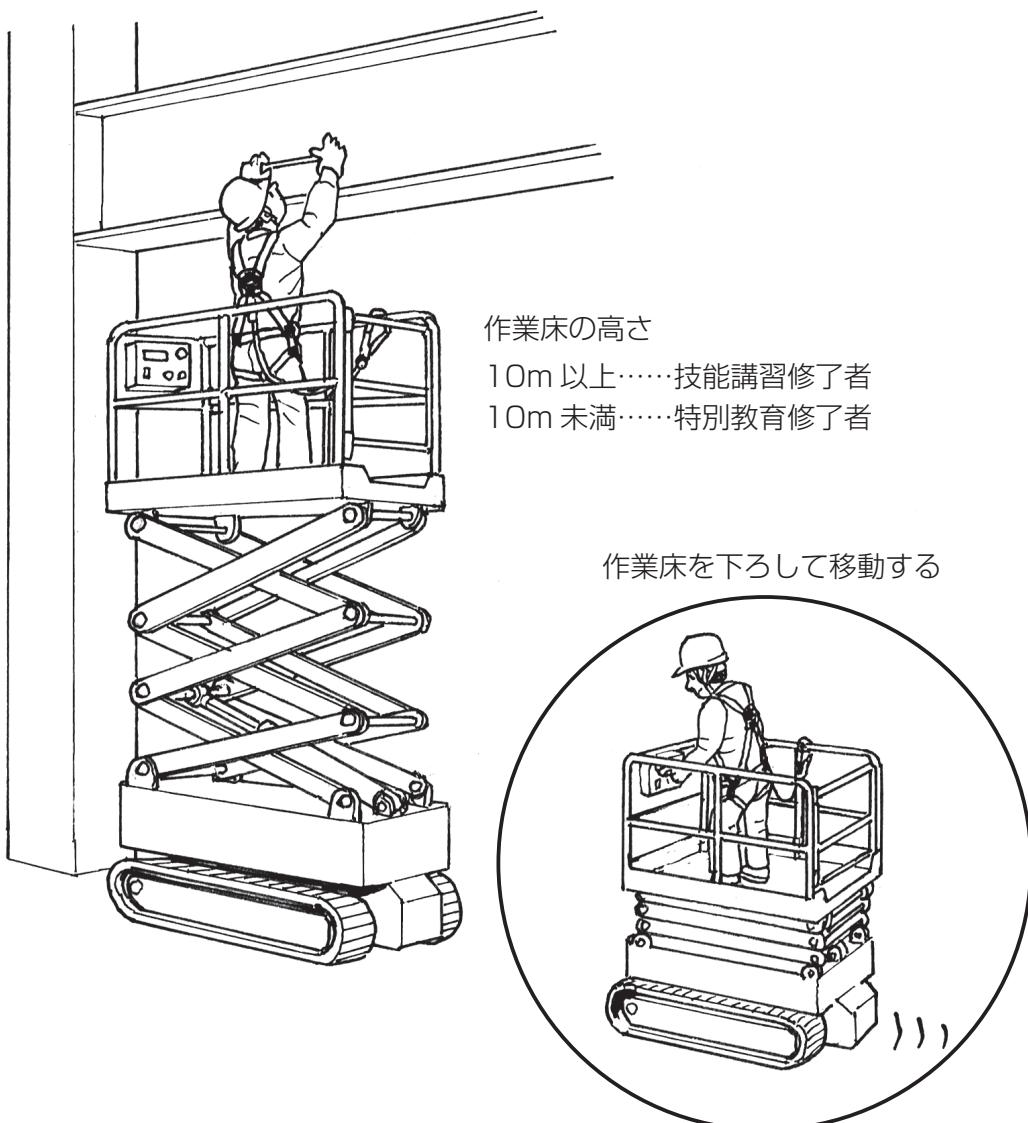
(金具)

- 1 変形、著しい当り傷、切り傷がないこと。
- 2 き裂、著しい腐食がないこと。

8 高所作業車による作業

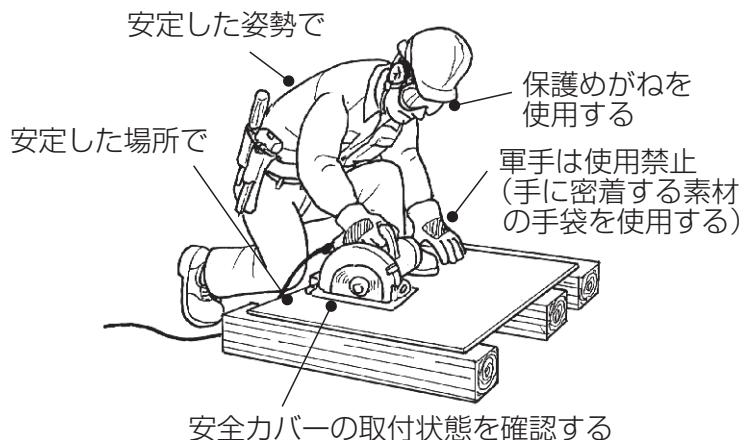
- ① 水平で堅固な場所に設置する。
- ② 作業床の高さが10m以上の高所作業車の場合は技能講習修了者、10m未満の場合は特別教育修了者が運転する。
- ③ 複数の作業車で作業する場合や支障物に接近しての作業は作業指揮者の指示により行う。
- ④ 高所作業車を移動させる場合は、作業床を下ろしてから行う。

(注) 作業床の高さとは、高所作業車の性能において作業床を最も高く上昇させたときの地上から床面までの垂直高さをいいます。



9 携帯用丸のこ盤

- ① 正しい姿勢で安定した場所で作業する（手に持ちながらの切断は禁止）。
- ② のこ歯の安全カバー（歯の接触予防装置）が正しく動くか確認する。
- ③ 手に密着する素材の手袋を使用する（軍手は使用禁止）。
- ④ 保護めがねを使用する。



10 グラインダー

- ① と石の交換・試運転は、特別教育修了者が行う。
- ② と石にひび・キズがないかを確認する。
- ③ と石に緩みがないか、保護カバーの取り付け状態が良いか確認する。
- ④ と石を取り換えたときには3分間以上の試運転を行ってから作業する（と石を取り替えない場合も最低1分間は試運転）。
- ⑤ アースが取りにくい場所では、二重絶縁構造の器具を使用する。
- ⑥ 保護めがね、防じんマスクを使用する。
- ⑦ 補助ハンドルをはずして作業しない。



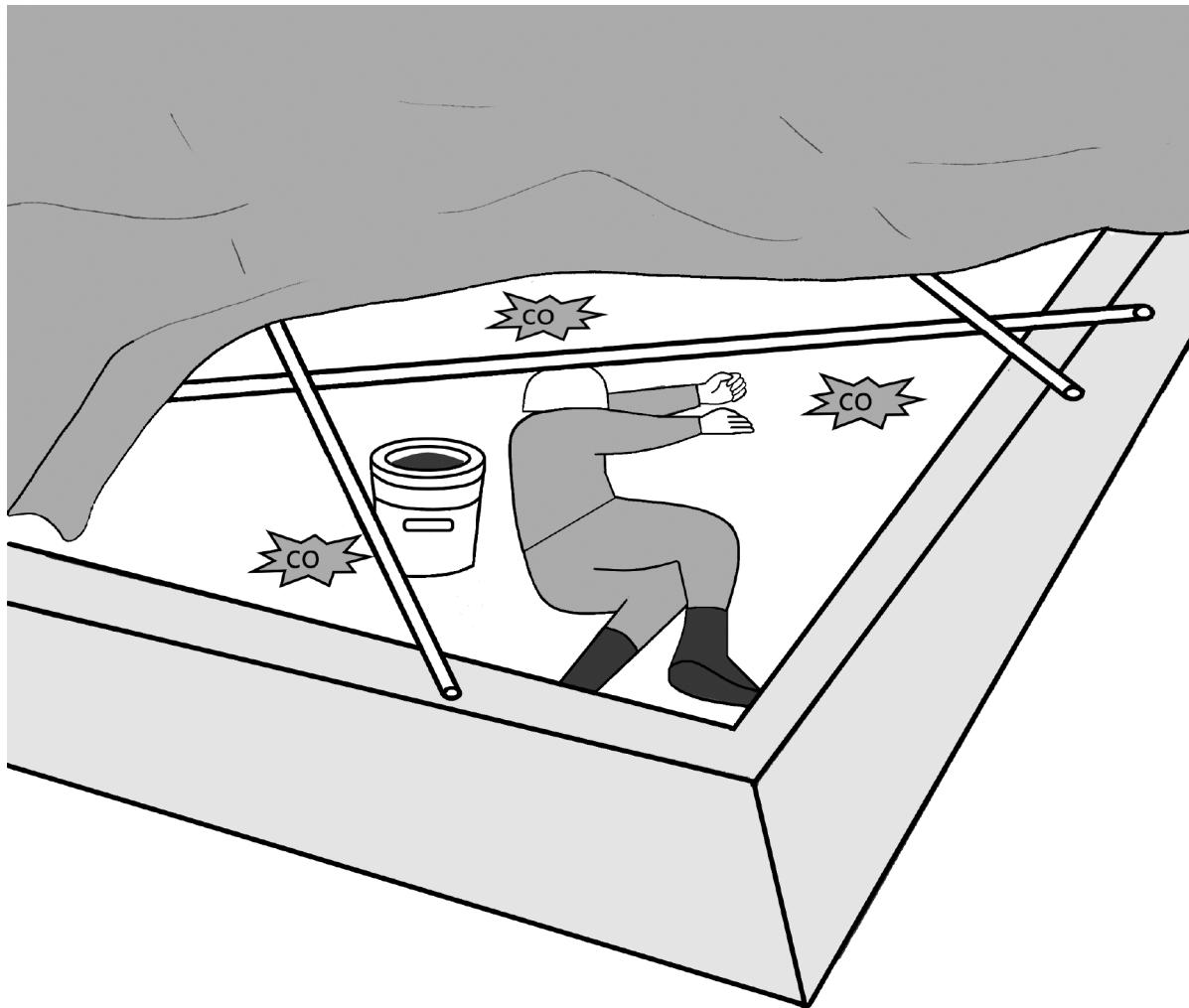
11 有機溶剤中毒予防



RC造家屋建築工事で地下室の壁に下地塗り作業中、有機溶剤中毒になった事例

- ① 地下室などでシンナー等の溶剤などを使う場合は、換気装置が設置されているか確認する。
- ② 「有機溶剤作業主任者」の指示に従う。
- ③ 必要な呼吸用保護具（防毒マスクなど）を正しく使う。
- ④ 有機溶剤中毒予防についての教育は、作業前に必ず受講する。

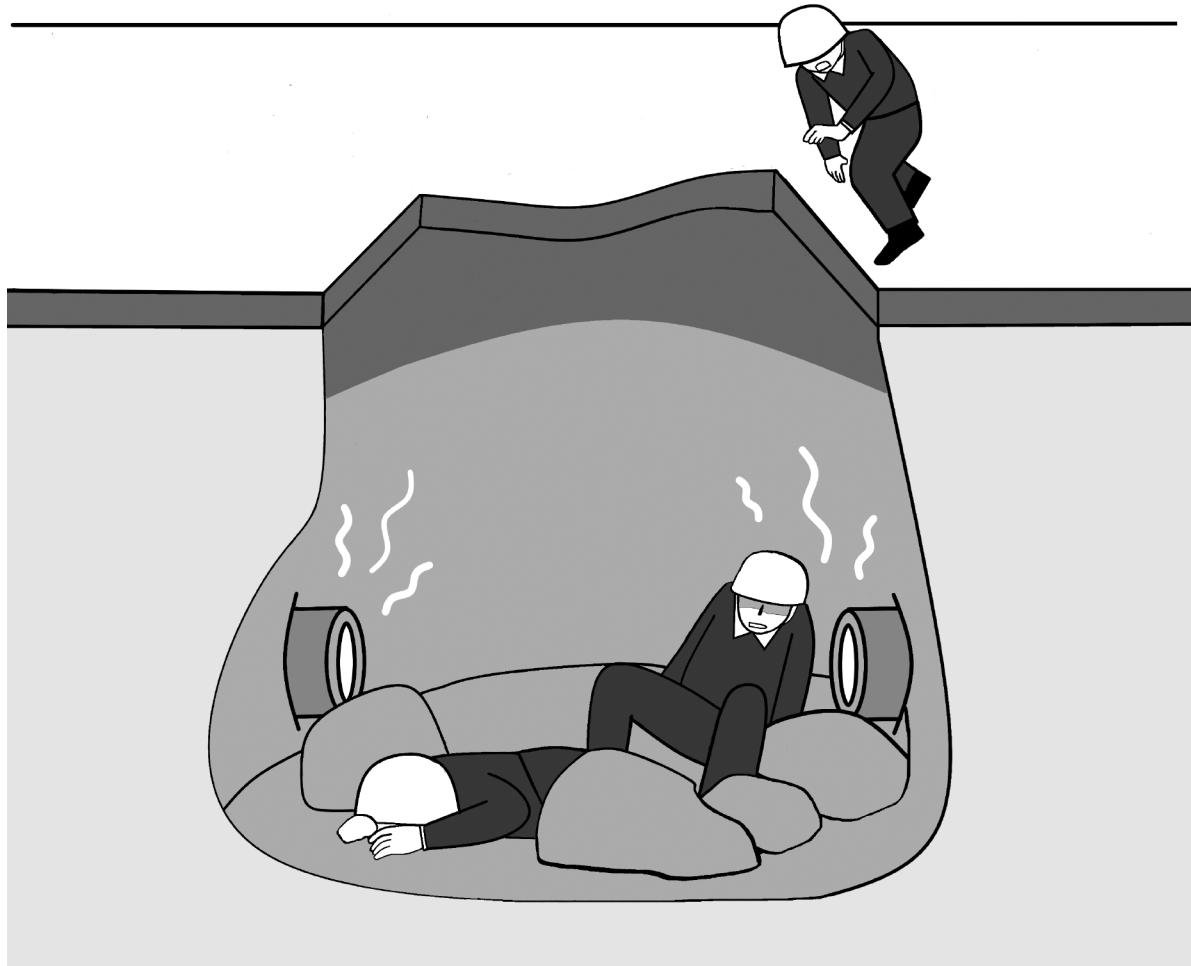
12 一酸化炭素中毒予防



打設した基礎コンクリートをビニールシートで覆って練炭コンロで養生中、一酸化炭素中毒になった事例

- ① 練炭やジェットヒーターなどが使われている場所に入る場合は、必ず、一酸化炭素濃度の測定を行い、十分な換気が行われているか確認する。
- ② 作業責任者の指示に従う。
- ③ 必要な呼吸用保護具（防毒マスクなど）を正しく使う。
- ④ 一酸化炭素中毒予防についての教育は、作業前に必ず受講する。

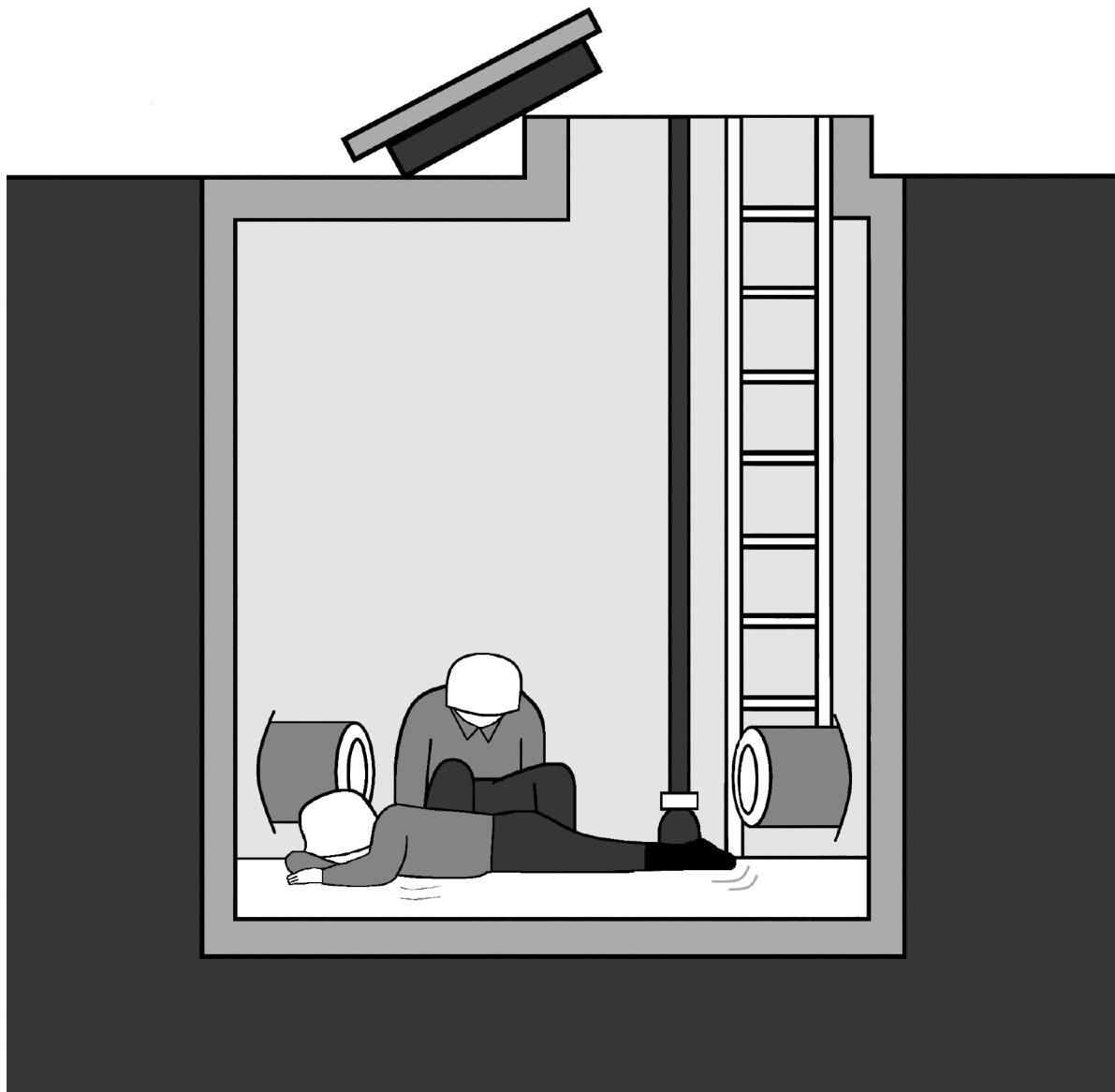
13 硫化水素中毒予防



道路の修復工事のため陥没した穴に入り、硫化水素中毒になった事例

- ① 陥没した穴などには入らない。また、立入禁止区域内には入らない。
- ② 作業場所の酸素濃度・硫化水素濃度の測定が行われ、安全が確認されるまでには、作業場所に入らない。
- ③ 作業場所の換気が十分であるか確認する。
- ④ 「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の指示に従う。
- ⑤ 必要な呼吸用保護具（空気呼吸器など）を正しく使う。
- ⑥ 作業する者以外は、作業場所に入らない。
- ⑦ 酸素欠乏・硫化水素危険場所での作業は、作業前に必ず特別教育を受講する。

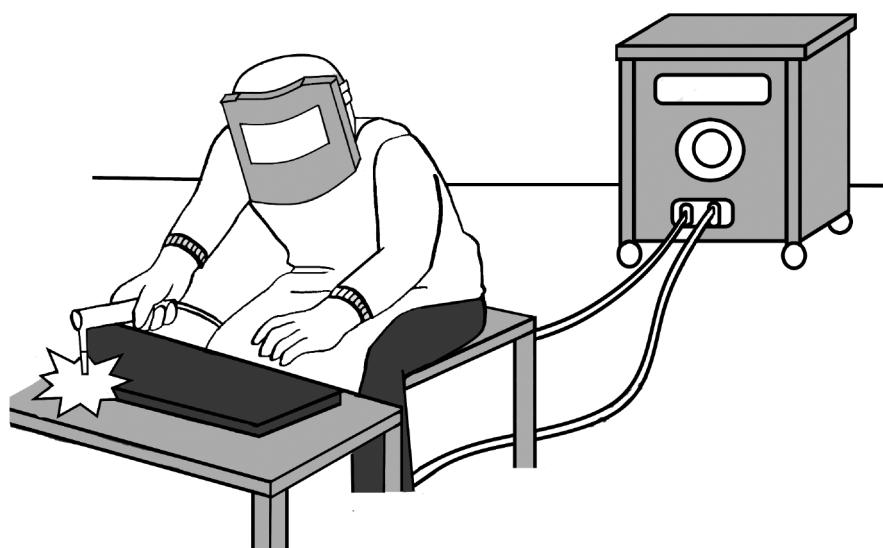
14 酸素欠乏症



下水道の工事で、マンホール内の排水ポンプを2人で引き上げる作業中、酸素欠乏症になり、救助に入った救助者も酸素欠乏症になった事例

- ① マンホール等へ入る前に、酸素・硫化水素濃度を測定し、安全が確認されるまでは作業場所に入らない。
- ② 作業場所の換気が十分であるか確認する。
- ③ 「酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者」の指示に従う。
- ④ 必要な呼吸用保護具（空気呼吸器など）を正しく使う。
- ⑤ 酸素欠乏・硫化水素危険箇所での作業は、作業前に必ず特別教育を受講する。

15 アーク溶接作業



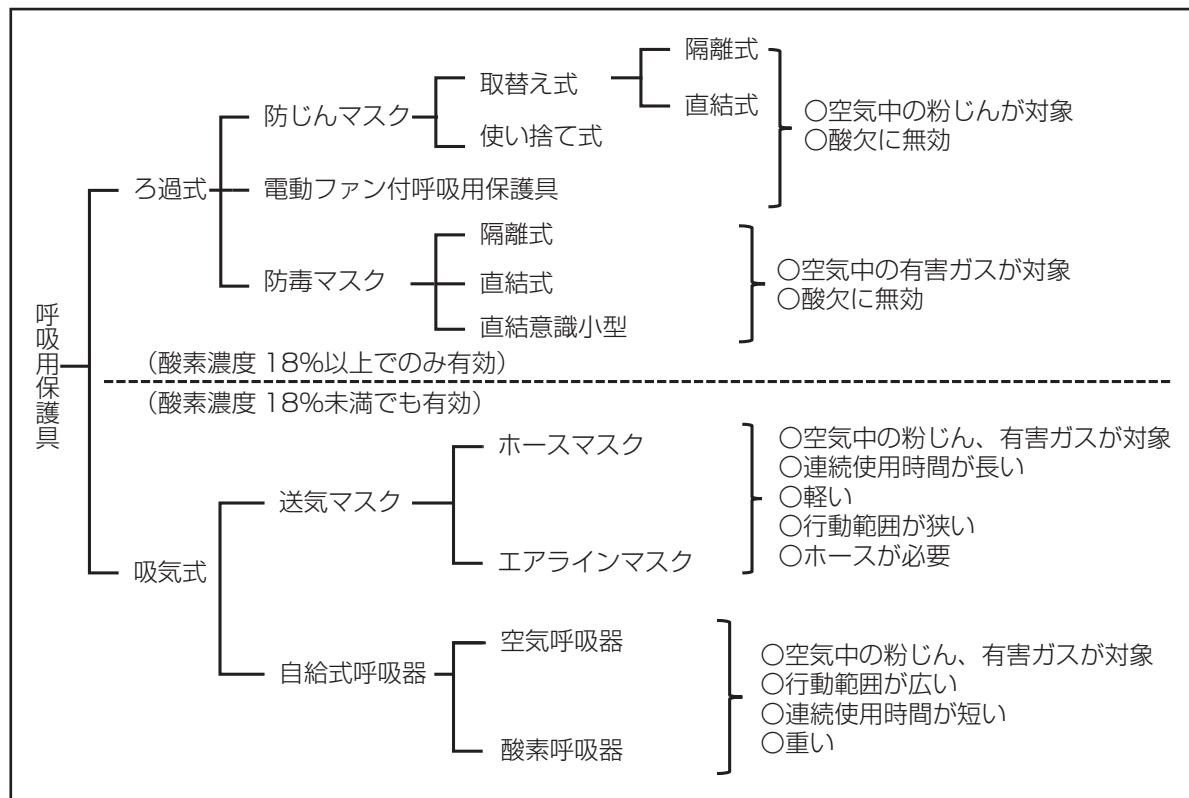
16 ガス溶断作業



- ① 作業の際には、作業場所の周囲に可燃物がないことを確認する。
- ② 作業では、定められた溶接・溶断用の遮光めがね、防じんマスク、安全靴、皮手袋等を使用する。
- ③ アーク溶接の火花を裸眼で直視しない。

呼吸用保護具は正しく選び、正しく使いましょう。

呼吸用保護具の系統図



第3節 高年齢者の災害防止

日本はすでに少子高齢化が進展しているといわれていますが、建設業においてはすでにその影響が強く出始めています。

高年齢者の定義は、さまざまな機関で行われておりますが、このテキストでは高年齢者雇用安定法に則り、55歳以上とします。

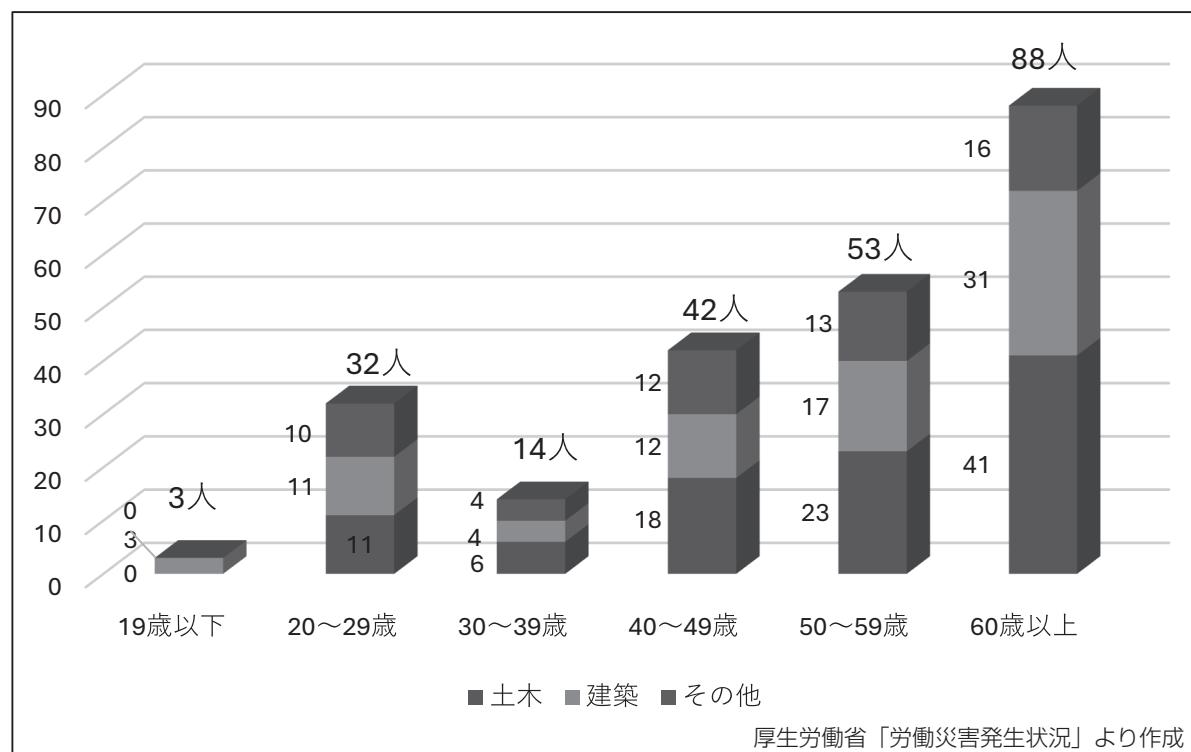
現場における55歳以上の作業員の割合がすでに37%に達していることは第2章で述べましたが、高年齢作業員による災害発生率が高まっていることに着目し、災害防止対策の工夫が必要とされています。

例えば、2024年の建設業における労働災害による死者数232人のうち、60歳以上が88人（37.9%）と最も多く、また、50歳～59歳が53人（22.8%）で、合わせて全体の60.7%を占めています（図表29）。

高年齢作業員は、知識、経験ともに豊富で、作業への習熟度が高いが、加齢による身体的な機能の低下が始まり、災害の被災率が高まることが懸念されます。すなわち、現場におけるものづくりの戦力である高年齢作業員に対して、働きやすい現場環境を整備しなければならない時代になってきました。

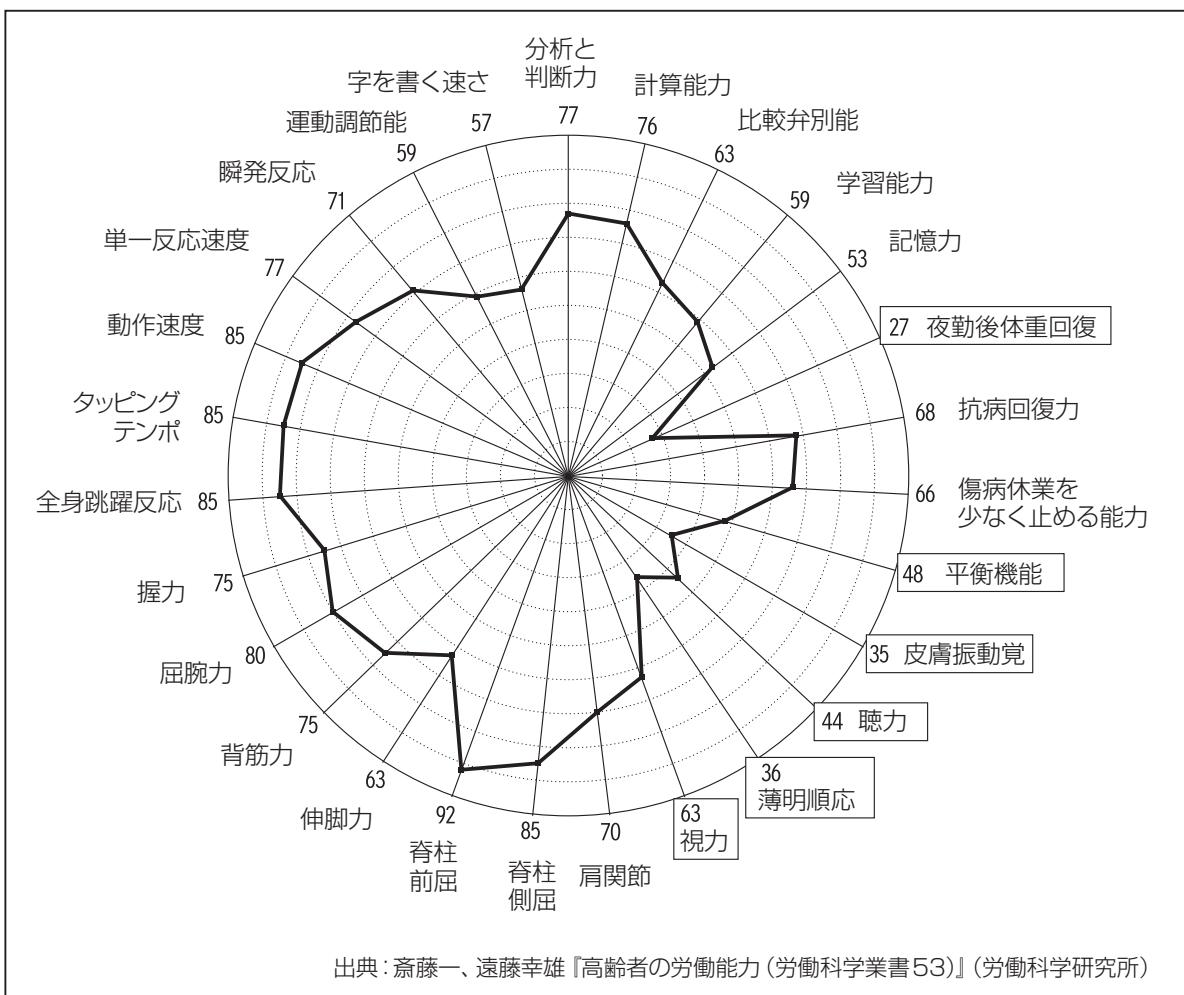
それでは、どのような点に着目して現場環境の改善に取り組めばよいのでしょうか。

図表29 年齢別工事別死亡災害発生状況（2024年）



図表30は、高年齢者の身体能力の落ち込み度を表わしたものです。特に身体能力の落ち込み度が大きい項目に対応した現場の設備や管理方法の改善が必要になります。

図表30 高年齢者の心身機能特性 —20～24歳の心身能力を100とした場合の比較—



現場における高年齢作業員対策として考えられる対策は、以下のとおりです。

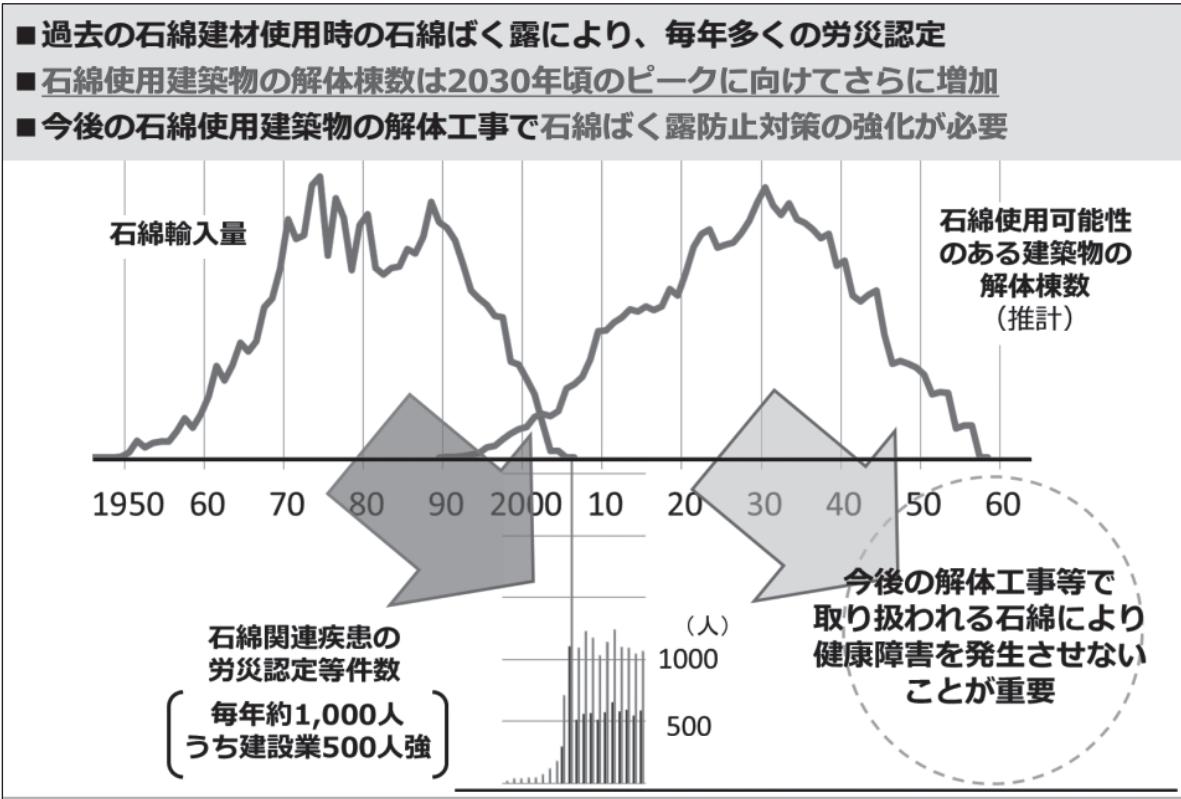
- ① 夜間作業の配置は極力避ける。
- ② 現場に生ずる段差や隙間をできるだけなくす。滑りにくい軽量の安全靴を使用する。
- ③ 可搬式作業台等を使用する作業は、補助者を配置して声をかけながら作業する。
- ④ 合図は、視覚・聴覚両方で認識できるよう工夫する。
- ⑤ 階段や踊り場、段差のある場所は、仮設照明の照度をアップする。
- ⑥ 無理な作業姿勢で運搬することのないよう補助者を配置する。運搬用器具を使用する。

第6章 石綿障害の予防対策

第1節 石綿対策の重要性

1970年代後半から1980年代にわたって輸入された石綿（アスベスト）の多くが建材として建築物に使用されてきましたが、現在、それらの建物の老朽化が進み始め、解体や改修工事が増加し始めています。解体工事、改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

図表31 石綿対策の重要性



(厚生労働省「第14次労働災害防止計画」パンフレットより抜粋)

(1) 石綿が使用されている可能性がある建材（代表例）

場所	代表的な建材名
屋根	住宅屋根用化粧スレート、スレート波板
軒天	けい酸カルシウム板、スラグ石膏板
煙突	石綿セメント円筒
天井	岩綿吸音板、けい酸カルシウム板、石膏ボード
内壁	パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグ石膏板
床	ビニル床タイル・ビニル床シート
ユニットバス	けい酸カルシウム板、化粧セメント板
外壁	窯業系サイディング、スレートボード

第2節 石綿除去作業時の注意事項と適切な保護具の着用

1 作業時の注意事項

現場で行われる解体工事や改修工事の際に石綿粉じんを吸い込まないよう呼吸用保護具を使用し、保護衣または作業衣を装着するなど、細心の注意を払って仕事を進めなければなりません。

上記(1)で示したような石綿が含まれている可能性のある建材を撤去するなどの作業を行う場合は、なるべく破碎や切断などを避け、石綿粉じんが発散しないように努めましょう。

2 呼吸用保護具などの種類と使い方

呼吸用保護具は、作業によって使用する種類が違ってきます。特に、吹付け石綿の除去をはじめ、隔離を行う場所の中では、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能のものを使用することになっています。

① 電動ファン付き呼吸用保護具（PAPR）

バッテリーでファンを回し、ろ過材でろ過した清浄な空気を使用者に送ります。

マスクの中が、常に正圧（プラス圧）になるため、有害な外気を吸う可能性が低く安全と言えます。また、空気を送ってくれるため、呼吸が非常に楽です。国家検定があり合格したものには合格標章が貼付されています。



電動ファン付き呼吸用保護具

② 防じんマスク

防じんマスクには、ろ過材等が交換できる取替え式防じんマスクとマスク自体がろ過材になっている使い捨て式防じんマスクがあります。

ともに国家検定があり合格した物には合格標章が貼付されています。

しかし、石綿が含まれている場合は、取替え式防じんマスクを使用します。除去対象製品、除去工法に応じた防じんマスクを選定し使用してください。

③ マスクの密着性

どんなに優れているマスクを使用しても、マスクと顔面との間にすき間があれば、そこから有害な外気を吸ってしまいます。

そのため、すき間がないように装着することが重要です。

それには、装着の訓練が必要です。

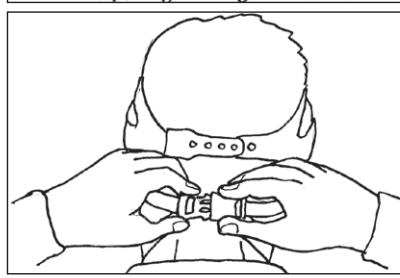
④ 防じんマスクの装着方法

マスクの取扱い説明書に記載されている方法で装着してください。一例を次に示します。

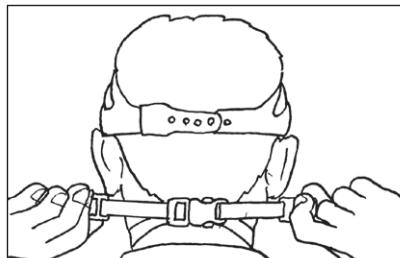
1. ヘッドバンドを頭頂部に掛け、マスクが顔に密着するまで、しめひもを後方へ左右均等に引きあげます。



2. しめひものバックルを首の後ろで接続します。



3. しめひもの両端を引っ張りながら、張り具合を調節します。



取替え式防じんマスク

⑤ 保護衣

作業によっては、化学防護服を装着しなくてはなりません。

化学防護服を装着した場合、服の中の温度が上がるため、熱中症の対策が必要です。



化学防護服

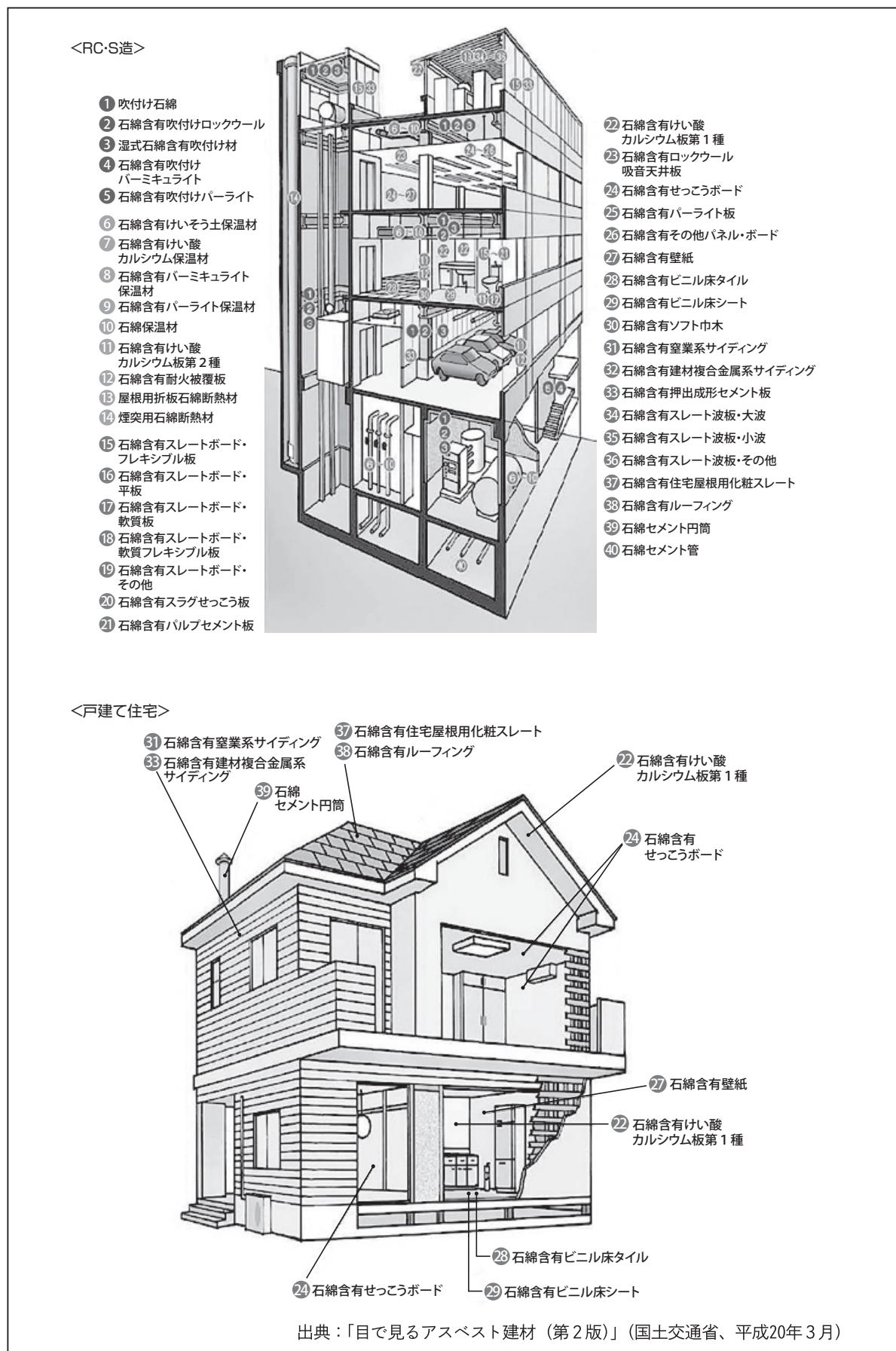
3 作業後の注意事項

作業終了後、保護具、足場、器具、工具などは、作業場外に持ち出す前に、付着した物を除去してください。保護具や作業着は、ビニル袋に入れるなど、他の衣服から隔離して保管しましょう。作業中に、呼吸用保護具や保護衣や作業衣を装着していても、作業後に保護具などに付着した石綿を吸い込んでしまいます。

石綿繊維の付着した作業着を着てそのまま家に帰ったり、作業道具を家に持ち帰ったりすることで、家族等の同居人が石綿関連疾患となったと見られる事例も確認されています。

石綿を含有した建材が使用されている部位については図表32に示します。

図表32 石綿を含有した建材が使用されている部位



第7章 リスクアセスメントを活用した作業の進め方

第1節 リスクアセスメントの考え方

「危険性又は有害性等の調査」は、労働安全衛生法で使用されている用語で、英語では「リスクアセスメント」と称します。日本語ではリスクという言葉を的確に表す言葉がないため、英語を使用するのが一般的となっていますので、このテキストでも「リスク」や「リスクアセスメント」という言葉を使用します。

1) リスクアセスメントの目的

リスクアセスメントとは、現場に存在する危険性や有害性（危険源、ハザードとも言います）を特定し、危険性や有害性が原因となって発生するかもしれない災害の重大性と可能性を数値により評価して見積り、数値の大きなものから対策の優先度を決定し、リスク低減措置を検討して実施する一連の手順を言います。

2) リスクアセスメント実施の効果

リスクアセスメントの考え方を身に着けることによって、危険性や有害性が原因となって発生するかもしれない災害とそれに対する対策が明確になり、一人ひとりの危険回避能力が確実に向上することが期待できます。

3) 建設現場におけるリスクアセスメントとその実施時期

一般的に、建設工事は元方事業者の統括管理のもとで複数の関係請負人や一人親方等が混在して作業が行われており、このような混在作業から発生する労働災害を防止するために果たすリスクアセスメントの役割は非常に大きいものがあります。

一人親方等が行うリスクアセスメントは、作業開始前段階で行い、作業内容に変更があれば再度リスクアセスメントを実施し、災害を防ぐために自分はどう行動するべきかよく考えることが重要です。

第2節 リスクアセスメントを応用した一人KY活動

1) 第1ステップ 危険性又は有害性等を考える。

これから行う作業に潜在する危険又は有害な要因を想定します。

特定の仕方は、「足場で玉掛け作業中（作業動作）、吊り荷がぶれて（危険性）、激突する（災害）」と考えると良いでしょう。

2) 第2ステップ 危険を避けるための対策を考える。

吊り荷が激突しないよう、荷ぶれを防ぐ必要があるので、「吊り荷に介錯ロープを取り付けて作業する」などという対策が考えられます。

このようにして行った危険性又は有害性の特定によるリスクの回避策の検討は、図表33に示すような帳票をもとに「一人KY」を実施することによって大きな災害防止効果が期待できます。

図表33 一人 KY 活動表

○ 月 ○ 日 ひとり KY 活動表	
作業内容	足場の養生ネット取り付け作業
予測される危険	① ネットを引き上げる作業中、身を乗り出して墜落する
	② ネットを固定する作業中、足を踏み外して墜落する
私はこうする	*作業開始前に安全帯のフックを掛ける場所を確認する
	*安全帯のフックを掛けてから作業を開始する
	⇒「安全帯のフック掛け ヨシ !!」

第3節 リスクアセスメントを活用した作業手順書

1 作業手順書の基本

現場で行う作業の種類がある程度定まっている一人親方などや自らで作業を行う方は、リスクアセスメントを活用した作業手順書を作成するとよいでしょう。

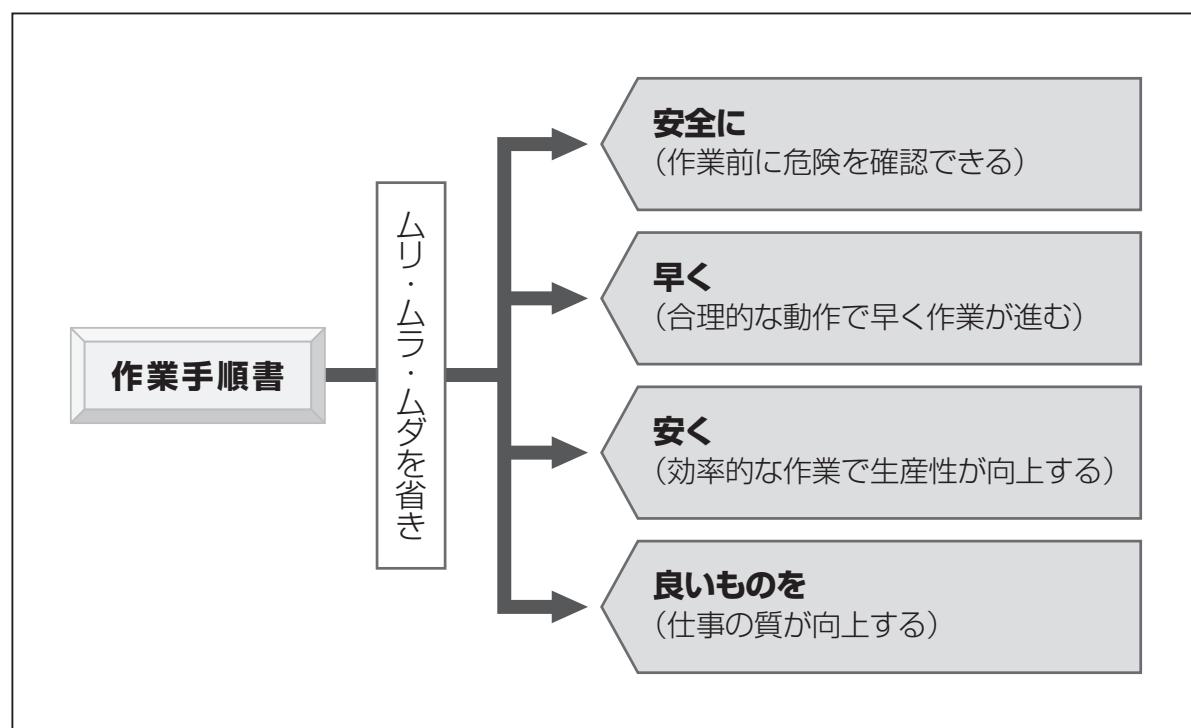
建設業における作業手順書とは、現場で行うさまざまな作業を、それぞれの作業に応じて、「安全に」「最短の時間で」「最小のコストで」「質の良い建物を造る」ために、作業を合理的に進める動作と、動作ごとの急所などを定めたものです。さらに、作業手順書には、作業動作の陰に隠れた危険性又は有害性をあらかじめ特定したうえで、危険を回避する行動を具体的に記述することにより、作業の安全、品質、効率を確保する正しい作業のやり方を示したマニュアルとして使用されます。

1) 作業手順書作成の目的

作業手順書を作成する目的は次のとおりです。

- ① 作業のムダ、ムラ、ムリを排除し、作業しやすい状態を作る
- ② 作業を安全に、正しく、早く、安く、品質良く、環境に配慮して行うことができ、災害防止はもちろんのこと、作業効率や品質の向上に役立つ
- ③ 作業手順書を毎日確認することにより、常に正しい作業方法が身に付く

図表34 作業手順の目的と効果



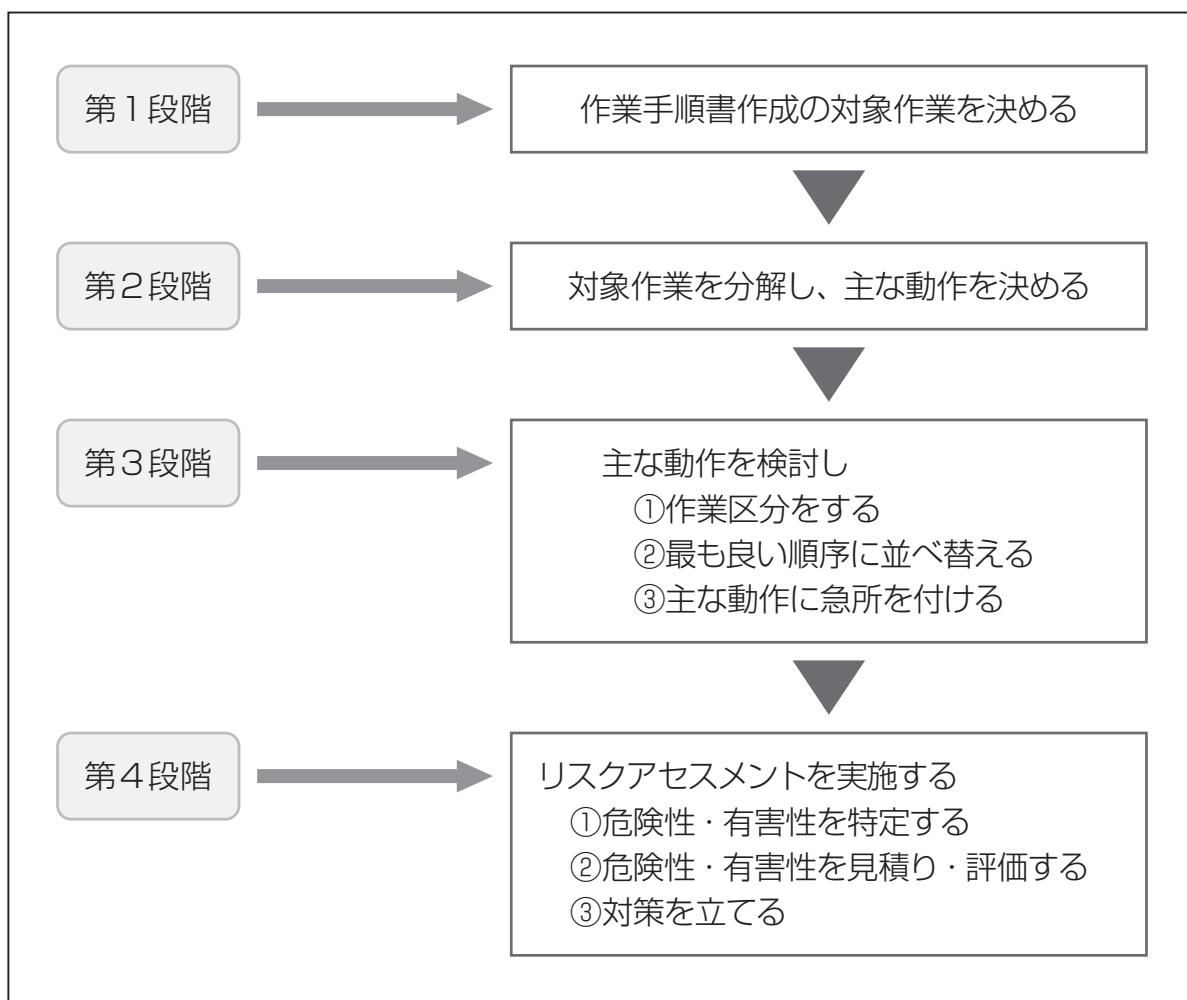
2 リスクアセスメントを応用した作業手順書の作成

従来の作業手順書は、作業（工種）から単位作業を分解し、この単位作業を作業区分、主な動作、急所を記入することで作成されていました。それに対し、リスクアセスメントによる作業手順書では、作業の動作ごとに危険性又は有害性を特定し、リスクを見積り、低減措置を検討し、実施者を記入します。

1) 具体的な作成方法

作業手順書は、次のように4段階で作成します。また、実際に作成した作業手順書の作成例を次頁に示します。

図表35 作業手順書作成の4段階



図表36 リスクアセスメントを応用した作業手順書の例

作業の工程 (主な作業動作)		(安全・正否・やりやすさ)		危険性又は有害性 (予想される災害)		危険性又は有害性 防止対策		誰が 担当				
準備	作業	可能性	重篤度	評価点	優先度	危険性又は有害性 防止対策	誰が 担当					
本 作 業	地組み梁ヒット(ジョイント→落しこみ)	○○が～～して××になれる との表現で簡潔に記述する		危険性又は有害性 (予想される災害)		危険性又は有害性 防止対策		誰が 担当				
	セット手順を確認する	キープランを基に	CONブロックは@1.0m、流し筋2-D13で		足を踏み外して梁底へ転落する		2 2 4 3	声を掛け合い注意を促す				
	作業員の配置を指示する	有資格者を確認して	Fデッキ端部で手、顔面を切傷する		1 2 3 2	皮手袋	対策は、 ①設備面 ②管理面 ③個人用保護具 の順で検討する					
	梁底にスペーサーを並べる	CONブロックは@1.0m、流し筋2-D13で	足を踏み外して梁底へ転落する		2 2 4 3	皮手袋	番線における固定状況を重視認する					
	梁底に角パイプを配置する	スラブ型枠上に2mピッチで (ピッチ本数は、現場ごとに確認のこと!)	足を踏み外して梁底へ転落する		2 2 4 3	皮手袋	番線で小物の固定を行う					
	地組み梁を吊り上げる	上主筋は@2m番線で結束して	組み上げた梁鉄筋・部材が落なし、激突する		2 3 5 4	番線における固定状況を重視認する	玉掛け					
	地組み梁をセットする	カブラー、P-Lの固定状態をチェックして	カブラー、P-Lの固定状態を確認して		3 1 4 3	地切りばゆっくりと行い、荷の水平を確認する	玉掛け					
	(スラブ上に仮置き)	地切り (30cm) 行い、重心を確認して	吊り上げた時、荷が振れて激突する		2 2 4 3	周辺の梁型枠天端を足場板で塞ぐ	作業者					
	カブラー締付け	フープを基準に	足を踏み外して梁底へ転落する		1 2 3 2	皮手袋を装着し、ゆっくり降ろす	引っ掛けた柱主筋、壁縦筋(ばく)、パイプ等で動かす					
	ワットを注入する	主筋突合せ間隔は10mmあけて	梁～柱・壁筋で指が挟まれる		2 2 4 3	周辺の梁型枠天端を足場板で塞ぐ	玉掛け					
急所の表現は、作業動作 にかかるようにする												
外周部、開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												
開口部												

2) 作業手順書作成上の留意点

作業手順書の作成に当たっては、次の点に留意して下さい。

- ① 現場の実態に合わせたものであること
- ② 労働安全衛生法等の法令に違反していないこと
- ③ できるだけわかりやすく、具体的で、簡潔に表現すること
 - ア 作業動作及び急所の欄の文字の数は……15字程度にまとめること
 - イ ひとつの作業動作の急所は……3項目以内とすること
 - ウ 表現の方法は……「ナニナニしない」「ナニナニに注意」のような否定語や個人の注意に頼る表現は好ましくないので「ナニナニする」といった肯定語で危険回避行動を促すこと
- ④ 急所は、急所→手順と読んで一つの文章になるように表現する

【例】急所：有資格者を確認して→主な作業動作：作業員の配置を指示する

3) 作業手順書活用上の留意点

作業手順書を実際に現場で活用する際には、次の事項に留意して下さい。

- ① 事前に現場にあった作業手順書となるよう、加筆・修正を加えること
- ② 作業開始前に危険性又は有害性の防止対策を確認すること
- ③ 決められた作業の流れを確認し、手順のとおりの仕事を行うこと
- ④ 安全衛生上の不具合が生じたときは、作業手順書を見直し、改善すること
- ⑤ 定期的に見直し、より良いものとすること
- ⑥ 臨時、突発的な作業が発生した場合には、仕事の注文者に連絡して協議したうえで作業を進めること

3 建設業における化学物質管理

○建設事業者に求められる取組み

- ・化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任する
- ・リスクアセスメント対象物について労働者のはく露濃度を最小限にする
- ・濃度基準値が設定されている物質について労働者のはく露濃度を基準値以下にする
- ・リスクアセスメント結果とばく露濃度低減措置の内容を労働者に周知するとともに記録を作成、保存する
- ・皮膚等傷害化学物質等への直接接触（使用手袋の浸透によるものを含む）を防止する
- ・化学物質ばく露低減措置、リスクアセスメントの結果事業者がばく露低減措置の一環として実施した健康診断の結果、措置に関する事項等を衛生委員会等に付議

する

○建設業労働災害防止協会では、建設業における化学物質取扱いリスク管理マニュアルを作成

- ・セメント系粉体取扱い作業リスク管理マニュアル
- ・スリラー状のコンクリートを使用する作業リスク管理マニュアル
- ・ドア塗装等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル
- ・防水等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル
- ・シーリング等有機溶剤取扱い作業管理マニュアル
- ・接着（長尺シート等）作業リスク管理マニュアル
- ・これらの典型的な作業に対するリスク管理マニュアルにより、
- ・作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できる
- ・定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができる

第8章

現場におけるコミュニケーションの取り方

現場におけるものづくりには、良好な人間関係を維持するための良好なコミュニケーションが大いに役立ちます。皆さんは、個人で独立した事業主なので他の作業員と上手にコミュニケーションができるよう努力して、働き甲斐のある現場づくりに協力しなければなりません。

第1節 コミュニケーションのポイント

現場での他の作業員とのコミュニケーションのポイントを次ページの表に示します。

図表37 コミュニケーションのポイント

<p>【STEP 1】 相手を受容することで話し手は自己肯定を、聴き手は自分の理解を確認する</p>	<p>① 相手の目を見ながら話をまず一通り最後まで耳を傾け聞く（傾聴する） ・そのために自分の価値観を一旦脇に置く ・相手の言っていることをすぐに評価しない</p>
	<p>② うなずき、あいづちをうちながら話を聞く ・「ふーん、それで」「なるほど、よかったな」「そうだよな」</p>
	<p>③ 非言語表現にも留意する（声の調子や動作） ・コミュニケーションは言語だけではなく、相手の目線、声の調子、表情、態度からも読み取れる（「ハイ」と返事しても、表情が暗い、不満顔であれば納得していないなど）</p>
	<p>④ 相手にできるだけ話をさせ、途中で話を取り上げない</p>
	<p>⑤ 繰り返す（伝え返す） ・相手の言ったことをオウム返しする 「今日～があったんですよ」 ⇒「そうか、今日～があったんだ」 ・相手の話のポイントとなる言葉、気持ち、状況を投げ返す 「今日、予定通り作業が終わり大工から感謝されました。とっても嬉しかったんです」 ⇒「そうか。大工から感謝され嬉しいんだな。いい表情しているよ」</p>
<p>【STEP 2】 共感・支持することで心の触れ合い、繋がりが強化される</p>	<p>① 発言内容を認め、相手を支える（同調したい気持ちを伝える） ・話を聴いている途中で、例えば「それはそうだ」、「よくやった」などの感情が湧きあがってきたら、それを素直に表現し伝える（以心伝心は通用しない）</p>
	<p>② 父支持をする ・「俺もそう思う。よし、それやってみよう」</p>
	<p>③ 母支持をする ・「よく耐えたね」、「辛かったね」</p>
	<p>④ 根拠を持って支持をする ・「なるほどそのとおりだ」（理論・理屈） ・「以前にもそんなことがあったが…」（過去の事例） ・「実は、かつて私にもこんな経験がある」（自身の体験）</p>
	<p>① 話を最後まで聴かずに、すぐに励ます。すぐに指示をする（ガンバレ、こうしろよ）</p>
<p>【STEP 3】 相手に対してやつてはいけない言動</p>	<p>② すぐに相手を否定する（まだそんなこと言っているのか）</p>
	<p>③ 相手を軽くあしらう（大した問題じゃない。おまえだけじゃない）</p>
	<p>④ 愚痴をこぼす（俺だって大変なんだ。実は、俺も…）</p>
	<p>⑤ 責任回避をする（今さら言われても。俺は関係ない）</p>
	<p>⑥ 後ろから鉄砲を撃つ（だから俺もだめだって言っただろ）</p>
	<p>⑦ 決断せずに一緒に困ってしまう（困ったな、弱ったな、どうしよう）</p>

出典：徳山誠「ベテラン×若手 コミュニケーション実践講座」（『建設労務安全』2017年6月号、労働調査会）

第2節 伝達力を向上させる話し方

1) わかりやすい話し方

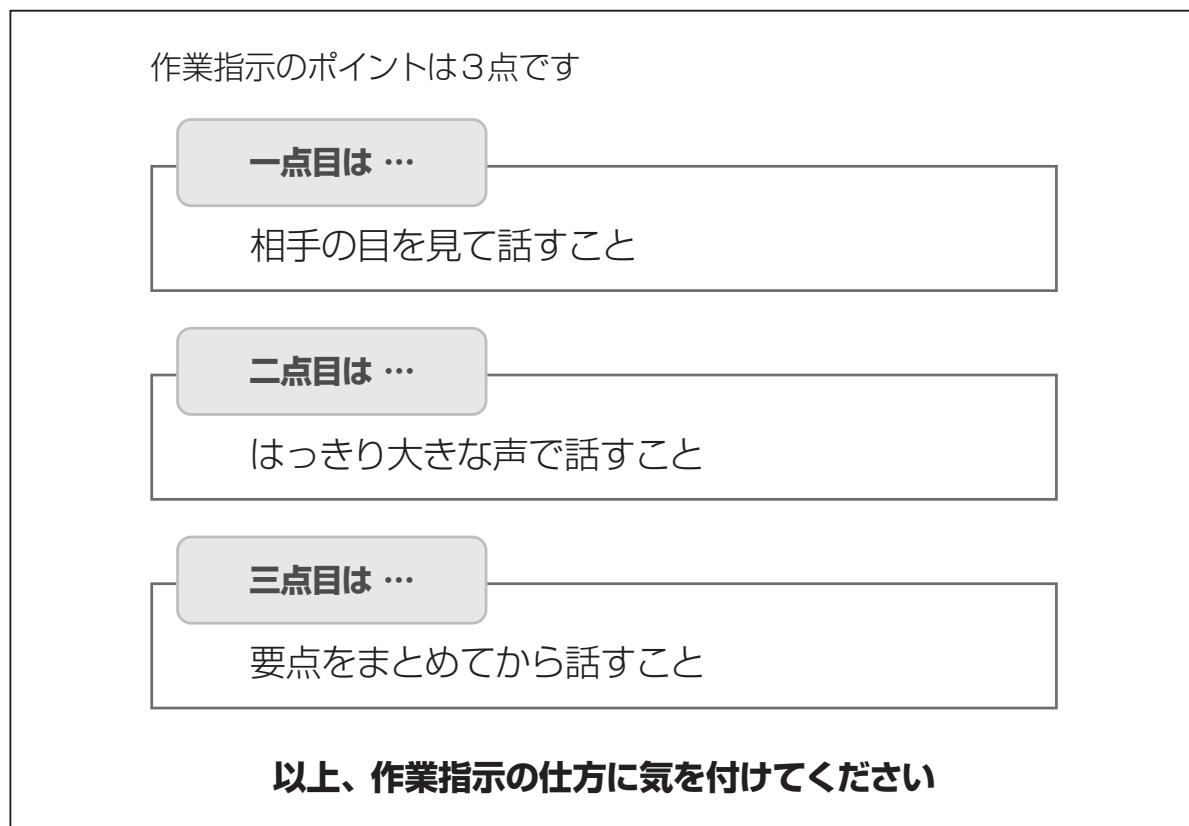
現場で行われる打合せの際に、相手が何を言っているのかわからなかったり、何度も聞き返しても要領が得られなかったりする場合があります。働く者どうしが、さまざまな内容の伝達を行ううえで、話す技術を向上させることは大変重要です。特に現場では、作業の内容をわかりやすく伝えて手順を間違えることがないよう工夫する必要があります。

相手に対し的確に話の内容を伝えるためには、いろいろな話し方がありますが、ポイントを確実に印象付ける話し方として2つの方法を紹介します。

① ポイントを3つにまとめて話す

この方法は、最初に「全体」を説明し、次に「ポイント3つ」をまとめて説明し、最後に「全体をまとめて」話をする方法です。

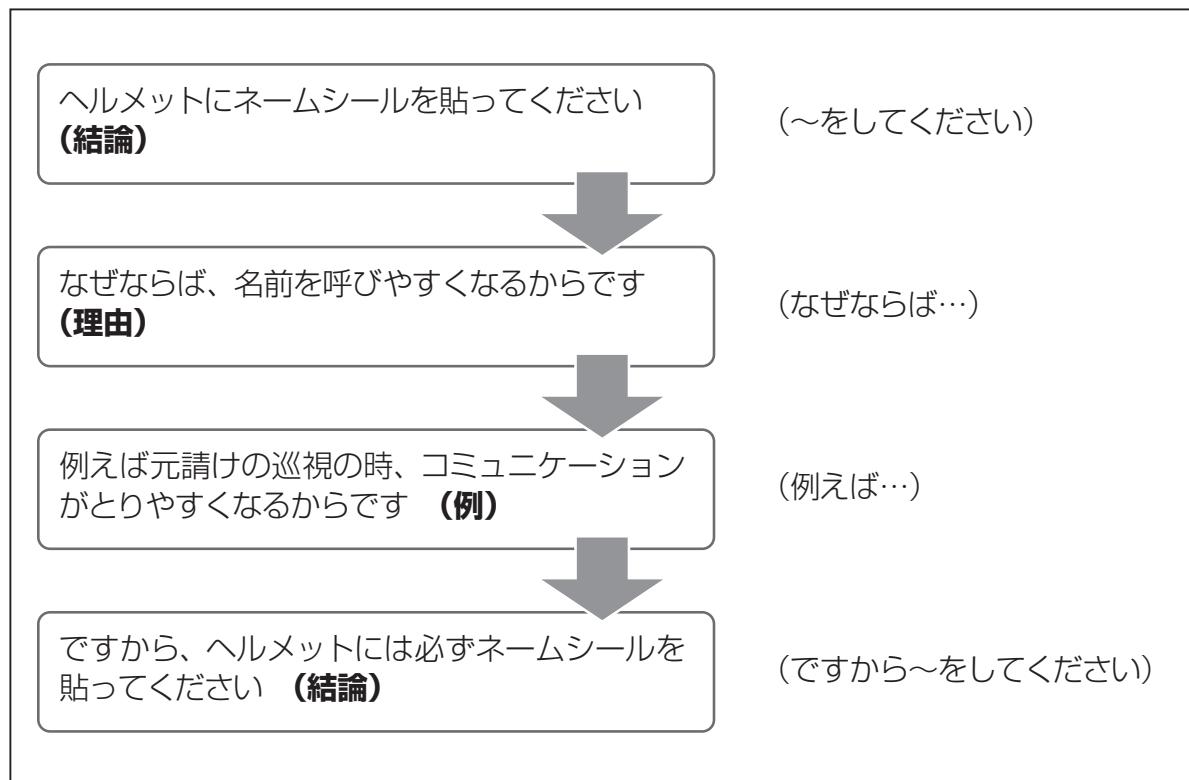
図表38 作業指示のポイントは3点



② 結論を最初に言ってから話す

この方法は、結論→理由→例→再結論の順で話を進める方法です。

図表39 結論を最初に



《グループワーク：バズセッション》

1. バズセッションとは

バズとは、ハチが飛ぶときのブンブンという音のことで、セッションとは、会議のことをいいます。

全体を5～6人くらいのグループに分けて、それぞれのグループごとに意見を出し合い、その結論をもとに全体の意見をまとめる討議方式です。

2. バズセッションの進め方

第1ステップ

参加者全員に対して、テーマ及び討議の進め方を説明する。

第2ステップ

参加メンバーを5～6人くらいのグループに分ける。

第3ステップ

グループごとにリーダーと記録係を決める。

第4ステップ

合図とともに、一斉に討議を開始する。

第5ステップ

グループごとの結論をまとめる。

3. 記録用紙

バズセッションの記録用紙

班	参加者
テーマ	
①	
②	
③	
まとめ	
メモ	

カリキュラム

教科目	内容	所要時間
開会式・オリエンテーション		10分
一人親方等の災害	一人親方等の安全衛生管理	30分
	労働災害発生の課題	
	災害発生の仕組み	
	(休憩)	
	グループワーク	
建設現場の安全衛生管理	統括安全衛生管理体制	20分
	安全施工サイクル	
	高年齢者の災害防止	
	(休憩)	
	墜落・転落災害の防止	60分
	繰り返し型災害の防止	
	石綿（アスベスト）障害の予防	
リスクアセスメント及びコミュニケーション能力の向上		
閉会式（アンケート・修了証交付）		10分
計		180分

建設業の一人親方等のための
安全衛生教育テキスト

初　　版　　令和7年7月
編集・発行　　公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会
お問合せ先　　〒101-0047
　　　　　　　東京都千代田区内神田1丁目12番2号 三秀舎ビル6階
　　　　　　　電話 03 (5283) 1030 Fax 03 (5283) 1032
　　　　　　　URL <https://www.zenkiren.com/>

本テキストのコンテンツの利用は、厚生労働省ホームページ
「利用規約・リンク・著作権等」に準じます。
<https://www.mhlw.go.jp/chosakuen/index.html>

